

299

日本兒童文庫

日用寶典

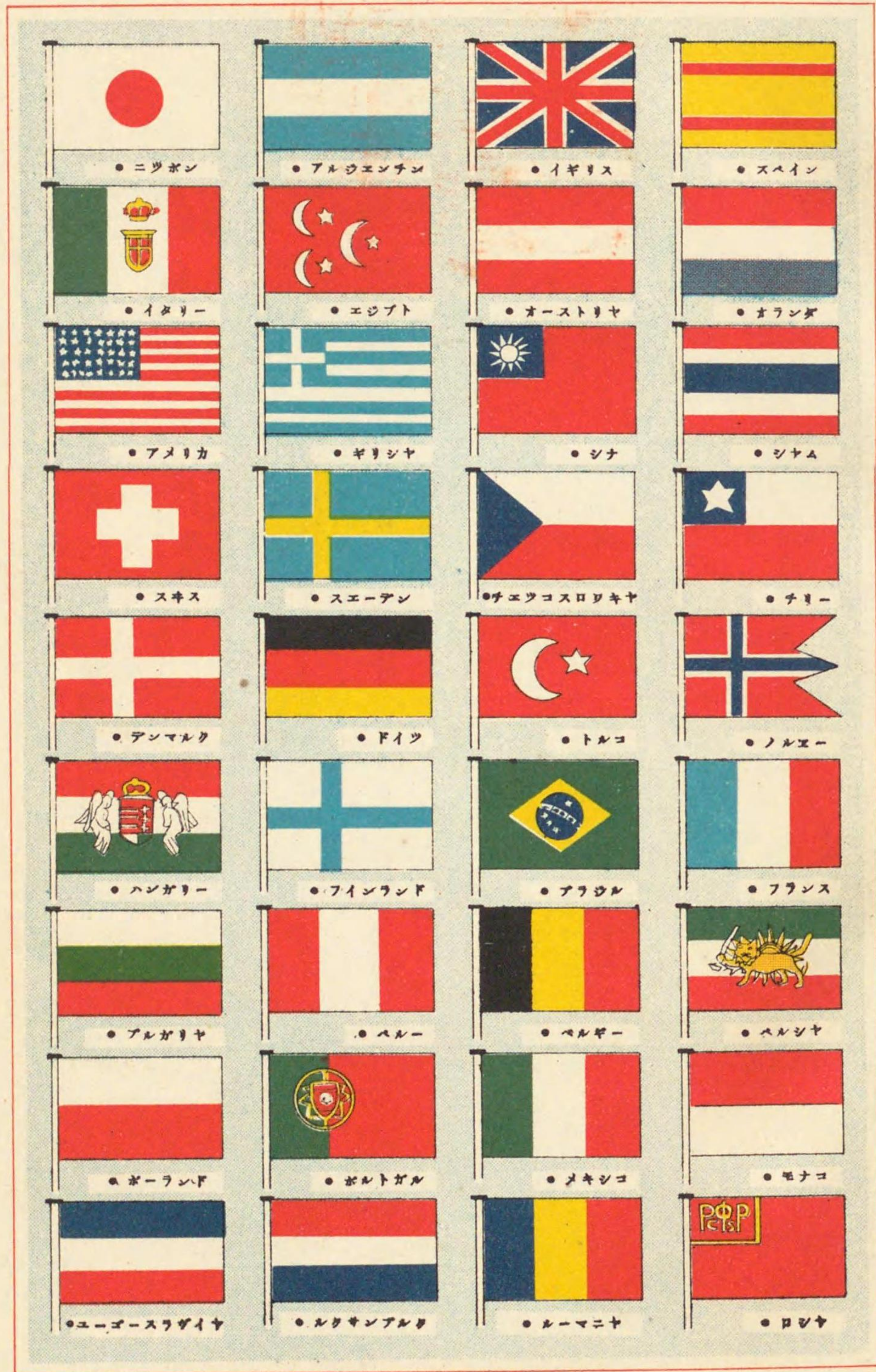
日本兒童文庫編輯部

編



ARS





ろいろいの旗國

全集
N 70



151222

目次

皇室	一
神社一覽	六
大日本帝國憲法	二
皇室典範	一九
國史年表	二五
歷代內閣一覽	四四
歷代衆議院議長一覽	五九
日本文學者一覽	六〇
日本武人一覽	六五

發明と發見一覽	七二
日本博士一覽	七三
文字一覽	七四
行政區劃一覽	六七
日本市名一覽	九一
世界大都市一覽	九四
學校一覽	九七
陸軍一覽	一〇七
海軍一覽	一一四
租稅一覽	一一九
鐵道一覽	一二〇
郵便一覽	一二八

天氣豫報一覽	一三四
風の種類	一三五
世界各地標準時の比較	一三六
太陽系の主要なる星一覽	一三七
日本輸出入總額一覽	一三六
日本輸出入額一覽	一三九
日本主要輸入品一覽	一四〇
日本主要輸出品一覽	一四二
日本主要產物產額一覽	一四二
日本產物主產地一覽	一四三
世界各國名一覽	一四五
世界各國貿易額一覽	一四七

世界人種一覽……………一四九

世界主要産物産地一覽……………一五〇

度量衡一覽……………一五一

日本山岳一覽……………一五三

世界高山一覽……………一六〇

日本河川一覽……………一六二

世界大河一覽……………一六四

日本著名沼湖一覽……………一六五

動物分類一覽……………一六七

珍しい動物一覽……………一七一

主要食用動物一覽……………一七四

害虫と益蟲一覽……………一七五

主なる人體寄生動物一覽……………一七七

狩獵鳥獸一覽……………一七九

普通の有毒動物一覽……………一八〇

主なる飼鳥の原産地調べ……………一八二

動物の壽命調べ……………一八三

各種速度の比較……………一八四

植物分類一覽……………一八五

主要食用植物一覽……………一八七

普通薬用植物一覽……………一九一

普通の有毒植物一覽……………一九二

普通植物一覽……………一九三

ぐいたみん含有表……………二二五

日用寶典

鑛物分類一覽	二六
岩石分類一覽	二七
主なる合金一覽	二八
日本地震帶圖	二九
日本大地震一覽	三〇
地質時代一覽	三一
運動競技最高記録一覽	三三
年中行事一覽	三〇
十干十二支の話	三三
曆の節一覽	三六
樂譜記號一覽	三六

裝 幀・恩地孝四郎
口 繪・恩地孝四郎

皇 室

今上天皇

御名を裕仁と申し上げ、神武天皇より第百二十四代に當らせられ、大正天皇の第一皇子にまします。明治三十四年四月二十九日に御誕生あらせられ、同五月五日に御命名、迪宮と稱せられました。明治四十一年四月學習院御入學、大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勳位に敘せられ、大正三年四月二日學習院初等科御卒業。その後東宮御所内東宮御學問所に於て御修業遊ばされることになりました。同三年十月三十一日中尉に、同五年十月三十一日大尉に御昇進。同年十一月三日立太子禮。同八年五月七日御成年式。同九年十月三十一日陸海軍少佐に御昇進。同十年三月三日海外御巡遊の途につかせられ、九月三日横濱着御歸京。

同十年十一月二十五日攝政に御就任。同十二年十月三十一日陸海軍中佐に御昇進。同十三年一月二十六日久邇宮邦彦王第一女良子女王と御結婚遊ばされ、同年十月三十一日陸海軍大佐に御昇進。同十五年十二月二十五日御踐祚。昭和三年十一月十日に御即位の大典を擧げさせられました。

皇 后

御名を良子と申し、久邇宮邦彦王の第一女にまします。明治三十六年三月六日に御誕生遊ばされ、同四十二年四月學習院女學部初等科に御入學。大正四年四月中等科へ御進級、同七年四月に御卒業。同十一年九月勳一等に敘せられ、同十三年一月二十六日御入興、皇太子妃とならせられ、昭和元年十二月二十五日皇后にお

なり遊ばされました。

皇太后

御名を節子と申し、故従一位大勳位公爵九條道孝の第四女として、明治十七年六月二十五日に御誕生なされ、同二十一年女子高等師範學校附屬幼稚園に御入園遊ばされ、同二十三年九月十一日華族女學校小學部に御入學、同二十九年九月十一日中學部に御進級。同三十二年八月二十九日同校御卒業。同三十三年五月十日御入興、皇太子妃とならせられ、大正元年七月三十日皇后に、昭和元年十二月二十五日大正天皇御崩御のため皇太后におなりなさいました。

皇子

第一皇女―成子内親王。大正十四年十二月六日御誕生
なされ照宮と申し上げます。
第三皇女―和子内親王。昭和四年九月三十日御誕生な

され、孝宮と申し上げます。

皇弟

秩父宮雍仁親王（大正天皇第二皇子。明治三十五年六月二十五日御誕生）
同妃 勢津子（子爵松平保男姪。明治四十二年九月九日御誕生）
高松宮宣仁親王（大正天皇第三皇子。明治三十八年一月三日御誕生）
同妃 喜久子（公爵徳川慶久女。明治四十四年十二月二十六日御誕生）
澄宮崇仁親王（大正天皇第四皇子。大正四年十二月二日御誕生）

皇族（括弧内は御誕生日）

伏見宮 博恭 王（明治八年十月十六日）

妃 經子（同十五年九月二十三日）

博義 王（同三十年十二月八日）

妃 朝子（同三十五年十月二十日）

博英 王（大正元年十月四日）

邦芳 王（明治十三年三月十八日）

光子女 王（昭和四年七月二十八日）

山階宮

武彦 王（明治三十一年二月十三日）

故菊麿王妃常子（明治三十五年十一月二十日）

茂麿 王（明治四十一年四月二十九日）

賀陽宮

恒憲 王（明治三十三年一月二十七日）

妃 敏子（同三十六年五月十六日）

故邦憲王妃好子（慶應元年十月二十日）

邦壽 王（大正十一年四月二十一日）

美智子女 王（同十二年六月二十九日）

治憲 王（同十五年七月三日）

章憲 王（昭和四年八月十七日）

久邇宮 朝融 王（明治三十四年二月二日）

妃 知子女 王（同四十年五月十八日）

故邦彦王妃倪子（同十二年十月十九日）

正子女 王（大正十五年十二月八日）

朝子女 王（昭和二年十月二十三日）

邦昭 王（昭和四年三月二十五日）

邦英 王（明治四十三年五月十日）

多嘉 王（同八年八月十七日）

妃 靜子（同十七年九月二十五日）

恭仁子女 王（大正六年五月十八日）

家彦 王（大正九年三月十七日）

徳彦 王（同十一年十一月十九日）

梨本宮 守正 王（明治七年三月九日）

妃 伊都子（明治十五年二月二日）

朝香宮

鳩彦 王 (明治二十年十月二日)

妃 九子内親王 (明治二十四年八月七日)

妃 久子女王 (明治四十四年九月十二日)

孚彦 王 (大正元年十月八日)

正彦 王 (大正三年一月五日)

湛子 女 王 (大正八年八月二日)

東久邇宮

稔彦 王 (明治二十年十二月)

妃 聰子内親王 (明治二十九年五月十一日)

盛厚 王 (大正五年五月六日)

彰常 王 (大正九年五月十三日)

俊彦 王 (昭和四年三月二十四日)

北白川宮

永久 王 (明治四十三年二月十九日)

故成久王妃房子内親王 (同二十三年一月二十八日)

故能久親王妃當子 (文久二年閏八月八日)

美年子女王 (明治四十四年五月六日)

佐和子女王 (大正二年十月十五日)

多惠子女王 (大正九年四月十五日)

竹田宮

恒德 王 (明治四十二年二月四日)

故恒久王妃昌子内親王 (明治四十一年四月三十日)

禮子女王 (大正二年七月四日)

閑院宮

載仁親王 (慶應元年九月二十二日)

妃 智惠子 (明治五年五月二十五日)

春仁 王 (明治三十五年八月三日)

妃 直子 (明治四十一年十一月七日)

東伏見宮

故依仁親王妃周子 (明治九年八月二十九日)

李王家

昌德宮李王 (明治三十年十月二十日)

李王妃方子女王 (明治三十四年十一月四日)

李太王妃伊氏 (明治二十七年九月十九日)

德惠 姬 (明治四十五年一月二十五日)

李壩公家

李壩 公 (明治十年三月三十日)

妃 金氏 (明治十一年十一月二十一日)

李勇 吉 (明治四十二年十月二十八日)

李鍋公家

李鍋 公 (大正元年十一月十五日)

故李熹公妃李氏 (明治十六年七月十日)

故李峻公妃金氏 (明治十一年七月八日)

故李墩鎔妻金氏 (明治十二年十月三日)

李辰 琬 (大正五年五月十八日)

神社一覽

社名	祭神	祭日	鎮座地
皇太神宮	天照大神	月日	三重縣宇治山田市
豐受大神宮	豐受大神	一〇・一七 一〇・一六	同
官幣大社			
加茂別雷神社	別雷神	五・二五	京都府愛宕郡上賀茂村上賀茂
賀茂御祖神社	玉依姬命、賀茂健角身命	五・二五	同 京都市下鴨村下鴨
石清水八幡宮	品陀別命、息長帶姬命、比賣神	九・二五	同 綴喜郡八幡町八幡莊
松尾神社	大山咋命、中津島姬命	四・二	同 葛野郡松尾村上山田
平野神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	四・二	同 京都市上京區平野
稻荷神社	倉稻魂神、猿田彥命、大宮女命	四・九	同 紀伊郡深草村福稻
大神神社	倭大物主櫛堰玉命	四・九	奈良縣磯城郡三輪町三輪
大和神社	倭大國魂神、八千戈神、御年神	四・一	同 山邊郡朝和村新泉
石上神社	布都御魂劍	九・二五	奈良縣山邊郡丹波市町布留
春日神社	健御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	三・三	同 奈良市春日野町
廣瀨神社	若宇迦賣命	四・四	同 北葛城郡河合村川合

龍田神社	天御柱命、國御柱命	四・四	同 生駒郡三郷村立野
丹生川上神社	高靈神(上社) 岡象女神(中社) 闇龍神(下社)	一〇・八 一〇・六 六・一	同 吉野郡(上社)出上村 (中社)小川村 (下社)丹生村
枚岡神社	天兒屋根神、比賣神、武甕槌命、齊主命	二・一	大阪府中河內郡枚岡村出雲井
大鳥神社	大鳥連祖神	八・三	同 泉北郡鳳町大鳥
住吉神社	表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帶姬命	六・三〇	同 大阪市住吉區住吉
生國魂神社	生島神、足島神	九・九	大阪府大阪市天王寺區生玉
廣田神社	撞賢木殿之御魂天疎向津媛命	三・一六	兵庫縣武庫郡大社村廣田
氷川神社	須佐之男命、大己貴命、稻田姬命	八・一	埼玉縣北足立郡大宮町高鼻
安房神社	天太玉命	八・一〇	千葉縣安房郡神戶村太神宮
香取神社	伊波比主命	四・一四	同 香取郡香取町香取
鹿島神社	武甕槌神	九・一	茨城縣鹿島郡鹿島町宮中
三島神社	玉籤入彥殿之事代主神	八・一六	靜岡縣田方郡三島町傳馬
熱田神社	草薙神劍	六・二	愛知縣名古屋市南區熱田新宮坂町
日吉神社	大山咋神 大己貴神	四・一四	滋賀縣滋賀郡坂本村坂本
日前神社	日前大神	九・二六	和歌山縣海草郡宮村秋月
國懸神社	國懸大神	五・一四	鳥根縣籬川郡杵築町杵築東
出雲大社	大國主命	三・一八	大分縣宇佐郡宇佐町南宇佐
宇佐神宮	譽田別尊、比賣神、大帶姬命		

霧島神宮
伊弉諾神宮
香椎宮
宮崎神宮
檜原神宮
平安神宮
氣比神宮
鹿兒島神宮
鷗戸神宮
淺間神宮
建部神宮
札幌神宮
宗像神宮
吉野神宮
臺灣神宮
樺太神宮
月山神宮
多賀神宮
阿蘇神社

天饒石國饒石天津日高彥火瓊々杵尊
伊弉那岐命
仲哀天皇、神功皇后
神日本磐余彥尊
神武天皇、媛蹈鞰五十鈴媛皇后
桓武天皇
伊奢沙別命、日本武命、帶中津彥命、息長帶姬命、譽田別命、豐姬命、武內宿禰命
天津日高彥穗々出見命
彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊
木花咲耶姬命
日本武尊
大國魂神、大己貴神、少彥名神
多紀理姬命、市杵島姬命、多岐都姬命
後醍醐天皇
大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王
大國魂神、大己貴命、少彥名命
月讀命
伊弉那岐命、伊弉那美命
健甕龍命

九・九 鹿兒島縣始良郡東襲山村田口
四・三 兵庫縣津名郡多賀村多賀
一〇・二 福岡縣糟屋郡香椎村香椎
一〇・二六 宮崎縣宮崎市下北方
二・一 奈良縣高市郡白檜村畝火
四・五 京都府京都市上京區岡崎町
九・四 福井縣敦賀郡敦賀町曙
八・五 鹿兒島縣始良郡西園分村內
二・一 宮崎縣南那珂郡鷗戸村宮浦
一・四 靜岡縣富士郡大宮町櫻々丘
四・五 滋賀縣栗太郡瀬田村神領
六・二五 北海道廳札幌郡藻岩村圓山
一・二五 福岡縣宗像郡 田島村田島
大島村大岸沖島
九・七 奈良縣吉野郡吉野村吉野山
一〇・二八 臺灣臺北廳芝蘭一堡劍潭山圓山
八・三 樺太豐原町旭々岡
七・二五 山形縣東田川郡立谷澤村立谷澤泉村川代
四・三 滋賀縣犬上郡多賀村多賀
七・二〇 熊本縣阿蘇郡宮地町

宮崎神宮
八坂神宮
日枝神社
龜山神社
熊野座神社
熊野速玉神社
諏訪神社
明治神宮
丹生都比賣神社
朝鮮神宮

應神天皇
素戔嗚命、稻田比賣命、八柱御子神
大山咋命
彥五瀨命
家都御子神
熊野速玉神
健御名方富命、八坂刀賣命(上社)
(下社)
明治天皇、昭憲皇太后
丹生都比賣神
天照大神、明治天皇

八・二五 福岡縣糟屋郡箱崎町箱崎
六・五 京都府京都市下京區祇園町
六・二五 東京府東京市麴町區永田町二
九・三 和歌山縣海草郡三田村和田
四・五 同 東牟婁郡本宮村
一〇・一五 同 新宮村
四・一五 長野縣諏訪郡(上社)中洲村
(下社)下諏訪町
八・一 東京府豐多摩郡代々木町
一・三 和歌山縣伊都郡天野村
一〇・一六 朝鮮京畿道京城府南山
一〇・一七

國幣大社

氣多神社
大山祇神社
高良神社
多度神社
熊野神社
南宮神社

大己貴命
大山積神
高良玉垂命
多度神
神祖熊野大神、櫛御氣野命
金山彥命

四・三 石川縣羽咋郡一ノ宮村宮寺家
四・三 愛媛縣越後郡宮浦村宮浦
一〇・一三 福岡縣二井郡御井町高良山
五・五 三重縣桑名郡多度村大字多度
一〇・一四 島根縣八束郡熊野村
五・五 岐阜縣不破郡宮代村

別格官幣社

談山神社
護王神社
小御門神社
菊池神社
湊川神社
名和神社
阿部野神社
藤島神社
結城神社
豐榮神社
建勳神社
豐國神社
東照宮
常磐神社
照國神社
靖國神社
靈山神社
梨木神社

藤原鎌足朝臣
和氣清麿朝臣、和氣廣蟲
藤原師賢卿
菊池武時、同武重、同武光
楠正成朝臣
名和長年
北畠親房、同顯家
源義貞
結城宗廣
贈正一位大江元就
平信長朝臣
豐臣秀吉朝臣
源家康朝臣
贈正一位源光圀、贈正一位源齊昭
贈正一位源齊彬
明治維新前後殉國者
源親房、源顯家、源顯信、源守親
贈正一位贈右大臣藤原實萬、三條實美

一・一七 奈良縣磯城郡多武峰村多武峰
四・四 京都府京都市上京區櫻鶴園町
四・元 千葉縣香取郡小御門村名古屋
五・五 熊本縣菊池郡隈府町隈府
七・二 兵庫縣神戸市多聞通三丁目
五・七 鳥取縣西伯郡名和村名和
一・四 大阪府東成郡住吉村住吉
八・五 福井縣福井市足羽山
五・一 三重縣津市藤方
一〇・一 山口縣吉敷郡山口町上宇野令
七・一 京都府京都市上京區紫野北船岡
九・八 京都府京都市下京區茶屋町
六・一 栃木縣上都賀郡日光町日光
五・二 茨城縣水戸市常磐
一〇・六 鹿兒島縣鹿兒島市山下町
四・三〇 東京市麹町區富士見町三丁目
四・三 福島縣伊達郡靈山村大石
一〇・〇 京都府京都市上京區染殿町

東照宮
四條畷神社
唐澤山神社
上杉神社
尾山神社
野田神社
北畠神社

贈正一位源家康
贈從二位楠正行
藤原秀鄉
上杉謙信
前田利家
毛利敬親
北畠顯能

四・七 靜岡縣安倍郡久能村根古屋
二・二 大阪府北河內郡甲可村南野
一〇・五 栃木縣安蘇郡田尻町栃木
四・九 山形縣米澤市南堀端町
四・七 石川縣金澤市西町
三・五 山口縣吉敷郡山口町上宇野令
一〇・三 三重縣一志郡多氣村

大日本帝國憲法

帝國憲法はわが國の一番おほもとなる大切な法典で、すべての法律や命令や規則は、この帝國憲法の精神にもとづいて出されるものであります。日本國民たるものは、誰でも大日本帝國憲法をよく知つてゐなくてはなりません。そして誰でも絶対にそれを奉じなくてはなりません。帝國憲法は、明治二十二年二月十一日に發布されました。

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命

力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若

議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ

效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩

序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命

令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ

及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例

ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締

結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス戒嚴ノ要件及效力ハ法律

ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依

ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應

シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコト

ヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義

務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ

義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移

轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監

禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判

ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外

其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルル

コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外

信書ノ祕密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナ

シ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル

ノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作

印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所

ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變

ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ

紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第二章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成

立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族

華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セ

ラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得

ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ

及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同

會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其

ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得

サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要ア

ル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘ

シ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外

臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ

兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停

會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ

以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内

ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席

スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同

數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又

ハ其ノ院ノ決議ニヨリ祕密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クル

コトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノ

ノ外 内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ

得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意

見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ 但シ議

員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ

以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレ

ヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ

關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セ

ラルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議

院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラレルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ

裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議

會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場

合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集ス

ルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確認シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開コトヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變

更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタル

ニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ效力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

皇室典範は畏くも皇位繼承に關する御事及び皇族に關する御事どもを定め給うたものであります。萬世一系の皇室をいたゞいてゐる大日本帝國臣民たるものは、その光榮と幸福を思ひ、いよ／＼ますます忠良なる國民となつて、皇室及び國家の繁榮をこひねがはなくてはなりません。皇室典範は、明治二十二年二月十一日の紀元節に御發布になつたものであります。

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在サルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ以テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルハキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬 稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝 政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ

攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男子親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男子女王ヲトス

第三十二條 天皇支系ヨリ入りテ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ

尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官

僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母

ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認

許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣

之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅

許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列

ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシ

ムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分

割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問

ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨ

リ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算檢査及其ノ他ノ規則ハ皇

室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内

省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執

行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控

訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ

當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ

裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇

室ニ對シ忠順ヲ缺クルトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ

其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止若ハ剝

奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治

産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅

裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組

織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ

以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一

員ニ命シテ議長ヲラシム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタ

ル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇

養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スル

コトナシ

第五十九條 親王内親王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例

規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ム

ヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補ス

ヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢

シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補 (明治四十年 二月十一日)

第一條 王ハ勅旨又ハ請願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列

セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規

定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範增補 (大正七年十一月二十八日)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

攝政令 (明治四十二年二月十一日)

第一條 攝政就任スル時ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所ニ祭典ヲ行ヒ且就任ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告ス

第二條 攝政ヲ置キタルトキ又ハ攝政ノ更迭アリタルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第三條 攝政ヲ置ク間御名ヲ要スル公文ハ攝政御名ヲ書シ且其ノ名ヲ署スルノ外天皇大政ヲ親ラスルトキト形式ヲ異ニスルコトナシ

第四條 攝政ハ其ノ任ニ在ル間刑事ノ訴追ヲ受クルコトナシ

第五條 攝政止ミテ天皇大政ヲ親ラスルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス (附式略ス)

國史年表 (天皇御名の直下の紀元年數は御踐祚の年を示す)

代	天皇	紀元	年	號	事	件
一	神武	元				
二	綏清	八〇				
三	懿寧	一一三				
四	懿德	一一五				
五	孝昭	一八六				
六	孝安	二九九				
七	孝靈	三七二				
八	孝元	四七				
九	開化	五〇三				
一〇	崇神	五六四				
一一	垂仁	五七三				
一二	垂仁	六三三				
一三	垂仁	六三三				
一四	垂仁	六三三				
一五	垂仁	六三三				
一六	垂仁	六三三				
一七	垂仁	六三三				
一八	垂仁	六三三				
一九	垂仁	六三三				
二〇	垂仁	六三三				
二一	垂仁	六三三				
二二	垂仁	六三三				
二三	垂仁	六三三				
二四	垂仁	六三三				
二五	垂仁	六三三				
二六	垂仁	六三三				
二七	垂仁	六三三				
二八	垂仁	六三三				
二九	垂仁	六三三				
三〇	垂仁	六三三				
三一	垂仁	六三三				
三二	垂仁	六三三				
三三	垂仁	六三三				
三四	垂仁	六三三				
三五	垂仁	六三三				
三六	垂仁	六三三				
三七	垂仁	六三三				
三八	垂仁	六三三				
三九	垂仁	六三三				
四〇	垂仁	六三三				
四一	垂仁	六三三				
四二	垂仁	六三三				
四三	垂仁	六三三				
四四	垂仁	六三三				
四五	垂仁	六三三				
四六	垂仁	六三三				
四七	垂仁	六三三				
四八	垂仁	六三三				
四九	垂仁	六三三				
五〇	垂仁	六三三				
五一	垂仁	六三三				
五二	垂仁	六三三				
五三	垂仁	六三三				
五四	垂仁	六三三				
五五	垂仁	六三三				
五六	垂仁	六三三				
五七	垂仁	六三三				
五八	垂仁	六三三				
五九	垂仁	六三三				
六〇	垂仁	六三三				
六一	垂仁	六三三				
六二	垂仁	六三三				
六三	垂仁	六三三				
六四	垂仁	六三三				
六五	垂仁	六三三				
六六	垂仁	六三三				
六七	垂仁	六三三				
六八	垂仁	六三三				
六九	垂仁	六三三				
七〇	垂仁	六三三				
七一	垂仁	六三三				
七二	垂仁	六三三				
七三	垂仁	六三三				
七四	垂仁	六三三				
七五	垂仁	六三三				
七六	垂仁	六三三				
七七	垂仁	六三三				
七八	垂仁	六三三				
七九	垂仁	六三三				
八〇	垂仁	六三三				
八一	垂仁	六三三				
八二	垂仁	六三三				
八三	垂仁	六三三				
八四	垂仁	六三三				
八五	垂仁	六三三				
八六	垂仁	六三三				
八七	垂仁	六三三				
八八	垂仁	六三三				
八九	垂仁	六三三				
九〇	垂仁	六三三				
九一	垂仁	六三三				
九二	垂仁	六三三				
九三	垂仁	六三三				
九四	垂仁	六三三				
九五	垂仁	六三三				
九六	垂仁	六三三				
九七	垂仁	六三三				
九八	垂仁	六三三				
九九	垂仁	六三三				
一〇〇	垂仁	六三三				

天皇大和の橿原に御即位の禮を行ひ給ふ。

四道將軍を派遣し給ふ。

皇太神宮を伊勢の五十鈴川上に遷し給ふ。

埴輪土偶を以て殉死に代ふ。

日本武尊の熊襲御征伐

仁	顯	清	同	雄	安	允	反	履	同	仁	同	同	同	應	同	同	仲	成	同
賢	宗	寧		略	康	恭	正	仲	德					神			哀	務	
二四八	二四四	二三九	二二六	二二六	二二三	二一七	二〇六	二〇六	九七六	九七三	九四九	九四五	八六〇	八六〇	八六〇	八五三	八五三	七九一	七〇

日本武尊の蝦夷御征伐。

天皇の熊襲御親征。

神功皇后の新羅御征伐。

神功皇后攝政。

王仁、論語・千字文を献す。

阿知使主等來朝歸化す。

難波（今の大阪）へ都を遷し給ふ。

三年の間、課税を免す。

伊勢外宮の起り。

毛	齊	同	孝	皇	同	舒	同	同	推	崇	用	敏	同	同	欽	宣	安	繼	武
明	德	極	明			古	峻	明	達						明	化	閑	體	烈
二三五	二〇六	二〇五	二〇二	二九〇	二八九	二六八	二六七	二五二	二四七	二四七	二四五	二三三	二三三	二三三	二九二	二九五	二九一	二六七	二五八

大 大
化 化
二 元

百濟より佛像と經文を献す。
任那の日本府亡ぶ。

聖德太子攝政。

小野妹子を隋に遣はす。

隋の使者來朝す。

唐に使者を遣はす。

蘇我入鹿・蝦夷誅せらる。中大兄皇子を皇太子とす。はじめて年號を立てる。蝦夷誅せらる。中大兄皇子を皇太子とす。はじめて年號を立てる。

大化改新の詔勅下る。

101	100	九十九	九十八	九十七		九十六	九十五	九十四
稱光	同 後小松	同 後龜山	同 長慶	同 後村上	同	同	同	同 後醍醐
二〇七三	二〇五二	二〇五二	二〇四三	二〇三六	二〇〇八	一九九六	一九九六	一九九三
同	同	同	同 弘	同 正	同 延	同 建	同	同 元
永	和	平	元	武	弘	保	和	慶
一九四	九	九	三	二	三	二	五	元
<p>北條高時執權となる。 天皇笠置に潜幸。楠木正成義兵を起す。 天皇隠岐に遷幸。 新田義貞、北條高時を鎌倉に攻め、北條氏亡ぶ。天皇隠岐より還幸あらせらる。 建武中興。 足利尊氏叛す。 正成湊川に戦死す。天皇吉野に遷幸。 北畠顯長戦死。義貞戦死。尊氏自ら幕府を京都に開く。 北畠親房、神皇正統記を上る。 楠木正行四條畷に戦死す。 吉野の朝廷京都に還御。後龜山天皇神器を後小松天皇に傳へ給ふ。 足利義満金閣を造る。</p>								

103	102	101	100	九十九	九十八	九十七	九十六	九十五
同 後花園	同 後土御門	同	同	同	同 後柏原	同 後奈良	同	同 正親町
二〇八	二〇七	二〇四	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三
同	同	同	同	同	同	同	同	同
長	應	仁	明	應	永	治	祿	正
元	元	五	五	五	元	元	元	元
<p>太田道灌江戸城を築く。 應仁の亂起る。 山名宗全卒す。細川勝元卒す。 應仁の亂終る。 足利義政銀閣を造る。 ポルトガルの商船種子島に来る。鐵砲の傳來。 北條氏康上杉氏を破る(河越の戦)。 キリスト教宣教師サビエル鹿兒島に来る。 毛利元就陶晴賢を亡す(嚴島の戦)。 織田信長、今川義元を桶狭間に破る。 上杉謙信武田信玄と川中島に戦ふ。 信長勅を拜す。 信長將軍義昭を追ふ(足利將軍亡ぶ)。 信長安土城を築く。 信長、秀吉をして中國を攻めしむ。</p>								

歷代內閣一覽

第一代 (第一次伊藤內閣明治十 八年十二月十二日成立)

總理大臣 伊藤博文 (十八年十二月十二日)
 外務大臣 井上馨 (同)
 同 兼 伊藤博文 (二十年五月)
 同 大隈重信 (二十一年二月)
 內務大臣 山縣有朋 (十八年十二月十二日)
 大藏大臣 松方正義 (同)
 陸軍大臣 大山巖 (同)
 海軍大臣 西鄉從道 (同)
 同 兼 大山巖 (十九年七月)
 司法大臣 山田顯義 (十八年十二月十二日)
 文部大臣 森有禮 (同)
 農商務大臣 谷干城 (同)

第二代 (黑田內閣明治二十一 年四月三十日成立)

同 兼 西鄉從道 (十九年三月)
 同 兼 山縣有朋 (十九年七月)
 同 谷干城 (二十年六月)
 同 土方久元 (二十年七月)
 同 黑田清隆 (二十年九月)
 遞信大臣 榎本武揚 (十八年十二月十二日)
 總理大臣 黑田清隆
 同 (臨時) 三條實美 (二十二年十月)
 外務大臣 大隈重信
 內務大臣 山縣有朋
 同 (兼) 松方正義 (二十一年十二月)
 同 山縣有朋 (同年十月)

大藏大臣 松方正義
 陸軍大臣 大山巖
 海軍大臣 西鄉從道
 司法大臣 山田顯義
 文部大臣 森有禮
 同 (兼) 大山巖 (二十二年二月)
 同 榎本武揚 (二十二年三月)
 農商務大臣 (兼) 榎本武揚
 同 井上馨 (二十一年十一月七日)
 遞信大臣 榎本武揚
 同 後藤象二郎 (二十二年三月)

第三代 (第一次山縣內閣明治二十 二年十二月二十四日)

總理大臣 山縣有朋
 外務大臣 青木周藏
 內務大臣 (兼) 山縣有朋
 同 西鄉從道 (二十三年五月)

第四代 (松方內閣明治二十 四年五月六日成立)

大藏大臣 松方正義
 陸軍大臣 大山巖
 海軍大臣 西鄉從道
 同 樺山資紀 (二十三年五月)
 司法大臣 山田顯義
 同 (臨時) 大木喬任
 文部大臣 芳川顯正
 農商務大臣 岩村通俊
 同 陸奧宗光 (二十三年五月)
 遞信大臣 後藤象二郎
 總理大臣 松方正義
 外務大臣 榎本武揚
 內務大臣 西鄉從道
 同 品川彌二郎 (二十四年六月)
 同 副島種臣 (二十五年三月)

同 (兼) 松方正義 (二十五年六月)
 內務大臣 河野敏錄 (二十五年七月)
 大藏大臣(兼) 松方正義
 陸軍大臣 大山 巖
 同 高島綱之助 (二十四年六月)
 海軍大臣 樺山資紀
 司法大臣 山田顯義
 同 田中不二麿 (二十四年六月)
 同 (兼) 河野敏錄 (二十五年七月)
 文部大臣 芳川顯正
 同 大木喬任 (二十四年六月)
 農商務大臣 陸奥宗光
 同 河野敏錄 (二十五年三月)
 同 佐野常民 (二十五年七月)
 遞信大臣 後藤象二郎

第五代 (第二次伊藤內閣明治二十五年八月八日)

同 大山 巖 (二十八年五月)
 海軍大臣 仁禮景範
 同 西郷從道 (二十六年三月)
 司法大臣 山縣有朋
 同 芳川顯正 (二十六年三月)
 文部大臣 河野敏錄
 同 井上 毅 (二十六年三月)
 同 (兼) 芳川顯正 (二十七年八月)
 文部大臣 西園寺公望 (二十七年十月)
 農商務大臣 後藤象二郎
 同 榎本武揚 (二十七年一月)
 遞信大臣 黒田清隆
 同 渡邊國武 (二十八年三月)
 同 白根專一 (二十八年十月)
 拓殖務大臣 高島綱之助 (二十九年四月二日)

第六代 (第二次松方內閣明治二十九年九月十八日)

總理大臣 伊藤博文
 同 (臨時) 黒田清隆 (二十九年六月)
 外務大臣 陸奥宗光
 同 (代理) 西園寺公望 (二十八年六月)
 同 陸奥宗光 (二十九年四月)
 外務大臣(臨時) 西園寺公望 (二十九年五月)
 內務大臣 井上 馨
 同 野村 靖 (二十七年十月)
 同 (兼) 芳川顯正 (二十九年一月)
 同 板垣退助 (二十九年四月)
 大藏大臣 渡邊國武
 同 松方正義 (二十八年三月)
 同 (兼) 渡邊國武 (二十八年八月)
 同 渡邊國武 (二十八年十月)
 陸軍大臣 大山 巖
 同 (臨時) 西郷從道 (二十七年九月)
 同 (臨時) 山縣有朋 (二十八年三月)

總理大臣 松方正義
 外務大臣 大隈重信
 同 西 德二郎 (三十年十一月)
 內務大臣 樺山資紀
 大藏大臣(兼) 松方正義
 陸軍大臣(兼) 高島綱之助
 同 高島綱之助 (三十年八月)
 海軍大臣 西郷從道
 司法大臣 清浦奎吾
 文部大臣 峰須賀茂韶
 同 濱尾 新 (三十年十一月)
 農商務大臣 榎本武揚
 農商務大臣(兼) 大隈重信 (三十年三月)
 同 山田信道 (三十年十一月)
 遞信大臣 野村 靖
 拓殖務大臣 高島綱之助 (三十年八月三十一日
 に廢官)

第七代

(第三次伊藤内閣明治三十一年一月十二日)

總理大臣 伊藤博文
 外務大臣 西 德二郎
 內務大臣 芳川顯正
 大藏大臣 井上馨
 陸軍大臣 桂 太郎
 海軍大臣 西鄉從道
 司法大臣 曾根荒助
 文部大臣 西園寺公望
 同 外山正一 (三十一年四月)
 農商務大臣 伊東巳代治
 同 金子堅太郎 (三十一年四月)
 遞信大臣 末松謙澄
 總理大臣 大隈重信

第八代

(第一次大隈内閣明治三十一年六月三十一日)

海軍大臣 山本權兵衛
 司法大臣 清浦奎吾
 文部大臣 樺山資紀
 農商務大臣 曾根荒助
 遞信大臣 芳川顯正

第十代

(第四次伊藤内閣明治三十三年十月九日)

總理大臣 伊藤博文
 同 (臨時) 西園寺公望 (三十四年五月)
 外務大臣 加藤高明
 內務大臣 末松謙澄
 大藏大臣 渡邊國武
 同 (臨時) 西園寺公望 (三十四年五月)
 陸軍大臣 桂 太郎
 同 兒玉源太郎 (三十三年十二月)
 海軍大臣 山本權兵衛
 司法大臣 金子堅太郎

外務大臣(兼) 大隈重信

內務大臣 板垣退助

大藏大臣 松田正久

陸軍大臣 桂 太郎

海軍大臣 西鄉從道

司法大臣 大東義徹

文部大臣 尾崎行雄

同 犬養毅 (三十一年十月)

農商務大臣 大石正巳

遞信大臣 林 有造

第九代

(第二次山縣内閣明治三十一年十一月八日)

總理大臣 山縣有朋
 外務大臣 青木周藏
 內務大臣 西鄉從道
 大藏大臣 松方正義
 陸軍大臣 桂 太郎

文部大臣 松田正久

農商務大臣 林 有造

遞信大臣 星 亨

同 原 敬 (三十三年十二月)

第十一代 (第一次桂内閣)

總理大臣 桂 太郎
 外務大臣(兼) 曾根荒助
 同 小村壽太郎 (三十四年九月)
 同 (兼) 桂 太郎
 外務大臣 小村壽太郎
 內務大臣 內海忠勝
 同 (兼) 兒玉源太郎 (三十六年七月)
 同 (兼) 桂 太郎 (三十六年十月)
 同 芳川顯正 (三十七年二月)
 同 (兼) 清浦奎吾 (三十八年九月)
 大藏大臣 曾根荒助

陸軍大臣(兼) 兒玉源太郎
 同 寺内正毅 (三十五年三月)
 海軍大臣 山本權兵衛
 司法大臣 清浦奎吾
 同 波多野敬直
 文部大臣 菊池大麓
 同 (兼) 兒玉源太郎 (三十六年七月)
 同 久保田 讓 (三十六年九月)
 同 (兼) 桂 太郎 (三十八年十二月)
 農商務大臣 平田東助
 同 (兼) 清浦奎吾 (三十六年七月)
 同 清浦奎吾 (三十六年九月)
 遞信大臣 芳川顯正
 同 (兼) 會根荒助 (三十六年七月)
 同 大浦兼武 (三十六年九月)

第十二代 (西園寺内閣明治三十九年一月七日)

遞信大臣 堀田正養 (四十一年三月)

第十三代 (第二次桂内閣明治四十一年七月十四日)

總理大臣 桂 太郎
 外務大臣(兼) 寺内正毅
 同 小村壽太郎 (四十一年八月)
 內務大臣 平田東助
 大藏大臣(兼) 桂 太郎
 陸軍大臣 寺内正毅
 海軍大臣 齋藤 實
 司法大臣 岡部長職
 文部大臣 小松原英太郎
 農商務大臣 大浦兼武
 同 (臨時) 小松原英太郎 (四十二年三月)
 同 大浦兼武 (四十三年九月)
 遞信大臣 後藤新平

總理大臣 西園寺公望
 外務大臣 加藤高明
 同 (兼) 西園寺公望 (三十九年三月)
 同 林 董 (三十九年五月)
 內務大臣 原 敬
 大藏大臣 阪谷芳郎
 同 (兼) 松田正久 (四十一年一月)
 同 松田正久 (四十一年三月)
 陸軍大臣 寺内正毅
 海軍大臣 齋藤 實
 司法大臣 松田正久
 同 千家尊福 (四十一年三月)
 文部大臣(臨時) 西園寺公望
 同 牧野伸顯 (三十九年三月)
 農商務大臣 松岡康毅
 遞信大臣 山縣伊三郎
 同 (兼) 原 敬 (四十一年一月)

第十四代 (第二次西園寺内閣明治四十四年八月三十日)

總理大臣 西園寺公望
 外務大臣(兼) 林 董
 同 内田康哉 (四十四年十月)
 內務大臣 原 敬
 大藏大臣 山本達雄
 陸軍大臣 石本新六
 同 上原勇作 (四十五年四月)
 海軍大臣 齋藤 實
 司法大臣 松田正久
 文部大臣 長谷場純孝
 同 (兼) 牧野伸顯 (大正元年十一月)
 農商務大臣 牧野伸顯
 遞信大臣 林 董

第十五代 (第三次桂内閣大正元年十二月二十一日)

總理大臣 桂 太郎
 外務大臣(兼) 桂 太郎
 同 加藤高明 (二年一月)
 內務大臣 大浦兼武
 大藏大臣 若槻禮次郎
 陸軍大臣 木越安綱
 海軍大臣 齋藤 實
 司法大臣 松室 致
 文部大臣 柴田家門
 農商務大臣 仲小路 廉
 遞信大臣 後藤新平

第十六代

(第一次山本内閣大正二年二月二十日)

總理大臣 山本權兵衛
 外務大臣 牧野伸顯
 內務大臣 原 敬
 大藏大臣 高橋是清

同 一木喜徳郎 (四年八月)
 大藏大臣 若槻禮次郎
 同 武富時敏 (四年八月)
 陸軍大臣 岡 市之助
 同 大島健一 (五年四月)
 海軍大臣 八代六郎
 同 加藤友三郎 (五年四月)
 司法大臣 尾崎行雄
 文部大臣 一木喜徳郎
 同 高田早苗 (四年八月)
 農商務大臣 大浦兼武
 同 河野廣中 (四年一月)
 遞信大臣 武富時敏
 同 箕浦勝人 (四年八月)

第十八代

(寺内内閣大正五年十月九日)

總理大臣 寺内正毅

陸軍大臣 木越安綱
 同 楠瀬幸彦 (二年六月)
 海軍大臣 齋藤 實
 司法大臣 松田正久
 同 奥田義人 (二年十一月)
 文部大臣 奥田義人
 同 大岡育造 (三年三月)
 農商務大臣 山本達雄
 遞信大臣 元田 肇

第十七代

(第二次大隈内閣大正三年四月十六日)

總理大臣 大隈重信
 外務大臣 加藤高明
 同 (兼) 大隈重信 (四年八月)
 同 石井菊次郎 (四年十月)
 內務大臣(兼) 大隈重信
 同 大浦兼武 (四年一月)

外務大臣(兼) 寺内正毅
 同 本野一郎 (五年十一月)
 外務大臣 後藤新平 (七年四月)
 內務大臣 後藤新平
 同 水野鍊太郎 (七年四月)
 大藏大臣(兼) 寺内正毅
 同 勝田主計 (五年十二月)
 陸軍大臣 大島健一
 海軍大臣 加藤友三郎
 司法大臣 松室 致
 文部大臣 岡田良平
 農商務大臣 仲小路 廉
 遞信大臣 田 健治郎

第十九代

(原内閣大正七年九月二十九日)

總理大臣 原 敬
 同 (臨時) 内田康哉 (十年十一月)

外務大臣 内田 康哉
内務大臣 床次竹二郎
大藏大臣 高橋 是清
陸軍大臣 田中義一
同 山梨 半造 (十年六月)
海軍大臣 加藤友三郎
司法大臣(兼) 原 敬
同 大木 遠吉 (九年五月)
文部大臣 中橋德五郎
農商務大臣 山本 達雄
逓信大臣 野田卯太郎
鐵道大臣 元田 肇 (九年五月)

第二十代 (高橋内閣大正十年十一月十三日)

總理大臣 高橋 是清
外務大臣 内田 康哉
内務大臣 床次竹二郎

大藏大臣(兼) 高橋 是清
陸軍大臣 山梨 半造
海軍大臣 加藤友三郎
司法大臣 大木 遠吉
文部大臣 中橋德五郎
農商務大臣 山本 達雄
逓信大臣 野田卯太郎
鐵道大臣 元田 肇

第二十一代 (加藤友内閣大正十一年六月十二日)

總理大臣 加藤友三郎
臨時總理大臣 内田 康哉 (十二年八月)
外務大臣 内田 康哉
内務大臣 水野鍊太郎
大藏大臣 市來 乙彦
陸軍大臣 山梨 半造
海軍大臣(兼) 加藤友三郎

同 財部 彪 (十二年五月)
司法大臣 岡野敬次郎
文部大臣 鎌田 榮吉
農商務大臣 荒井賢太郎
逓信大臣 前田 利定
鐵道大臣 大木 遠吉

第二十二代 (第二次山本内閣大正十二年九月二日)

總理大臣 山本權兵衛
外務大臣(兼) 山本權兵衛
同 伊集院彦吉
内務大臣 後藤 新平
大藏大臣 井上準之助
陸軍大臣 田中義一
海軍大臣 財部 彪
司法大臣(兼) 田 健治郎
同 平沼騏一郎 (十二年九月)

文部大臣(兼) 犬養 毅
同 岡野敬次郎 (十二年九月)
農商務大臣 田 健治郎
同 (兼) 岡野敬次郎 (十二年十二月)
逓信大臣 犬養 毅
鐵道大臣 山内 一夫

第二十三代 (清浦内閣大正十三年一月七日)

總理大臣 清浦 奎吾
外務大臣 松井慶四郎
内務大臣 水野鍊太郎
大藏大臣 勝田 主計
陸軍大臣 宇垣 一成
海軍大臣 村上 格一
司法大臣 鈴木喜三郎
文部大臣 江木 千之
農商務大臣 前田 利定

遞信大臣 藤村義朗
鐵道大臣 小松謙次郎

第二十四代

(加藤高明內閣大正十三年六月十一日)

總理大臣 加藤高明
外務大臣 幣原喜重郎
內務大臣 若槻禮次郎
大藏大臣 濱口雄幸
陸軍大臣 宇垣一成
海軍大臣 財部彪
司法大臣 橫田千之助
同(臨時) 高橋是清 (十四年二月)
同 小川平吉 (同)
文部大臣 岡田良平
農林兼商工大臣 高橋是清
農林大臣 岡崎邦輔 (十四年四月)
商工大臣 野田卯太郎 (十四年四月)

遞信大臣 犬養毅
同 安達謙藏 (十四年五月)
鐵道大臣 仙石貢

第二十五代

(加藤高明內閣大正十四年八月二日)

總理大臣 加藤高明
同(臨時) 若槻禮次郎 (十五年一月)
外務大臣 幣原喜重郎
內務大臣 若槻禮次郎
大藏大臣 濱口雄幸
陸軍大臣 宇垣一成
海軍大臣 財部彪
司法大臣 江木翼
文部大臣 岡田良平
農林大臣 早速整爾
遞信大臣 安達謙藏
鐵道大臣 仙石貢

第二十六代

(若槻內閣大正十五年一月三十日)

總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
內務大臣(兼) 若槻禮次郎
同 濱口雄幸 (十五年六月)
同(臨時) 安達謙藏 (十五年十二月)
同 濱口雄幸 (昭和二年三月)
大藏大臣 濱口雄幸
同 早速整爾 (十五年六月)
同 片岡直溫 (十五年九月)
陸軍大臣 宇垣一成
海軍大臣 財部彪
司法大臣 江木翼
文部大臣 岡田良平
農林大臣 早速整爾
同 町田忠治 (十五年六月)

商工大臣 片岡直溫
同 藤澤幾之輔 (十五年九月)
遞信大臣 安達謙藏
鐵道大臣 仙石貢

第二十七代

(田中內閣昭和二年四月二十日)

總理大臣 田中義一
外務大臣(兼) 田中義一
內務大臣 鈴木喜三郎
同(兼) 田中義一
同 望月圭介 (昭和三年五月)
大藏大臣 高橋是清
同 三土忠造 (昭和二年六月)
陸軍大臣 白川義則
海軍大臣 岡田啓介
司法大臣 原嘉道

文部大臣 三土忠造
 同 水野鍊太郎 (昭和二年六月)
 同 勝田主計 (昭和三年五月)
 農林大臣 山本悌次郎
 商工大臣 中橋徳五郎
 逓信大臣 望月圭介
 同 久原房之助 (昭和三年五月)
 鐵道大臣 小川平吉
 拓務大臣(兼) 田中義一 (昭和四年六月)
 第二十八代 (濱口内閣昭和四年七月二日)
 總理大臣 濱口雄幸
 外務大臣 幣原喜重郎

內務大臣 安達謙藏
 大藏大臣 井上準之助
 陸軍大臣 宇垣一成
 海軍大臣 財部彪
 司法大臣 渡邊千冬
 文部大臣 小橋一太
 文部大臣 田中隆三 (昭和四年十一月五日)
 農林大臣 町田忠治
 商工大臣 俵孫一
 逓信大臣 小泉又次郎
 鐵道大臣 江木翼
 拓務大臣 松田源治

歷代衆議院議長一覽

議長	年就月任	副議長	年就月任
中島信行	明治三二年三月	津田真道	明治三二年三月
星亨	二五・五	曾根荒助	二五・五
楠本正隆	二六・三	楠本正隆	二六・二
鳩山和夫	三〇・三	安部非磐根	二六・三
片岡健吉	三・五	片岡健吉	二七・五
河野廣中	三・三	島田三郎	二七・〇
松田正久	三三・三	元田肇	三三・五
杉田定一	三三・一	杉田定一	三三・五
長谷場純孝	四・三	箕浦勝人	三三・三
大岡育造	四・三	肥塚龍	四・三
議長		副議長	
長谷場純孝	正大三・三	關直諺	正大元・八
奧繁三郎	三・三	花井卓藏	四・五
島田三郎	四・五	早速整爾	四・三
大岡育造	六・六	濱田國松	六・六
奧繁三郎	九・六	粕谷義三	九・六
粕谷義三	一三・二	松田源治	一三・三
森田茂	二・三	小泉又二郎	一三・六
元田肇	三・四	松浦五兵衛	一三・三
川原茂輔	四・三	清瀨一郎	三・四
堀切善兵衛	四・三	清瀨一郎	四・三

日本文學者一覽

わが國には昔から詩や歌や小説などの方面で名高い人がたくさんあります。こゝには、だいたい、極く有名な人だけをあげたので、まだこの外に、いくらもうえらい文學者があるのですが、皆さんが知つておいてよい人として、これだけあげておきます。また、こゝには、だいたい、明治のをほりころまで有名になつた人だけをあげたので、大正から昭和にかけて有名になつた文學者は、こゝにあげてありません。

代時	氏名	代表作その他備考
大	太安萬呂	古事記を編纂す
大	舍人親王	日本書記を編纂す
和	柿本人丸	萬葉集歌人
和	山部赤人	〃

安	朝	時
在原業平	藤原道綱の母	菅原孝標の女
僧正遍昭	藤原公任	藤原明衡
小野小町	曾根好忠	清少納言
大伴黒主	和泉式部	能因法師
紀貫之	赤染衛門	
凡河内躬恒	藤原基俊	
紀友則	藤原基俊	
壬生忠岑	新撰朗詠集	
藤原道綱の母	蜻蛉日記	
藤原公任	拾遺集歌人	
曾根好忠	〃	
和泉式部	女歌人・和泉式部日記	
赤染衛門	女歌人	
藤原基俊	源氏物語	
菅原孝標の女	更級日記	
藤原明衡	本朝文粹	
清少納言	枕草子	
能因法師	歌人	

平	代時	良奈
菅原道真	僧景戒	山上憶良
小野篁	石上乙鷹	大伴旅人
都良香	藤原宇合	大伴家持
空海	大津皇子	高市黒人
嵯峨天皇	大友皇子	高橋蟲鷹
詩・經國集	懷風藻(詩集)詩人	〃
詩・扶桑集	〃	〃
詩・經國集、扶桑集	〃	〃
漢詩、漢文、和歌	日本靈異記を作る	〃

鎌倉時	代
藤原定家	源經信
藤原家隆	藤原通俊
源實朝	源俊賴
源成季	藤原俊成
橋本成季	西行法師
鴨長明	後京極良經
阿佛尼	慈鎮和尙
源光行	宇治大納言隆
源親行	藤原季綱
	三善爲康
	大江匡房
	大江山次第
	歌學者・新古今集撰者
	任二集・新古今集歌人
	金槐集
	古今著聞集
	方丈記
	十六夜日記
	海道記
	東關紀行

吉	野	室	町	時	代	德
北畠親房 神皇正統記	後醍醐天皇 和歌にすぐれさせ給ふ	後村上天皇 同	中院入道一品 同	宗良親王 新葉集を撰ぼる	頼阿 草庵集	兼行 徒然草
二條良基 連歌・筑波集	宗祇 連歌・新筑波集	一條兼良 歌學者	細川幽齋 歌人・歌學者	戸田茂睡 和歌「とりのあと」「さぐれ石」	山名玉山 歌人	下河邊長流 自撰晚花集
荷田春滿 春葉集	僧契沖 契沖延寶集	山崎宗鑑 俳諧・大筑波集	荒木田守武 獨吟千句(俳諧)	松永貞徳 俳諧・御傘		

川	時
西山宗因 俳諧・談林十百韻	瀧澤馬琴 里見八犬傳、椿説弓張月
松尾芭蕉 俳諧・猿蓑、奥の細道	十返舎一九 東海道膝栗毛
鈴木正三 因果物語、二人比丘尼	式亭三馬 浮世風呂
浅井了意 お伽婢子、浮世物語	柳亭種彦 修紫田舎源氏
井原西鶴 日本永代藏、胸算用	鶴屋南北 東海道四谷怪談
西澤一風 風流今平家	河竹默阿彌 村井長庵巧破傘
錦文流 業・大門屋敷	福澤諭吉 學問のすゝめ、西洋事情
北條園水 晝夜用心記、日本新永代藏	假名垣魯文 西洋膝栗毛
月尋堂 鎌倉比事、今様二十四孝	矢野龍溪 經國美談
江島其積 世間息子氣質、娘氣質	福地櫻痴 春日局、俠客春雨傘
近松門左衛門 國姓爺合戦(淨瑠璃)	坪内逍遙 桐一葉、牧の方
榎並海音 鎌倉三代記(同)	二葉亭四迷 浮雲、平凡
賀茂眞淵 賀茂翁家集	尾崎紅葉 金色夜叉
田安宗武 天降言(歌集)	幸田露伴 五重塔
榊取魚彦 萬葉風の歌人・魚彦歌集	櫻庭篁村 むら竹
加藤千蔭 うけらが花	森鷗外 舞姫、矢崎嵯峨の會
村田春海 琴後集	樋口一葉 たけくらべ、にこりえ
本居宣長 石上私淑言	川上眉山 うらおもて
小澤蘆庵 六帖詠草(歌集)	國木田獨步 牛肉と馬鈴薯、武藏野

代
與謝蕪村 俳句・新花摘、蕪翁句集
横井也有 俳句・鶉衣
蜀山人 狂歌・千紫萬紅、蜀山百首
柄井川柳 川柳の元祖・柳樽
都賀庭鐘 古今奇談英草紙
上田秋成 雨月物語、藤篋冊子
平賀源内 風流志道軒傳、神靈矢口渡
竹田出雲 淨瑠璃・菅原傳授手習鑑
近松半二 同・新版祭文、本朝二十四孝
並木宗輔 淨瑠璃・一谷嫩軍記
並木正三 三千世界商往來
並木五瓶 五大力戀絨
奈河龜助 競伊勢物語
僧良寛 歌人
平賀元義 同
井手曙覽 志濃夫迺舍歌集
大隈言道 草徑集、ひとりとこと(歌論)
小林一茶 俳句・おらが春
山東京傳 通言總籙、稻妻表紙

明
瀧澤馬琴 里見八犬傳、椿説弓張月
十返舎一九 東海道膝栗毛
式亭三馬 浮世風呂
柳亭種彦 修紫田舎源氏
鶴屋南北 東海道四谷怪談
河竹默阿彌 村井長庵巧破傘
福澤諭吉 學問のすゝめ、西洋事情
假名垣魯文 西洋膝栗毛
矢野龍溪 經國美談
福地櫻痴 春日局、俠客春雨傘
坪内逍遙 桐一葉、牧の方
二葉亭四迷 浮雲、平凡
尾崎紅葉 金色夜叉
幸田露伴 五重塔
櫻庭篁村 むら竹
森鷗外 舞姫、矢崎嵯峨の會
樋口一葉 たけくらべ、にこりえ
川上眉山 うらおもて
國木田獨步 牛肉と馬鈴薯、武藏野

同	年源	義仲	以仁王の令旨により木曾に兵を起す
同	年源	頼朝	以仁王の令旨により石橋山に兵を擧ぐ
同	年源	義平	平治の亂に平重盛と左近櫻・右近橋をめぐつて戦ふ
同	年平	重盛	平治の亂に父清盛に従つて、大いに源義平と相戦ふ
同	年平	清盛	天皇の御召に應じて上皇方を攻め奉る
同	年平	義朝	保元の亂に後白河天皇の御召に應じ父爲義や弟爲朝と相戦ふ
同	年源	爲朝	父爲義に従て上皇に御身方す
同	年源	爲義	保元の亂に崇徳上皇に御身方す
同	年平	忠盛	山陽南海の海賊を捕ふ
同	年平	義綱	出羽の賊を討つ

同	年平	宗盛	平氏を追うて京都に入る
同	年平	知盛	京都を逃れて一の谷による
同	年平	維盛	同
同	年平	敦盛	同
同	年平	範頼	源義仲を討つ
同	年源	義經	兄範頼と共に義仲を討つ。後平氏を追うて之を壇ノ浦に亡す
同	年	木高綱	梶原景季と宇治川の先陣を争ふ
同	年	梶原景季	高綱と宇治川の先陣を争ふ
同	年	山重忠義	經に従ひ義仲を討つ
同	年	熊谷直實	一ノ谷に於て平敦盛を殺す
同	年	那須餘一宗	高屋島の戦に扇の的を射る
同	年	佐藤繼信	屋島の戦に義經の身代となつて戦死す
同	年	武藏坊辨慶	衣川に於て戦死す
同	年	頼朝	征夷大將軍となる

同	年北條	實朝	鎌倉幕府の執權となる
同	年北條	義時	同(承久の亂に泰時をして天皇を攻めしむ)
同	年北條	泰時	同(父の命により承久の亂に京都に攻め入る)
同	年北條	時宗	同(しばしば元の使者を斬り、つひに元寇に當つてよくわが國を護る)
同	年河野	通有	元寇の時敵船に侵入して敵將を虜にす
同	年北條	高時	鎌倉幕府執權となる。後、新田義貞の爲に亡さる
同	年楠木	正成	義兵を赤坂城に擧ぐ
同	年楠木	正成	千早城によつて賊軍と戦ふ
同	年新田	義貞	北條高時を鎌倉に亡す
同	年新田	義貞	足利尊氏・直義の大軍と兵庫に戦ふ
同	年新田	義貞	越前の藤島に戦死す

同	年	兒島高德	後醍醐天皇隠岐に遷され給ふ時、行在所の庭の櫻樹の幹をけづりて詩を書し以て天皇をなぐさめ奉る
同	年	名和長年	天皇の行宮を伯耆の船上山に造り、勤王の兵を集む
同	年	北畠顯家	しばしば勤王の兵を擧げしもこの年和泉の石津に戦死す
同	年	楠木正行	父正成の遺志をつぎ、しばしば賊軍と戦ひしも、この年四條畷に戦死す
同	年	北畠親房	しばしば勤王の兵を擧げしもこの年吉野にて薨す
同	年	菊池武光	筑後川の戦に賊將少貳頼尙を破る
同	年	太田道灌	武人にして和歌に通ず、この年江戸城を築く
同	年	山名宗全	久しく細川勝元と争ひしがこの年卒す
同	年	細川勝元	久しく山名宗全と争ひしがこの年卒す
同	年	北條早雲	伊勢に生れ、戦亂の世に成功せんとして東國に來たり、この年伊豆の北條による

二五五(明應四)	同	この年小田原城を取る
二八四(大永四)	北條氏綱	早雲の子、武勇なり。この年江戸城を取る
三〇六(天文五)	北條氏康	氏綱の子、武勇にして、關東に勢力を張る。この年、上杉氏を破りて、つひに越後に走らす
三二五(弘治元年)	毛利元就	安藝の名將、この年主君大内義隆を弑せる。陶晴賢を嚴島に討つ
三三二(永祿四)	上杉謙信	北越の名將、しばしば北條氏をなやます。また武田信玄と戦ふ。この年中島の戦
三三三(元龜三)	武田信玄	甲斐の名將、しばしば上杉謙信と戦ふ。この年、徳川家康と大いに三方ヶ原に戦ふ
三四二(天正一〇)	武田勝頼	信玄の子、織田氏に攻められこの年天目山に戦死して武田氏亡ぶ
三三〇(永祿三)	織田信長	この年桶狭間に今川義元を斬る
三三七(同)	同	御料所興復の勅を拜す
三三八(同)	同	足利義昭を奉じて入京す

三三六(天正四)	同	安土城成り之に移る
三三七(同)	同	秀吉をして中國を攻めしむ
三四二(同)	同	明智光秀の爲に本能寺に弑せらる
三四三(同)	明智光秀	信長の臣、智勇なれども誤つて主を弑す。この年、秀吉の爲に殺さる
三三七(天正五)	豊臣秀吉	尾張中村の農家に生る。信長に用ひられ、この年、大軍を率ひて中國を攻む
三四三(同)	同	高松城を水攻にす。主君本能寺の變を聞き、直ちに上京
三四四(同)	同	光秀を山崎に破りて弔ひ合戦をなす
三四五(同)	同	四國を平定す。従一位關白となる
三四六(同)	同	徳川家康と和す。太政大臣となる
三四七(同)	同	九州を平定す。聚樂第に移る
三四八(同)	同	北條氏を小田原城に攻めて之を亡す。天下を平定す
三三二(同)	同	關白を辭し秀次に讓る。(これより太閤)

三五二(文祿元年)	同	朝鮮に兵を出す
三五三(同)	同	伏見城を築く
三五六(慶長元年)	同	明使の無禮を怒り、和議破る
三五七(同)	同	再び朝鮮に兵を出す
三五八(同)	同	この年薨す
三五五(文祿四)	豊臣秀次	秀吉の養子、關白となりしがこの年切腹を命ぜらる
三四三(天正一)	柴田勝家	信長の臣、この年秀吉の爲に賤ヶ嶽に破らる
同	年織田信孝	信長の子、この年秀吉の爲に賤ヶ嶽に破らる
三五五(文祿四)	蒲生氏郷	戰國時代の勇將、この年卒す
三五九(慶長四)	前田利家	加賀藩の始祖、この年薨す
三七一(同)	加藤清正	秀吉の臣、朝鮮の役に勇を振ふ。この年卒す
三二九(元和五)	福島正則	賤ヶ嶽七本槍の一人。この年罪せらる
三四三(天正一)	片桐且元	賤ヶ嶽七本槍の一人。
三三三(元和九)	上杉景勝	謙信の養子、武名あり。この年薨す

三八五(寛永一)	毛利輝元	元就の孫、長州藩始祖、この年薨す
同	小西行長	朝鮮征伐先手の大將
同	小早川隆景	元就の子、朝鮮征伐に武名あり
同	淺野幸長	朝鮮征伐に武名あり
同	島津義弘	同。鹿兒島藩始祖
三六〇(慶長五)	石田三成	秀吉の臣、この年關ヶ原役に破れて亡ぶ
三三三(永祿五)	徳川家康	信長と攻守同盟成り、これより大いに振ふ
三三〇(元龜年)	同	濱松城に移る
三三三(同)	同	信玄と三方原に戦ふ
三四四(天正二)	同	秀吉と小牧・長久手に戦ひて勝つ
三四六(同)	同	秀吉と和す
三三〇(同)	同	江戸城に入る
三三〇(慶長五)	同	關ヶ原に大勝し天下を統一す
三三三(同)	同	征夷大將軍となる
三三五(同)	同	將軍職を秀忠にゆづる

三六七(同)	同	駿府に老を養ふ
三七五(元和)	同	大阪城に秀頼を亡ぼす
三七六(同)	同	薨す
三三五(元和)	豊臣秀頼	秀吉の子、この年大阪城に亡ぶ
同	年木村重成	豊臣氏の忠臣、この年大阪城に亡ぶ
三五六(寛永)	伊達正宗	仙臺藩始祖、武名あり。この年卒す
三六五(慶長)	徳川秀忠	二代將軍となる
三六三(元和)	徳川家光	三代將軍となる
三六一(慶安)	徳川綱吉	四代將軍となる
三六〇(延寶)	徳川綱吉	五代將軍となる
三五九(元禄)	大石良雄	主君の仇を討つ。
三六九(寶永)	徳川家宣	六代將軍となる
三七三(正徳)	徳川家継	七代將軍となる
三七六(享保)	徳川吉宗	八代將軍となる
三四五(延享)	徳川家重	九代將軍となる
三四〇(寶暦)	徳川家治	十代將軍となる

三四七(天明)	徳川家齊	十一代將軍となる
三四九(天保)	徳川家慶	十二代將軍となる
三五三(嘉永)	徳川家定	十三代將軍となる
三五八(安政)	徳川家茂	十四代將軍となる
三五六(慶應)	徳川慶喜	十五代將軍となる
三五八(明治)	西郷隆盛	この年東征参謀として江戸に迫る。後十年、城山に亡ぶ
三五九(同)	榎本武揚	徳川幕府の海軍の大將、この年官軍に降る
三五七(同)	谷 干城	西南の役に熊本城に籠りて功あり
二五五(同)	山縣有朋	日清戦争の時、陸軍大將として大功あり。日露戦争の時、参謀總長たり
同	年伊東祐亨	日清戦争の時、威海衛を陥る
二五五(明治)	大山 巖	日露戦争の時、總司令官たり
同	年東郷平八郎	日露戦争の時、露國海軍を全滅せしむ
同	年乃木希典	日露戦争の時、旅順要塞を陥る

發明と發見一覽

事項	年代	發明發見者と生國
顯微鏡の創製	一五九〇	ザカリアス・ヤンセン(オランダ)
望遠鏡の創製	一六〇八	ハンス・リッパシー(オランダ)
柱時計	一六五七	ホイヘンス(オランダ)
蒸氣機械	一七〇五	ニュウコーメン(イギリス)
らいでん機	一七四六	ムスケンブルック(オランダ)
雷の本姓	一七五二	クナエウス(オランダ)
輕氣球	一七七三	フランクリン(アメリカ)
電池	一八〇〇	ヴォルダ(イタリ)
電信	一八三三	ガウス(ドイツ)
蓄電池	一八五九	ワーエーベル(ドイツ)
		ブランテ(フランス)

電話	一八七五	ベル(アメリカ)
まいくろふおーん	一八七八	ヒューズ(イギリス)
著音器	一八七八	エザソン(アメリカ)
活動寫眞	一八九三	エザソン(アメリカ)
えつくす光線	一八九六	レントゲン(ドイツ)
無線電信	一八九七	マルconi(イタリ)
寫眞術	一八二五	ニエプス(フランス)
自轉車	一七七九	ダゲール(フランス)
汽船	一八〇七	フランカード(フランス)
みしん	一八四六	フルトン(アメリカ)
まつち	一八五五	ホルン(アメリカ)
鐵筋こんくりーと	一八六七	モニエー(フランス)

たいぶらいたい	電 車	人 造 絹 絲	金 錢 出 納 器	飛 行 船	無 線 電 話	飛 行 機	電 送 寫 眞	機 關 銃	汽 車
一八七二	一八八一	一八八四	一八八五	一八九九	一九〇〇	一九〇三	一九〇三	一九一三	一八一四
シヨウルス(アメリカ)	シーメンズ(ドイツ)	シャルドンネー(フランス)	バスターソン(アメリカ)	ツエツペリン(ドイツ)	パウルセン(デンマーク)	ライト兄弟(アメリカ)	エルン(ドイツ)	レヴァイス(アメリカ)	スチアンソン(イギリス)

だいなまいと	火 藥	金 屬 活 字	無 煙 火 藥	透 明 ふ い る む	たんぐすてん電球	着 色 寫 眞	水 上 機	が す 機 關
一八六七	一三二〇	一四五五	一八八六	一八八八	一九〇四	一九〇七	一九一一	一九二一
アルフレッド・ベルナルド・ノールベル(スエーデン)	シユウルツ(ドイツ)	グーテンベルグ(ドイツ)	ヴァイエ(フランス)	イーストマン(アメリカ)	クーツェル(アメリカ)	オーギスト及びリュミエール(フランス)	カーチス(アメリカ)	アイケマイヤー(アメリカ)

日本博士數一覽 (昭和四年調)

法 學 博 士	醫 學 博 士	藥 學 博 士	工 學 博 士	文 學 博 士	理 學 博 士	農 學 博 士	林 學 博 士	獸 醫 學 博 士	經 濟 學 博 士	商 學 博 士	政 治 學 博 士	計
一九〇名	三一八二名	四九名	四一四名	一六二名	二七一名	一八一一名	三八名	二三名	一四名	四名	一名	三五二九名

文字一覽

一、常用漢字

文部省の臨時國語調査會では、國民のふだんにつかふ漢字を一千九百六十三字だけにきめました。そして、この常用漢字表にない漢字は決してつかはな

常用漢字表

- 【一】一丁七丈三上下不世丙並
- 【丨】中
- 【丶】丸主
- 【ノ】久乏乘
- 【乙】乙九乞也乳亂
- 【了】了事

- 【二】二云互五井
- 【亠】亡交京亭

【人】人仁仇今介仕他付仙代令以仰仲件任企
伊伏伐休伯伴伺似但位低住佐何余佛作使
來例侍供依侮侯侵便係促俊俗保俠信修俳
俵俸併倉個倍倒候借倫假偉偏停健側偶傍
傑備催働傳債傷傾僅像僚僞僧價儀億儉儻
償優

- 【几】元兄充兆兕先光兌兕兒兕
- 【入】入内全兩
- 【八】八公六共兵具典兼
- 【冂】冊再
- 【冫】冠
- 【凵】冬冷涼准凌凍凝

品員哲唐唱商問啓善喉喜喪單嗣嘉嘗器噴
巖囁

- 【凡】凡
- 【凵】凶凸凹出
- 【刀】刀刃分切刈刊刑列初判別利到制制劌劌
刻則削前剛副割創劇劌劌
- 【力】力功加劣助努効勅勇勉勳勸務勝勞募勢
勳勳勸勸
- 【勹】勹勹包
- 【匕】匕化北
- 【匚】匚區
- 【十】十千升午半卑卒卓協南博
- 【卜】卜占
- 【卩】卩卩却卵卷卽卿
- 【厂】厂厘厚原
- 【厶】厶去參
- 【又】又及友反叔取受叛
- 【口】口古句叫召可叱史右司各合吉同名后吏
吐向君吞吟否含呈吸吹告周味呼命和咽哀

- 【囗】囗四回因困固圍園圓圖圖
- 【土】土在地坂均坊坐坑坪垂型垣埋城域執培
基堀堂堅堤堪報場塔塗塚塵境墓塀增墨墮
壁壇壓壞
- 【士】士壯壹壽
- 【夕】夕夕外多夜夢
- 【大】大天太夫央失奇奉奏契奔奢奧奪獎奮
- 【女】女奴好如妃妊妙妨妹妻妾姉始姑姓委姦
姪姬姻姿威娘娛婚婦媾媒嫁嫉嫡孌孌
- 【子】子字存孝季孤孫學
- 【宀】宀宅宇守安完宗官定宛宜客宜室宮宰害寔
家容宿寄密富寒察寡寢寔審寫寬寶
- 【寸】寸寸封射將專尉尋尊對導
- 【小】小少尙

【玉】玉王玩珍珠班現球理琴

【瓜】瓜

【瓦】瓦瓶

【甘】甘甚

【生】生產甥

【用】用

【田】田由甲申男町界畏畑畔畜畝略番畫異畱
當疊

【疋】疋疎疏疑

【疒】疫疫疾病症痕痘痛痢瘵

【火】登發

【白】白百的皆皇

【皮】皮

【皿】皿盆益盛盜盟盃盥盤

【目】目盲直相省眉看真眠眺眼着睡督睦瞭

【矢】矢知短

【石】石砂砲破研硬硯碁碎碑確磁磨礎

【示】示社祈祕祖祝神稟祭禁禍福禦禮

【禾】秀私秋科秒租稗秩移稅程稚種稱稻稼稿

穀積穗穰

【穴】穴究空穿突窈室窗窮

【立】立章童端競

【竹】竹竿笑笛笠符第筆等筋筒答策箇算管篇

箱節範築篤簡簿籍

【米】米粉粒粘粗粟粹精糖糞

【糸】系紀約紅紋納純紗紙級紛素紡索紫累細

紳紹紺終組結絕絞絡給統絲絹經綠維綱綴

綻綿緊緒線締緣編緩緯練縛縣縫縮縱總績

繁織繕繪繭繰繼纂績

【缶】缺

【网】罪置署罰罵罷羅

【羊】羊美羣義

【羽】羽翕翊習翼

【老】老考者

【而】耐

【耒】耒

【耳】耳耽聖聘聞聯聾職聽

【肉】肉肋肖肝股肥肩肯育肴肺胃背胎胞胴胸

能脂脇脈脊脚脫腎腐腕腦腰腸腹腺膏膚膜

膝膽膳臆臟

【臣】臣臥臨

【自】自臭

【至】至致臺

【白】白與舅興舊

【舌】舌舍

【舛】舛

【舟】舟航般舵舶船艇艘艦

【良】良

【色】色

【艸】芋芝花芽芳苑苗若苦英茂茶草荒荷莊莖

菊蘭菓菜華萩萬落葉著薜蒨蒙蒸蓄蓮蔓蔭

薄薦薪藍藏藝藤藥蘇

【虺】虺虺處虛虜號

【虫】蚊蛇蛙蜂蜜融蟲蠶蠶

【血】血衆

【行】行術街衝衝衛

【衣】衣表衰袂袋袖被袴裁裂裏裕補裝裸製複

褒

【西】西要覆

【見】見規規親覺覽觀

【角】角觸

【言】言訂計討訓託記訟訪設許訴診詐詔評詞

詠詣試詩詰話詳誅誇誌認誓誕誘語誠誤誦

說課誼調談請諒論諫諭諸諾謀謁謂謙譁謝

謠謹證識譜警譯議譽讀變讓

【谷】谷

【豆】豆豐

【豕】豕象豪豫

併(併) 塀(塀) 瓶(瓶) 餅(餅) 研(研) 齋(齋)
 齋(齋) 濟(濟) 劑(劑) 殘(殘) 淺(淺) 賤(賤)
 錢(錢) 勞(勞) 營(營) 榮(榮) 學(學) 覺(覺)
 舉(舉) 譽(譽) 斷(斷) 繼(繼) 齒(齒) 齡(齡)
 濕(濕) 顯(顯) 窓(窓) 総(総) 属(属) 囑(囑)
 為(爲) 偽(偽) 帶(帶) 滯(滯) 參(參) 慘(慘)
 兩(兩) 滿(滿) 發(發) 廢(廢) 兎(鼠) 獺(獺)
 乱(亂) 辭(辭) 潛(潛) 贊(贊) 走(走) 徒(徒)
 從(從) 縱(縱) 惱(惱) 腦(腦) 処(處) 抛(抛)
 担(擔) 胆(膽) 未(來) 麥(麥) 壽(壽) 鑄(鑄)
 數(數) 樓(樓) 樂(樂) 藥(藥) 読(讀) 続(續)
 竜(龍) 瀧(瀧) 隨(隨) 髓(髓) 廉(鹿) 濂(麗)
 聽(聽) 廳(廳) 虚(虚) 戲(戲) 遲(遲) 解(解)
 独(獨) 触(觸) 疊(疊) 撰(撰) 虫(蟲) 蚕(蠶)
 仮(假) 兎(兎) 刺(刺) 勵(勵) 嘗(嘗) 国(國)
 團(團) 円(圓) 図(圖) 壺(壺) 実(實) 写(寫)
 宝(寶) 扣(控) 叙(叙) 條(條) 様(様) 帰(歸)

気(氣) 炉(爐) 犧(犧) 猷(猷) 画(畫) 咄(咄)
 尽(盡) 礼(禮) 称(稱) 糸(絲) 欠(缺) 声(聲)
 台(臺) 旧(舊) 万(萬) 号(號) 証(證) 豊(豊)
 弁(辨) 辯(辯) 遞(遞) 辺(邊) 医(醫) 鉄(鐵)
 関(關) 双(雙) 靈(靈) 余(餘) 館(館) 体(體)
 鬪(鬪) 鹽(塩) 点(點) 党(黨) 龜(龜)

二、片假名

片假名は、日本人が發明した文字です。漢字の扁や旁や冠や脚の一部分をとつて作つたものです。()の内は、その假名となつた漢字です。

ア(阿)	イ(伊)	ウ(宇)	エ(江)	オ(於)
カ(加)	キ(幾)	ク(久)	ケ(介)	コ(己)
サ(草)	シ(之)	ス(須)	セ(世)	ソ(曾)
タ(多)	チ(千)	ツ(川)	テ(天)	ト(止)

ナ(奈)	ニ(仁)	ヌ(奴)	ネ(禰)	ノ(乃)
ハ(八)	ヒ(比)	フ(不)	ヘ(部)	ホ(保)
マ(万)	ミ(三)	ム(牟)	メ(女)	モ(毛)
ヤ(也)	イ(伊)	ユ(弓)	エ(江)	ヨ(與)
ラ(良)	リ(利)	ル(流)	レ(禮)	ロ(呂)
ワ(和)	キ(井)	ウ(宇)	エ(惠)	ヲ(乎)
ン(无)				

三、平假名

平假名は、日本人が發明した文字です。漢字の草書體を、更にくづつしてこしらへたものです。()の内はその假名となつた漢字です。

い(以)	ろ(呂)	は(波)	に(仁)	ほ(保)	へ(部)
------	------	------	------	------	------

四、ローマ字

ローマ字は、昔ローマといふ國で用ひたから、さう呼ばれるのです。現在では、西洋の文明諸國では、大抵ローマ字を用ひてゐます。トルコなどでも、ついでこの頃からローマ字を用ひることになりました。日本でも、停車場の名称や商店の屋號やその他

HYA <small>ヒヤ</small>	NYA <small>ニヤ</small>	CHA <small>チャ</small>	SHA <small>シャ</small>	KYA <small>キヤ</small>	PA <small>パ</small>
					PI <small>ピ</small>
HYU <small>ヒユ</small>	NYU <small>ニユ</small>	CHU <small>チュ</small>	SHU <small>シュ</small>	KYU <small>キユ</small>	PU <small>プ</small>
					PE <small>ペ</small>
HYO <small>ヒョ</small>	NYO <small>ニョ</small>	CHO <small>チョ</small>	SHO <small>ショ</small>	KYO <small>キョ</small>	PO <small>ポ</small>
					(pa pi pu pe po)
(hya)	(nya)	(cha)	(sha)	(kya)	
hya	nyu	chu	shu	kyu	
hyo	nyo	cho	sho	kyo	

KWA <small>クワ</small>	PYA <small>ピヤ</small>	BYA <small>ビヤ</small>	GYA <small>ギヤ</small>	RYA <small>リヤ</small>	MYA <small>ミヤ</small>
(kwa)	PYU <small>ピユ</small>	BYU <small>ビユ</small>	GYU <small>ギユ</small>	RYU <small>リユ</small>	MYU <small>ミユ</small>
GWA <small>グワ</small>	PYO <small>ピョ</small>	BYO <small>ビョ</small>	GYO <small>ギョ</small>	RYO <small>リョ</small>	MYO <small>ミョ</small>
(gwa)	(pya)	(bya)	(gya)	(rya)	(mya)
	pyu	byu	gyu	ryu	myu
	pyo	byo	gyo	ryo	myo

MA <small>マ</small>	HA <small>ハ</small>	NA <small>ナ</small>	TA <small>タ</small>	SA <small>サ</small>	KA <small>カ</small>	A <small>ア</small>
						I <small>イ</small>
MI <small>ミ</small>	HI <small>ヒ</small>	NI <small>ニ</small>	CHI <small>チ</small>	SHI <small>シ</small>	KI <small>キ</small>	U <small>ウ</small>
						E <small>エ</small>
MU <small>ム</small>	FU <small>フ</small>	NU <small>ヌ</small>	TSU <small>ツ</small>	SU <small>ス</small>	KU <small>ク</small>	O <small>オ</small>
						(a i u e o)
ME <small>メ</small>	HE <small>ヘ</small>	NE <small>ネ</small>	TE <small>テ</small>	SE <small>セ</small>	KE <small>ケ</small>	
						(ma mi mu me mo)
MO <small>モ</small>	HO <small>ホ</small>	NO <small>ノ</small>	TO <small>ト</small>	SO <small>ソ</small>	KO <small>コ</small>	
						(ha hi fu he ho)
(ma)	(ha)	(na)	(ta)	(sa)	(ka)	
mi	hi	ai	chi	shi	ki	
mu	fu	nu	tsu	su	ku	
me	he	ne	te	se	ke	
mo	ho	no	to	so	ko	

ろいろなところにてローマ字を用ひてあますから、一通りその読み方を知つておくと大そう便利です。(上は大文字、括弧の中は印刷體の小文字です。)

BA <small>バ</small>	DA <small>ダ</small>	ZA <small>ザ</small>	GA <small>ガ</small>	N <small>ン</small>	WA <small>ワ</small>	RA <small>ラ</small>	YA <small>ヤ</small>
				(n)			
BI <small>ビ</small>	JI <small>ヂ</small>	JI <small>ジ</small>	GI <small>ギ</small>		I <small>キ</small>	RI <small>リ</small>	I <small>イ</small>
BU <small>ブ</small>	ZU <small>ヅ</small>	ZU <small>ズ</small>	GU <small>グ</small>		U <small>ウ</small>	RU <small>ル</small>	YU <small>ユ</small>
BE <small>ベ</small>	DE <small>デ</small>	ZE <small>ゼ</small>	GE <small>ゲ</small>		E <small>エ</small>	RE <small>レ</small>	E <small>エ</small>
BO <small>ボ</small>	DO <small>ド</small>	ZO <small>ゾ</small>	GO <small>ゴ</small>		O <small>ヲ</small>	RO <small>ロ</small>	YO <small>ヨ</small>
(ba)	(da)	(za)	(ga)		(wa)	(ra)	(ya)
bi	ji	ji	gi		i	ri	i
bu	zu	zu	gu		u	ru	yu
be	de	ze	ge		e	re	e
bo	do	zo	go		o	ro	yo

行政區劃一覽

(一) 三府四十三縣一道

道府縣名	官廳所在地	人口 (大正十四年調査)
北海道	札幌市	二百四十八、六七九
青森縣	青森市	八二二、九七七
岩手縣	盛岡市	九〇〇、九八四
宮城縣	仙台市	一、〇四四、〇三六
秋田縣	秋田市	九六六、四〇八
山形縣	山形市	一、〇七二、二九七
福島縣	福島市	一、四三七、五九六
茨城縣	水戸市	一、四〇九、〇九三
栃木縣	宇都宮市	一、〇九〇、四二八
群馬縣	前橋市	一、二一八、八五六
埼玉縣	浦和市	一、三九四、四六二
千葉縣	千葉市	一、三九九、二五七

東京府	東京市	四、八五五、一四四
神奈川縣	横浜市	一、四一六、七九二
新潟縣	新潟市	一、八四八、八〇七
富山縣	富山市	七四九、二四三
石川縣	金澤市	七五〇、八五四
福井縣	福井市	五九七、八九九
山梨縣	甲府市	六〇〇、六七五
長野縣	長野市	一、六九二、二七七
岐阜縣	岐阜市	一、一三三、五七七
静岡県	静岡市	一、六七一、二七七
愛知縣	名古屋市	二、三二九、四九四
三重縣	名古屋	一、一〇七、六九二
滋賀縣	大津市	六六二、四二二
京都府	京都市	一、四〇六、三八二
大阪府	大阪市	三、〇五九、五〇二
兵庫縣	神戸市	二、四五四、六七九

【注意】

- 一、ローマ字の綴りには、いろ／＼ありますが、右は、だいたい日本で廣く用ひられてゐるのに従つたのです。
- 二、促音「ッ」などの時は、次に來る文字を一つ餘計に書きます。

(例) Nippon (ニッポン)、Gakko (ガクカウ)。

- 三、長く引く時には、字の上に一を引きます。
(例) Tokyo (トウキヤウ)、Osaka (オホサカ) Kobe (カサヤ)。
- 四、文章は、次のように、分別書き方といつて、言葉と言葉との間をあけて書きます。
(例) Sakura no hana ga sakimashita (サクヲノハナガサキマシタ)。

奈良縣	和歌山縣	鳥取縣	鳥根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣	大分縣	宮崎縣	鹿兒島縣	沖繩縣
奈良市	和歌山市	鳥取市	松江市	岡山市	廣島市	山口市	徳島市	高松市	松山市	高知市	福岡市	佐賀市	長崎市	熊本市	大分市	宮崎市	鹿兒島市	那覇市
五三、八二六	七八七、五一	四七二、三三〇	七三、四〇二	一、三三八、四〇〇	一、六七、六八〇	一、〇九四、五四四	六九八、八二四	七〇〇、三〇八	一、〇九六、三六六	六八七、四七八	二、三〇一、六八八	六八四、八三一	一、一六三、九四五	一、二九六、〇八六	九一五、一三六	六九一、〇九四	一、四七二、一九三	五五七、六三三

(二) 樺太

官廳	官廳所在地	人口 (昭和三年調査)
樺太廳	豊原町	千 人
豊原支廳	豊原町	五、五九〇
大泊支廳	大泊町	五八、〇〇五
本斗支廳	本斗町	一七、〇〇一
眞岡支廳	眞岡町	三、一四四
泊居支廳	泊居町	三、〇〇八
元泊支廳	元泊町	三、四三三
敷香支廳	敷香町	一六、三三三

(三) 臺灣

官廳名	官廳所在地	人口 (昭和二年調査)
總督府	臺北	八六、七二一
臺北廳	臺北	

新竹廳	臺中廳	臺南廳	高雄廳	臺東廳	花蓮廳	澎湖廳
新竹市	臺中市	臺南市	高雄市	臺東市	花蓮市	馬公
六三五、五三五	九一九、七五四	一、〇九〇、三五一	五五、一九六	四、四八八	六五、六四二	六二、四〇二

(四) 朝鮮

官廳	內地人 (昭和二年調査)	朝鮮人 (同)
總督府 (京城ニ在リ)	一、八〇三、〇〇〇	
京畿道	七、〇〇〇	
忠清北道	一、一三五、〇〇〇	
忠清南道	一、三三七、〇〇〇	
全羅北道	二、〇九〇、〇〇〇	
全羅南道	二、二四〇、〇〇〇	
慶尙北道		二、二四〇、〇〇〇

(五) 關東州

關東廳は、旅順市にあつて、その長官は關東州を治める外、南滿洲鐵道の警務の任等に當ります。
〔地方別人口〕 (昭和二年調査)

慶尙南道	七六、〇〇〇	一、八八八、〇〇〇
黃海道	一五、〇〇〇	一、三六六、〇〇〇
平安南道	三七、〇〇〇	一、二二四、〇〇〇
平安北道	一六、〇〇〇	一、三七一、〇〇〇
江原道	九、〇〇〇	一、二九二、〇〇〇
咸鏡南道	二六、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇
咸鏡北道	三三、〇〇〇	六〇七、〇〇〇

地方	日本人	支那人	外國人	計
旅順	一〇、五九九	一一〇、一六六	三三	一二〇、七九九
大連	五五、〇〇三	二六、一三七	四四三	八一、五八三
小崗子	九、六七九	四三、九七四	九	五三、六六二

世界大都市一覽 (人口五十萬以上)

都市名	國名	調査年	人口
ニューヨーク	アメリカ	一九二〇	五、六二〇、〇四八
ロンドン	イギリス	一九二一	四、四八四、五三三
ベルリン	ドイツ	一九二五	三、九二九、五七七
パリ	フランス	一九二六	二、八七一、四二九
シカゴ	アメリカ	一九二〇	二、七〇一、七〇五
大阪	日本	一九二五	二、二四一、八〇四
モスクワ	ロシア	一九二六	二、〇二五、九四七
東京	日本	一九二五	一、九九五、五七七
ウキーン	オーストリア	一九二三	一、八六五、七八〇
フイラデルフィア	アメリカ	一九二〇	一、八三三、七九七
アエノスアイレス	アルゼンチン	一九二二	一、七三〇、〇〇〇
レンニングラード	ロシア	一九二六	一、六四一、〇〇八
上海	支那	一九二〇	一、五〇〇、〇〇〇
漢口	支那	一九二〇	一、四六一、五〇〇

北京	支那	一九二〇	一、三〇〇、〇〇〇
ボンベイ	インド	一九二二	一、一七五、九一四
リオデジャネイロ	ブラジル	一九二〇	一、一五七、八七三
カルカッタ	インド	一九二二	一、一三二、二五六
カイロ	エジプト	一九二七	一、〇五九、八二四
ハルビン	ドイツ	一九二五	一、〇五四、〇一一
グラスゴウ	イギリス	一九二二	一、〇三四、一七四
デトロイト	アメリカ	一九二〇	九九三、六七八
アタペスト	ハンガリー	一九二五	九六〇、五三三
モントリオール	カナダ	一九二六	九五三、八七五
ワルソヴァ	ポーランド	一九二二	九三六、七一一
バンコク	シヤム	一九二四	九三一、一七一
バーミingham	イギリス	一九二二	九一九、四四四
シドニー	オーストラリア	一九二二	八九九、〇五九
杭州	支那	一九二〇	八九二、一〇〇

リヴァプール	イギリス	一九二二	八〇二、九四〇
アカレスト	アルマニ	一九二二	八〇〇、〇〇〇
天津	支那	一九二〇	八〇〇、〇〇〇
クリヴランド	アメリカ	一九二〇	七九六、八四一
セントルイス	アメリカ	一九二〇	七七二、八九七
ナポリ	イタリア	一九二〇	七七一、四〇五
名古屋	日本	一九二五	七六八、五八
メルボルン	オーストラリア	一九二二	七六六、四六五
ブラッセル	ベルギー	一九二六	七五八、七二七
マドリッド	スペイン	一九二〇	七五〇、八九六
ポストン	アメリカ	一九二〇	七四八、〇六〇
ボルチモア	アメリカ	一九二〇	七三三、八二六
マンチエスター	イギリス	一九二二	七三〇、三〇七
ミラノ	イタリア	一九二〇	七二八、〇〇〇
スタムブール	トルコ	一九二七	七二〇、六二七
バルセロナ	スペイン	一九二〇	七二〇、三三三
ケルン	ドイツ	一九二五	六九三、三九四
ロンドン	イタリー	一九二〇	六九一、六六一
コペンハーゲン	デンマーク	一九二五	六九一、三九九

京都	日本	一九二五	六七九、九六八
プラーグ	チェコスロバキア	一九二〇	六七六、六七七
ミュンヘン	ドイツ	一九二五	六六二、二九〇
ライプツヒ	ドイツ	一九二五	六六一、七四四
マルセイユ	フランス	一九二六	六五二、一九六
アムステルダム	オランダ	一九二〇	六四七、四七二
神戸	日本	一九二五	六四四、二二二
寧波	支那	一九二〇	六二七、七〇〇
福州	支那	一九二〇	六二四、〇〇〇
メキシコ	メキシコ	一九二二	六一五、三六七
ドレスデン	ドイツ	一九二五	六〇七、七三三
ピッツバーグ	アメリカ	一九二〇	五八八、三四三
サンパウロ	ブラジル	一九二〇	五七九、〇三三
ロサンゼルス	アメリカ	一九二〇	五七六、六七三
リヨン	フランス	一九二六	五七〇、八四〇
アレキサンドリア	エジプト	一九二七	五七〇、三一四
トロント	カナダ	一九二六	五五九、六九一
アレスラウ	ドイツ	一九二五	五五〇、〇四八
長沙	支那	一九二〇	五三三、八〇〇

學校一覽

A、官立大學

東京帝國大學	東京市本郷區
京都帝國大學	京都市上京區
東北帝國大學	仙臺市
九州帝國大學	福岡市外
北海道帝國大學	札幌市
東京文理科大學	東京市小石川區
廣島文理科大學	廣島市千田町
東京商科大學	東京市神田區
新潟醫科大學	新潟市
岡山醫科大學	岡山市
金澤醫科大學	金澤市
長崎醫科大學	長崎市

B、公立大學

千葉醫科大學	千葉市外都村
東京工業大學	東京府下大岡山
大阪工業大學	大阪市東野田町
神戸商業大學	神戸市野崎通
熊本醫科大學	熊本市大江町
大阪醫科大學	大阪市北區常安町一
大阪商科大學	大阪市天王寺鳥ヶ辻
愛知醫科大學	名古屋市中區鶴舞町
京都府立醫科大學	京都市上京區河原町通

C、私立大學

慶應義塾	東京市芝區三田、四谷區信
------	--------------

蘇州	トノ	桑港	バツフアロ	サシチヤゴ	キエフ	ロツテルダム	マドリラス	リスボン	ホルトガ
支那推定	イタリ	アメリカ	アメリカ	チリ	ロシア	オランダ	イシ	イシ	ホルトガ
一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇
五〇〇,〇〇〇	五〇二,二七四	五〇六,六七六	五〇六,七五	五〇七,二九六	五二七,七八九	五二六,二七一	五二六,九一一	五二九,五五四	五二九,五五四

早稻田大學 濃町
 東京府下戸塚町
 明治大學 東京市神田區駿河臺
 中央大學 東京市神田區駿河臺
 日本大學 東京市神田區三崎町、同駿河臺
 法政大學 東京市麴町區富士見町
 同志社大學 京都市上京區新北小路
 國學院大學 東京府下澁谷町
 東京慈惠會醫科大學 東京市芝區愛宕町
 龍谷大學 京都市七條猪熊通
 大谷大學 京都市上京區小山下總町
 專修大學 東京市神田區今川小路
 立教大學 東京府下池袋
 關西學院 大阪府三島郡千里村
 拓殖大學 東京市小石川區若荷谷町
 立命館大學 京都市上京區廣小路通

立正大學 東京市外大崎町谷山
 駒澤大學 東京市外駒澤町
 東京農業大學 東京市外澁谷常磐松
 日本醫科大學 東京市本郷區千駄木町
 高野山大學 和歌山縣伊都郡高野山
 大正大學 東京府下西巢鴨庚申塚
 東洋大學 東京市小石川區原町
 上智大學 東京市麴町區紀尾井町

D、高等師範學校(官立)

東京高等師範學校 東京市小石川區窪町
 廣島高等師範學校 廣島市千田町
 東京女子高等師範學校 東京市本郷區湯島お茶の水
 奈良女子高等師範學校 奈良市北魚屋西町

E、官公立專門學校

東京外國語學校 東京市麴町區竹平町

大阪外國語學校 大阪市天王寺區上本町
 東京美術學校 東京市下谷區上野公園
 東京音樂學校 東京市下谷區上野公園
 富山藥學專門學校 富山縣上新川郡奧田村
 熊本藥學專門學校 熊本市大江町九品寺
 東京高等齒科醫學專門學校 東京市神田區錦町三一四
 東京帝國大學農學部實科 東京府下目黒町駒場
 北海道帝國大學農林學部實科 札幌市大學內
 同 土木專門部 札幌市大學內
 同 水產專門部 札幌市大學內
 東京商科大學附屬商學專門部 東京市外谷保村國立
 千葉醫科大學附屬藥學專門部 千葉市大學內
 金澤醫科大學附屬藥學專門部 金澤市大學內
 長崎醫科大學附屬藥學專門部 長崎市大學內
 測候技術官養成所 東京市麴町區中央氣象臺內
 東京工業大學附屬工學專門部

大阪工業大學附屬工學專門部 東京府荏原郡碑衾村大岡山
 神戶商業大學附屬商學專門部 神戶市野崎通一
 京都高等工藝學校 京都市上京區吉田町
 名古屋高等工藝學校 名古屋市中區御器所町
 熊本高等工業學校 熊本市黑髮町
 米澤高等工業學校 米澤市馬口勞町
 桐生高等工業學校 桐生市下久方
 橫濱高等工業學校 橫濱市大岡町
 廣島高等工業學校 廣島市千田町
 金澤高等工業學校 石川縣石川郡崎浦町
 仙臺高等工業學校 仙臺市南六軒丁
 福岡縣戶畑市 福岡縣戶畑市
 東京高等工藝學校 東京市芝區新芝町
 神戶高等工業學校 神戶市水笠通一丁目
 濱松高等工業學校 濱松市廣澤町

德島高等工業學校	德島市常三島町
長岡高等工業學校	長岡市四郎丸町
福井高等工業學校	福井市外牧ノ嶋
山梨高等工業學校	甲府市元柳町
秋田鑛山專門學校	秋田市手形町字深田
盛岡高等農林學校	盛岡市上田町
鹿兒島高等農林學校	鹿兒島市上荒田町
上田蠶絲專門學校	上田市常入町
東京高等蠶絲學校	東京府下瀧ノ川西ヶ原
京都高等蠶絲學校	京都市大將軍坂田町
鳥取高等農業學校	鳥取市吉方村
三重高等農林學校	津市上濱町
宇都宮高等農林學校	栃木縣河内郡平石村
岐阜高等農林學校	岐阜縣稻葉郡加村
宮崎等等農林學校	宮崎市船塚町
長崎高等商業學校	長崎市片淵三丁目
山口高等商業學校	山口縣吉敷郡山口町

小樽高等商業學校	小樽市綠町五丁目
名古屋高等商業學校	名古屋市南區瑞穂町
福島高等商業學校	福島縣信夫郡清水村
大分高等商業學校	大分市上野
彦根高等商業學校	滋賀縣彦根町字中島
和歌山高等商業學校	和歌山市關戸
橫濱高等商業學校	橫濱市南太田町
高松高等商業學校	高松市宮脇町
高岡高等商業學校	高岡市古定塚
東京高等商船學校	東京市深川區越中島
神戸高等商船學校	兵庫縣武庫郡本庄村
千葉高等園藝學校	千葉縣松戸町

【公立】

京都市立繪畫學校	京都市東山區今熊野日吉町
京都市女子專門學校	京都市上京區寺町
福岡縣女子專門學校	福岡市須崎裏町
大阪府女子專門學校	大阪市天王寺鳥ヶ辻

F、官立高等學校

宮城縣女子專門學校	仙臺市連坊小路
大阪商科大學附屬高等商業	大阪市天王寺鳥ヶ辻
廣島女子專門學校	廣島市中中町一
橫濱商業專門學校	橫濱市中區南太田町
神戸高等商業學校	神戸市西灘原田
長崎縣女子專門學校	長崎市箱清水

第一高等學校	東京市本郷向ヶ岡彌生町
第二高等學校	仙臺市北六番町
第三高等學校	京都市吉田二本松
第四高等學校	金澤市仙石町
第五高等學校	熊本市黒髮町
第六高等學校	岡山市國富
第七高等學校	鹿兒島市山下町
第八高等學校	名古屋市南區瑞穂町
新潟高等學校	新潟市西大畑町

松本高等學校	松本市縣町
山口高等學校	山口市
松山高等學校	松山市持田
水戸高等學校	茨城縣東茨城郡常磐村
山形高等學校	山形市外小白川
佐賀高等學校	佐賀市外本庄村
弘前高等學校	弘前市富田町
松江高等學校	松江市外川津村字菅田
東京高等學校	東京府下中野町雜色
大阪高等學校	大阪市東區天王寺町
浦和高等學校	埼玉縣北足立郡浦和町
福岡高等學校	福岡市鳥飼
靜岡高等學校	靜岡市大岩
高知高等學校	高知市江ノ口町
姫路高等學校	兵庫縣磨郡安室村
廣島高等學校	廣島市皆實町

G、公私立高等學校

富山高等學校 富山縣上新川郡大廣田
浪速高等學校 大阪府下石橋
東京府立高等學校 麴町區永田町一中内
武藏高等學校 東京府下中新井村
成溪高等學校 東京府下吉祥寺
甲南高等學校 兵庫縣武庫郡本山村
成城高等學校 東京府下砧村

H、私立專門學校

明治大學專門部 東京市神田區駿河臺
法政大學專門部 東京市麴町區富士見町
中央大學專門部 同神田區駿河臺
東京農業大學專門部 東京府下澁谷町
專修大學專門部 東京市神田區今川小路
明治學院 東京府下澁橋町角管

東京神學社神學校 東京麴町區飯田町
日本ルーテル神學校 同野方町
東京藥學專門學校 東京市外澁橋町
東京物理學校 同牛込區神樂町
東京藥學專門學校 同大久保町
明治藥學專門學校 同代々幡町幡ヶ谷
大東文化學院 同麴町富士見町
大正大學專門部 東京市外巢鴨町
日本女子大學 東京市小石川區高田町
女子英學塾 同麴町區五番町
帝國女子專門學校 同小石川區大塚町
東京女子醫學專門學校 同牛込區河田町
聖心女學院高等專門學校 同芝白金三光町
東京女子大學 同井荻町
東洋女子齒科醫學專門學校 同本郷區元町
東京女子專門學校 同本郷湯島六
東京女子齒科醫學專門學校 同大井町

同 高等商業部 東京市芝區白金今里町
慶應義塾高等部 同芝區三田二丁目
日本大學專門部 同神田區三崎町
同 齒醫科 同神田區駿河臺
青山學院專門部 東京府下澁谷町綠岡
同 女子部 同前
早稻田大學專門部 東京府下戸塚町
同 高等師範部 同前
同 附屬早稻田專門 同前
駒澤大學專門部 東京市外駒澤
國學院大學高等師範部 東京市外澁谷
同 附屬神道部 同前
拓殖大學專門部 東京小石川茗荷谷町
立正大學專門部 東京府下大崎町谷山
聖公會神學院 東京市外池袋
東京齒科醫學專門學校 東京市神田三崎町
日本齒科醫學專門學校 東京麴町富士見町

實踐女學校專門部 同澁谷町常磐松
帝國女子醫學專門學校 同大森町寶田
共立女子專門學校 同神田區一ッ橋
日本女子體育專門學校 同松澤村松原
千代田女子專門學校 同麴町中六番町
東京家政專門學校 同三番町
聖路加女子專門學校 同京橋區明石町
二松學舍專門學校 同麴町一番町
巢鴨高等商業學校 同西巢鴨
昭和醫學專門學校 東京府荏原町中延
女子經濟專門學校 東京本郷元町
東洋大學專門部 同小石川原町一七
私立高千穂高等商業學校 同府下和田堀
大倉高等商業學校 同市赤阪區葵町
東京寫真專門學校 同府下代々幡町
和洋女子專門學校 同市麴町區飯田町
國士館專門學校 同府下世田ヶ谷

智山專門學校 同石福井
 女子高等商業學校 同麴町區土手三番町
 女子美術專門學校 同本郷區菊坂町
 立命館大學專門部 京都市上京區寺町
 關西大學專門部 大阪市此花區上福島
 東北學院專門部 仙臺市南町通
 同 神學部 同前
 眞宗勸學院高等科 三重縣一身田
 同志社專門學校 京都市上京區
 京都專門學校 京都市九條東寺町
 關東學 兵庫縣武庫郡甲東
 武道專門學校 京都市岡崎公園
 佛教專門學校 京都市上京區鹿ヶ谷
 大阪藥學專門學校 大阪市南區日本橋
 大阪齒科醫學專門學校 大阪北河內郡牧野
 京都藥學專門學校 京都市上京區
 西山專門學校 京都府乙訓郡乙訓村

西南學院高等學部 福岡市西新町
 眞宗專門學校 名古屋市中區
 九州齒科醫學專門學校 福岡市字今泉
 大谷大學專門部 京都市上京區烏丸
 龍谷大學專門部 京都市上京區七條
 日本大學專門學校 大阪府中河內郡刀
 大阪高等醫學專門學校 同三島郡磐手
 神戸女學院專門部 神戸市山本通
 同志社專門高商部 京都市外岩倉
 活水女子專門學校 長崎市東山手町
 京都女子高等專門學校 京都市東山七條
 梅花女子專門學校 大阪府豐能郡豐中町
 帝國女子藥學專門學校 大阪府北河內郡守口
 樟蔭女子專門學校 大阪府中河內郡布施
 金城女子專門學校 名古屋市中區白壁町
 天理外國語學校 奈良縣山邊郡丹波市
 相愛女子專門學校 大阪東區本町四

九州醫學專門學校 久留米市小森野町
 岩手醫學專門學校 盛岡仁王第一地割
 大阪女子高等醫學學校 大阪府北河內郡
 松山高等商業學校 松山市大字味酒
 橫濱專門學校 橫濱市中區西戶部
 相山女子高等專門學校 名古屋市中區田代町

文部省管外の諸學校

學 院 東京市外高田町
 // 同四谷區仲町
 女子學習院 同赤坂區元青山練兵場
 神宮皇學館 三重縣宇治山田市外
 水産講習所 東京市深川區越中島町八
 逓信官吏練習所 東京市芝公園
 東京鐵道局教習所 東京府下池袋
 大阪 // 神戸市若松町
 名古屋 // 名古屋市中區千種町

仙臺 // 仙臺市八幡町
 門司 // 門司市大里町
 札幌 // 札幌市苗穂町
 陸軍大學 東京市赤坂區青山北町
 陸軍砲工學校 同牛込區若松町
 陸軍步兵學校 千葉縣千葉郡都賀
 陸軍戶山學校 東京市牛込區戶山町
 陸軍騎兵學校 千葉縣千葉郡二宮
 陸軍野戰砲兵學校 千葉縣四街道
 陸軍重砲兵學校 神奈川縣浦賀町
 陸軍工兵學校 千葉縣東葛飾郡明村
 陸軍士官學校 東京市牛込區市ヶ谷
 陸軍自動車學校 東京府下世田ヶ谷
 陸軍通信學校 東京府下杉並町
 所澤陸軍飛行學校 埼玉縣入間郡
 下志津陸軍飛行學校 千葉縣千葉郡
 明野陸軍飛行學校 三重縣渡會郡

第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
 七七七七七七 六六六五五 四四四四四四四
 十十十十十 七 十十十十 十 十 十 十 十 十 十
 八七六五四三十八三一九七十 九八七六五四三
 龍平羅會咸羅篠岐松和宇佐松甲久大大鹿高德

歌都 留 兒

山壤南寧興南山阜江山宮倉本府米分村島知島
 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
 二二十十十 十 十 十 十 十 十
 十十九九九九四三十四四一四一二六二六一一

第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	聯隊番號	第第
十十		七
二一十九八七六五四三二一衛		八
久善姬金弘旭熊廣大名仙同東		十
留通		九
米寺路澤前川本島阪屋臺京		大
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第		龍
十十		邱山
二一十九八七六五四三二一衛		第第
		二二
		十十

第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
 二二 二十十十十十十十十
 二一十九八七六五四三二一十九八七六五四三
 松濱福敦豐秋新高小熊善廣岡京大金名青仙東

知 發 通 古

山田山賀橋田田崎倉本寺島山都阪澤屋森臺京
 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 一五六九三八二四二六一五十六四九三八二一

第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
 四四 三三三三三三三三三三 二二二二二二二
 十十 十十十十十十十十十 十 十 十 十 十 十
 二一十九八七六五四三二一十九八七六五四三
 山福鳥姬奈大鯖富靜津山弘高若旭旭旭札福都

口山取路良阪江山岡 形前田松川川川幌岡城
 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
 十 十 十
 五五十六四九九三六八八二二七七七七二六

第 第	聯隊番號
二 一	所 在 地
同 岐	所 屬 師 團
卓	
同 第	
三	

(六) 飛行聯隊

下 深 橫	聯隊番號
關 山 賀	所 在 地
下 深 橫	所 屬 師 團
關 山 賀	
第 第 第	
十 四 一	

(五) 重砲兵聯隊

第 第 第 第	聯隊番號
八 七 六 五 四	所 在 地
東 國 同 小 下	所 屬 師 團
府 志	
京 臺 倉 津	
近 第 同 第 近	
衛 一 二 衛	

大隊番號	所 在 地	所 屬 師 團
(八)	工 兵 大 隊	

(八) 工兵大隊

馬 佐 鷄 舞 函	大隊番號
世	所 在 地
山 保 知 鶴 館	所 屬 師 團
馬 佐 鷄 舞 函	
世	
山 保 知 鶴 館	
第 第 第 第 第	
二 十 十 十 十	
十 二 二 六 七	

(七) 重砲兵大隊

第 第 第 第 第	聯隊番號
七 六 五 四 三	所 在 地
濱 平 立 太 八	所 屬 師 團
刀 日	
松 壤 川 洗 市	
第 第 近 第 第	
二 十 十	
三 十 衛 二 六	

第 第 近	聯隊番號
二 一 衛	所 在 地
仙 同 東	所 屬 師 團
臺 京	
第 第 近	
二 一 衛	

(三) 野砲聯隊

第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	聯隊番號
二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	所 在 地
十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	所 屬 師 團
八 七 六 五 四 三 八 六 五 四 三	
龍 羅 同 豐 同 盛 京 宇 同 同 同 習	
都 志	
山 南 橋 岡 都 宮 野	
第 第 同 第 同 第 第 第 第 同 近	
二 十 十 十	
十 九 三 八 六 四 一 一 衛	

第 第 第	聯隊番號
三 二 一	所 在 地
同 三 國	所 屬 師 團
島 臺	
同 第 第	
三 一	

(四) 野戰重砲兵聯隊

第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	聯隊番號
二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	所 在 地
十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	所 屬 師 團
六 五 四 二 十 八 七 六 五 四 三	
龍 羅 久 京 宇 姬 弘 旭 熊 廣 信 名	
留 都 太 古	
山 南 米 都 宮 路 前 川 本 島 山 屋	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	
二 十 十 十 十	
十 九 二 六 四 十 八 七 六 五 四 三	

鐵道一覽

(一) 本州

東海道線 (延長六百二十四まいる六分)

(幹) 東京 神戶 (三七三・五)^{まいる}

鶴見—横濱

横濱—櫻木町

荒尾—美濃赤坂

東灘—神戸港

貨物線

四〇五・二^{まいる}

東海道本線

(支)

貨物線

横濱線

東神奈川—八王子

横須賀線

熱海線

武豐線

二六・七

一〇・〇

一七・〇

一二・五

北陸線 (延長三百七十三まいる二分)

北陸本線

(幹) 米原 直江津 (二二八・三)^{まいる}

(支) 敦賀—敦賀港

小濱線

三國線

七尾線

中越線

永見線

新湊線

二二八・六^{まいる}

五二・三

五・七

四五・三

二三・〇

五・六

二・一

高山線 (岐阜—燒石)

越美南線 (美濃太田—深戸)

西成線 (大阪—櫻島)

福知山線 (福知山—尼ヶ崎)

有馬線 (三田—有馬)

四七・二

二四・一

四・六

六九・九

七・四

(飛) 越線 (田刈谷—越中八尾)

中央線 (延長三〇八まいる)

中央本線 (東京—名古屋)

篠ノ井線 (鹽尻—篠ノ井)

太多線 (多治見—美濃太田)

一〇・六

二五五・四

四一・五

一一・一

山陽線 (延長四百七十八まいる二分)

山陽本線

(幹) 神戸 下關 (三二九・三)^{まいる}

(支) 兵庫—和田岬

貨物線

三三四・四^{まいる}

幡但線

姫路—和田山

姫路—飾磨港

宇野線

作備東線

因美南線

伯備南線

作備西線

吳線

四四・〇

二〇・三

二四・四

一〇・九

二六・六

五・二

一二・四

山陰線 (延長三百七十九まいる九分)

山陰本線 (京都—須佐)

綾部—新舞鶴

新舞鶴—中舞鶴

貨物線

二二七・五

一九・二

宮津線

因美北線

倉吉線

伯備北線

境線

大社線

三四・六

二〇・一

二・五

六〇・四

一一・一

四・五

關西線 (延長三百七十六まいる七分)

關西本線 名古屋 (一〇八・八) まいる
湊町貨物線 一〇九・三

參宮線 (龜山—鳥羽) 四四・四

名松線 (松坂—權現前) 四・四

紀勢東線 (相可口—大内山) 二七・八

草津線 (拓殖—草津) 二二・四

奈良線 (木津—京都—貨物線) 二二・一

櫻井線 (奈良—高田) 一八・二

片町線 (木津—片町及び貨物線) 三〇・三

和歌山線 (王子—和歌山市及び貨物線) 五五・二

紀勢西線 (和歌山—御坊及び貨物線) 三六・二

城東線 (天王子—大阪) 六・四

東北線 (延長一千二百六十五まいる七分)

東北本線 (上野)東京 (四五六・九) まいる
田端—青森 日暮里—尾久—赤羽及び貨物線

山手線 (赤羽—品川。池袋—田端) 一五・九

常磐線 (日暮里—岩沼。及び貨物線) 一五・六

水郡南線 水戸—上菅谷—常陸太子—常陸太田 二三・五・三

磐越線 (延長百八十八まいる二分)

磐越東線 (平—郡山) 五三・一

磐越西線 (郡山—新津) 一〇八・一

會津線 會津若松—西若松—會津柳津—上置寄 二七・一

奥羽線 (延長四百三十一哩一分)

奥羽本線 福島 (三〇二・三) まいる 及貨物線 三〇三・二

米坂線 (米澤—今泉) 四・二

長井線 (赤湯—荒砥) 一九・一

左澤線 (山形—左澤) 一六・三

生保内線 (大曲—生保内) 二二・二

船川線 (追分—船川) 一六・四

能代線 (機織—岩館) 一八・二

五所川原線 (川部—餘ヶ澤) 二七・四

黒石線 (川部—黒石) 四・一

羽越線 (延長百七十八哩九分)

水郡北線 (笹川—谷田川) 五・三

高崎線 (大宮—高崎) 四六・二

兩毛線 (小山—高崎) 五七・〇

足尾線 (下新田—間藤) 二七・四

上越南線 (新前橋—水上) 三一・九

水戸線 (小山—友部) 三一・二

眞岡線 (下館—茂木) 二六・一

日光線 (宇都宮—日光) 二五・一

烏山線 (寶積寺—烏山) 一二・七

川俣線 (松川—岩代川俣) 一七・六

鹽釜線 (岩切—鹽釜) 四・四

大船渡線 (一ノ關—氣仙沼) 三八・五

橫黒線 (黒澤尻—横手) 三七・三

橋場線 (盛岡—橋場) 一四・七

山田線 (盛岡—區境) 二二・二

花輪線 (好摩—荒屋新町) 二三・七

八戸線 尻内—八戸—陸中八木—湊 二八・四

大湊線 (野邊地—大湊) 三六・二

羽越本線 (新津—秋田。及貨物線) 一七〇・二

赤谷線 (新發田—赤谷) 八・七

陸羽線 (延長一〇二まいる二分)

陸羽東線 (小牛田—新庄) 五八・三

陸羽西線 (新庄—餘目) 二六・五

石巻線 (小牛田—石巻) 一七・四

信越線 (延長三百三十二まいる五分)

信越本線 (高崎—新潟) 二〇二・七

上越北線 (宮内—越後湯澤) 四二・五

十日町線 (越後川口—十日町) 一三・三

魚沼線 (來迎寺—小千谷) 八・一

越後線 (柏崎—白山) 五〇・二

彌彦線 (彌彦—越後長澤) 一五・七

總武線 (延長二百七十七まいる四分)

總武本線 (兩國橋—銚子。及び貨物線) 七七・三

房總線 千葉—大網—安房北條—房總半島—木更津—週 一三二・六

成田線 佐倉—成田—佐原
我孫子 四五・〇
久留里線 (木更津—久留里間) 一四・一
東金線 (大網—成東間) 八・四

(二) 四 國

讚豫線 高松—多度津—松山
阿波池田 一四八・九
貨物線

高德線 (高松—引田) 二八・一
德島線 德島本線 (德島—阿波池田) 四六・一
小松島線 (德島—小松島) 六・五

(三) 九 州

鹿兒島線 (延長三百六十三まいる五分)

鹿兒島本線 門司—鹿兒島 二五〇・二
貨物線
室木線 (遠賀川—室木) 七・一

日豐本線 (小倉—吉松) 二八〇・一
田川線 (行橋—添田。及び貨物線) 二七・二
宮床線 (後藤寺—宮床。及び貨物線) 一・八
大湯線 (大分—豊後中村) 三六・四
細島線 (富高—細島) 二・一
妻線 (廣瀬—杉安) 一一・一
志布志線 (都城—志布志) 二五・六
國都東線 (西都城—財部) 四・三

筑豊線 (延長七十九まいる三分)

筑豊本線 (若松—上山田。及び貨物線) 三九・五
漆生線 芳雄—上三緒—漆生
山野 七・〇
貨物線
香月線 (中間—香月) 二・二
伊田線 (直方—伊田。及び貨物線) 一二・五
桐野線 (勝野—桐野。及び貨物線) 四・七
幸袋線 (小竹—二瀬。及び貨物線) 五・七
長尾線 (飯塚—筑前内野。及び貨物線) 七・七

篠栗線 (吉塚—篠栗) 六・四
久大線 (久留米—筑後吉井) 一四・四
三角線 (宇土—三角) 一六・一
肥薩線 (八代—鹿兒島) 二一・一
宮之城線 (川内町—宮之城) 一八・二
湯前線 (人吉—湯前) 一五・五
山野線 (栗野—山野) 一四・五

長崎線 (延長百四十三まいる五分)

長崎本線 (鳥栖—長崎) 九八・五
唐津線 久保田—山本—西唐津
岸嶽 三一・三
伊萬里線 (有田—伊萬里) 八・一
佐世保線 (早岐—佐世保) 五・六

豊肥線 (延長百二まいる九分)

豊肥本線 (熊本—大分) 九一・九
高森線 (立野—高森) 一一・〇

日豊線 (延長三百八十九まいる六分)

(四) 北海道

函館線 (延長三百七十八まいる)

函館本線 (函館—旭川) 二六九・七
上磯線 (五稜郭—上磯) 五・六
長輪線 (長萬部—東輪西) 四七・九
京極線 (俱知安—脇方) 一三・〇
幌内線 岩見澤—幌内—太—幌内
幾春別 一三・七

歌志内線 (砂川—歌志内) 一〇・一
手宮線 (南小樽—手宮) 一・六
岩内線 (小樽—岩内) 九・三
雨龍線 (深川—鷹泊) 一七・一

室蘭線 (延長百三十三まいる五分)

室蘭本線 (岩見澤—室蘭) 八六・七
萬字線 (志文—萬字炭山) 一四・八
夕張線 追分—紅葉山—夕張
登川 三二・〇

日高線 (延長四八まいる八分)

支線ナシ (苦小牧—靜内)

四八・八まいる

留萌線 (延長五十九まいる一分)

深川—留萌—増毛
「鬼鹿」

五九・一まいる

根室線 (延長三九三まいる九分)

根室本線 (瀧川—根室)

二九〇・四まいる

富良野線 (下富良野—旭川)

三四・〇

士幌線 (帶廣—上士幌)

二三・七

釧網線 (東釧路—弟子屈)

四五・八

宗谷線 (延長二八一まいる)

宗谷本線 (旭川—稚内)

一七三・三

石北西線 (新旭川—上川)

二七・九

天鹽線 (音威子府—稚内)

七九・八

名寄線 (延長九六まいる八分)

名寄本線 (名寄—中湧別)

七五・五まいる

渚滑線 (渚滑—北見瀧ノ上)

二一・三

網走線 (延長二四〇まいる五分)

網走本線 (池田—斜里)

一四三・二まいる

湧別線 (野付牛—下湧別)

五〇・三

石北東線 (遠輕—白瀧)

二四・〇

相生線 (美幌—北見相生)

二三・〇

(五) 樺太(樺太廳鐵道)

榮濱—落合—小沼—川上炭山—豊原—大泊港

野田—眞岡—手井—本斗

(六) 臺灣(臺灣總督府鐵道)

縱貫線 基隆—臺北—新竹—竹南—

臺中線 彰化—嘉義—臺南—高雄
海岸線 潮州線 高雄—溪州

淡水線 臺北—淡水
宜蘭線 基隆—八堵—蘇澳
臺東線 花蓮港—臺東

(七) 朝鮮(朝鮮鐵道局)

京釜線

本線 (京城—釜山)

二八〇・六まいる

京仁線 (永登浦—仁川)

九・四

馬山線 (馬山—三浪津)

二四・八

鎮海線

(昌原—鎮海)

一一・八まいる

京義線

本線 (京城—安東)

三一〇・二まいる

兼二浦線 (黃州—兼二浦)

八・一

平南線 (平壤—鎮南浦)

三四・三

平壤炭鐵線 (大同江—勝湖里)

一四・五

博川線 (孟中里—博川)
新義州—新義州—新義州荷扱所

五・八
一・一

湖南線

本線 (大田—木浦)

一六二・二まいる

群山線 (裡里—群山)

一四・三

慶全線

北部線 (裡里—全州)

一五・五まいる

光州線 (松汀里—潭陽)

一一・七

京元線 (龍山—元山)

一三八・九まいる

咸鏡線

本線 (元山—會寧)

三八三・八まいる

川内里線 (龍潭—川内里)

二・七

清津線 (清津—輪城)

五・六

會寧炭鐵線 (會寧—鷄林)

六・六

平元西部線 (西浦—順川)

二九・三まいる

東海中部線 (大邱—蔚州—蔚山)

六六・七まいる

蔚州—蔚山

二五・八

郵便一覽

通常郵便物料金

第一種	(一)書狀(普通の手紙)…… 四匁迄又は其端數毎に 三 錢
	(二)無封の書狀(封をしない手紙)…… 十匁迄又は其端數毎に 二 錢
第二種	(一)通常葉書……一枚 一 錢五厘 (二)往復葉書……一枚 三 錢 (三)封緘葉書……一枚 三 錢
第三種	(一)毎月一回刊行の定期刊行物(雑誌のよ うなもの) 二十匁迄又は二十匁を増す 毎に 五 厘 (二)認可を受けた日刊新聞紙は三十匁又は 二十匁を増す毎に 五 厘 (三)盲人の讀む點字の新聞雑誌は百五十匁 又はその端數毎に 五 厘

市内特別取扱郵便料

第四種	(一)書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、 圖、商品見本及雛形、博物學上の標本は 三十匁又は其の端數毎に 二 錢 (二)盲人用點字の書籍印刷物及び業務用書 類五十匁又は其の端數毎に 一 錢 (三)イ)第三種郵便物でない印刷物であつ て毎月一回以上刊行して且つ一と月の 發行に付き百通以上を差出す約束郵便 物は百匁又は其の端數毎に 一 錢 ロ)同盲人用點字の印刷物は五十匁又 はその端數毎に 一 錢
第五種	農産物種子三十匁又は其の端數毎に 一 錢
有封同文書狀	四匁迄は 一 錢五厘 四匁以上は四匁迄毎に 一 錢

(一)無封同文書狀	十匁迄は 一 錢五厘 十匁以上は十匁迄毎に 一 錢
(二)第三種郵便物	二十匁迄は 四 厘 以上は二十匁毎に 三 厘 三千一箇分からは二十匁迄毎に 三 厘
(三)第四種郵便物	三十匁迄は 六 厘 以上は三十匁迄に 五 厘 三千一箇分からは三十匁迄毎に 五 厘

速達郵便取扱料

郵便物を早く先方へ届けようと思ふときには通常郵便料金の外に同一の郵便區ならば六錢、二個の郵便區の間ならば十二錢の料金を拂へば速達郵便扱にして貰ふことが出来ます。

航空郵便料

飛行機で郵便物を送るには通常郵便料金のほかに左の料金を要します。

内地相互間及び大連朝鮮間の料金(内地朝鮮間は倍額です)

第一種	有封書狀四匁又は其の端數毎 十五 錢 無封書狀十匁又は其の端數毎 十五 錢
第二種	通常葉書 七 錢 封緘葉書 十五 錢 往復葉書(往復別々に) 七 錢
第三種	二十匁又は其の端數毎に 二十五 錢
第四種	二十匁又は其の端數毎に 二十五 錢
第五種	二十匁又は其の端數毎に 二十五 錢
小包郵便物	二百匁迄 一 圓 以上百匁又は其の端數毎に 五十 錢

航空郵便の速達料は郵便物一個に付き八錢でありま
す。しかし大連朝鮮間は京城宛に限り取扱はれ、六百
匁以上の小包郵便物を除いて十錢といふことになつて
ゐます。

航空郵便の航路 (昭和四年九月一日現在)

線名	起終點	寄航地	就航度數 (週内)	受令者
東京、大連	大東連	大阪、福岡、京城	東京、大阪、福岡、京城及び三京城大連各一回	日本航空輸送株式會社
大阪、上海	上大阪	福岡、	大阪、福岡、上海は昭和五年	〃
大阪、高松、松山	大松山阪	高松、	六回	日本航空輸送研究所

小包郵便料

區域	重量	料金					
		二匁	四匁	六匁	八匁	一貫	一貫二匁
同一郵便區内	普通	一六錢	二六錢	二六錢	二六錢	二六錢	二六錢
	書留	一八錢	二八錢	二八錢	二八錢	二八錢	二八錢
同一郵便區外	普通	一八錢	二八錢	二八錢	二八錢	二八錢	二八錢
	書留	二〇錢	三〇錢	三〇錢	三〇錢	三〇錢	三〇錢
内地臺灣及樺太相互間		四〇	五〇	六〇	七〇	七五	八〇

内地及び支那相互間	書留四五	料金					
		一きろ	二きろ	四きろ	六きろ	八きろ	十きろ
内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東廳管内及び南洋島相互間	普通は取扱ひません	五五	六五	七五	八五	九〇	九五
	書留四五	五五	六五	七五	八五	九〇	九五
内地及び支那相互間		四五	六〇	九〇	一・二〇	一・五〇	一・八〇

郵便特殊扱ひ料

- (一) 別配達料 陸上二里以内 三十錢
二里を超過したときは一里迄毎に 二十五錢
- (二) 留置通知料 三錢
- (三) 引受時刻證明料 十五錢
- (四) 配達證明料 三錢
- (五) 書留料 十錢
一箇につき一通の謄本一枚のものは 十錢
- (六) 内容證明料 二枚以上のものは一枚を増す毎に 十錢

(七) 價格表記料

同時に二箇以上同文のものを差出すときは一箇を除いて他は前記料金の半額

書留郵便物の料金から普通郵便料を差引いた料金のほかに通貨は表記金額十圓まで毎に 十錢
其他の物件は表記金額十圓まで毎に 五錢

(八) 代換料

外に取立金送達料

一圓まで三錢、五圓まで五錢、十圓まで七錢、十五圓まで十錢、二十圓まで十三錢、五十圓まで二十五錢、百圓まで三十五錢、百五十圓まで四十五錢、

(一口につき金五銭)

二百圓まで五十五銭、二百五十圓まで六十五銭、三百圓まで七十五銭、以上千圓までは百圓を増すごとに十銭、

閉囊配達料

一ヶ年

四圓

委託料(一口につき)

證書六銭、證券十五銭
集金留置通知料(一口につき) 三銭

(九)集金郵便料

取立料
取立すみの金額に對して一口につき
百五十圓まで四十五銭、二百圓まで五十五銭、二百五十圓まで六十五銭、三百圓まで七十五銭、以上千圓までは百圓を増す毎に十銭

代金引換にも集金郵便にも取扱ふ金額にせいげんがある

ります。(金額限度)
代金引換は最高千圓まで

集金郵便は 證書 三圓以上五十圓まで
證券 三圓以上千圓まで

郵便物制限

郵便物の大きさや目方にも制限があつて、それよりも大きな物や、重いものは取扱ひません。

通常郵便物は

容積：長一尺三寸、幅八寸五分、厚さ五寸迄
重量：第三種乃至第五種郵便物は三百匁迄、商品見本及び雛形は百匁まで

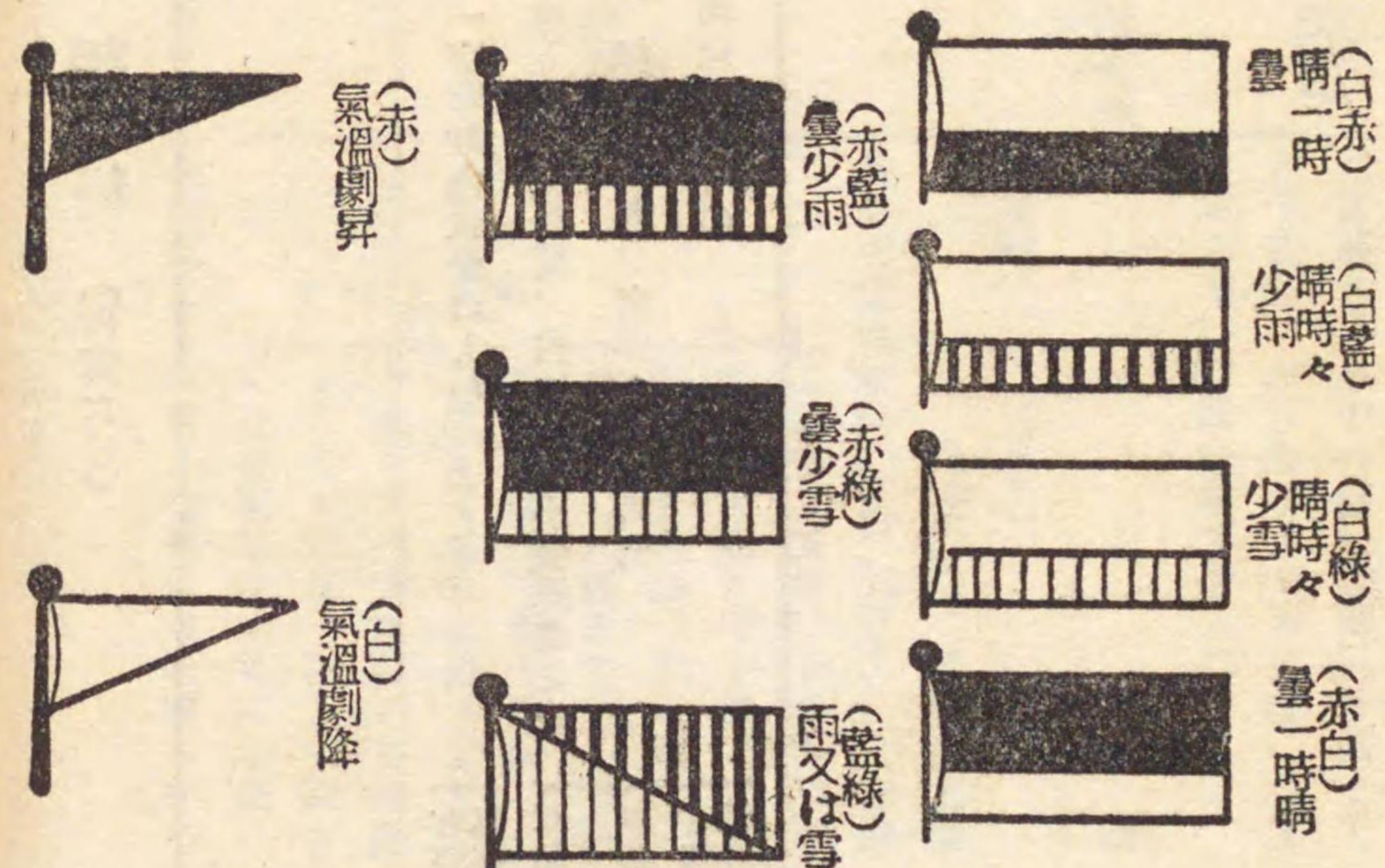
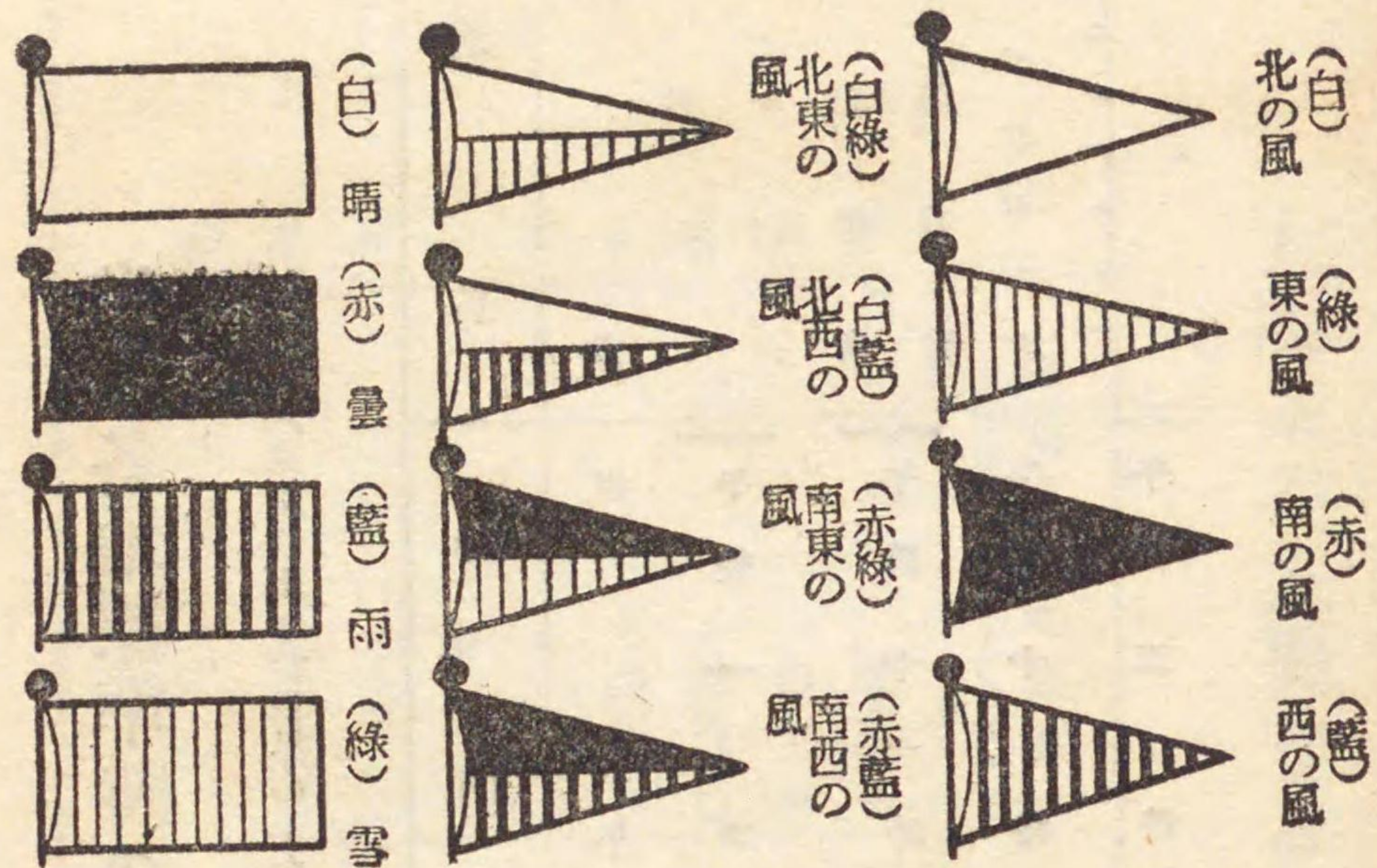
小包郵便物は

容積：長さ、幅、厚さ各二尺、但し幅及び厚さ各五寸以内のものは長さ三尺迄

重量：一貫六百匁まで、日支小包は二貫六百六十六匁迄、速達小包は六百匁迄

電報料 (内國だけ)

同一市町村内發受のもの 内地と小笠原島間、内地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮、南洋ヤップ島間 前項以外のもの	官報 私報	官報 私報	官報 私報	官報 私報	和	文	歐	文
					基本 (十五字以内)	累加 (五字毎)	基本 (五語以内)	累加 (一語ヲ加フル毎)
					十五銭	三銭	十五銭	三銭
					三十銭	五銭	三十銭	五銭
					四十銭	五銭	四十五銭	五銭
					三十銭	五銭	三十銭	五銭



天氣豫報一覽

中央氣象臺では、全國測候所から報せられて来る大勢から推測して、風、晴、曇、雨、雪及び氣温の變化などにつき、毎日午後五時以前に翌日の天氣豫報を發します。これが、全國天氣豫報です。別に地方測候所に於てその府縣内の天氣を豫報します。これを地方天氣豫報といひます。

天氣豫報は、上のような信號で發表されます。また、ら、おでも報告されます。

暴風雨豫報には、左の如き信號を使ひます。

- 晝 間 夜 間 意 味
- 赤色圓球 紅燈一 風強かるべし
- 赤色圓筒 紅燈二 風雨強かるべし
- 赤色圓錐 紅燈三 暴風雨のおそれあり

風の種類

名稱	速 度	狀 態
無風	〇・〇— <small>めいとし</small> 一・四 <small>めいとし</small>	煙は眞直に上る
軟風	一・五— 三・四	風のあることを感じる
和風	三・五— 五・九	樹木の葉を動す
疾風	六・〇— 九・九	樹の小枝を動す
強風	一〇・〇— 一四・九	樹の大枝を動す
烈風	一五・〇— 二八・九	樹の幹を動す
颶風	二九・〇— 以上	樹や家を倒す

星名	太陽よりの距離 (二〇〇〇〇きろめーとる單位)	體積 (地球ヲ一トシテ)	赤道、赤經 (きろめーとる)
水星	五七八七	〇・〇五四九	二四二一
金星	一〇八一四	〇・八七五八	六〇九六
地球	一四九五〇	一・〇〇〇〇	六三七八
火星	二二七八〇	〇・一五〇九	三三九二
木星	七七七八四	一三二・一六	七一三七三
土星	一四二六一〇	七六二・四〇	六〇三九九
天王星	二八六九一三	五九・三一	二四八四七
海王星	四四九五六〇	七一・九五	二六四九九
太陽		一三〇・一一五二	六九五五三
月		〇・〇二〇三	一七三八

太陽系の主要なる星一覽

地名	時間
東京	正午
シドニー	午後一時
メルボルン	午後一時
臺北、香港	午前十一時
上海	午前十一時
シガポール	午前十時
シンガポール	午前十時
スエズ	午前五時

ベルリン	午前四時
喜望峯	午前四時
ロンドン	午前四時
パリ	午前四時
リオデジャネイロ	午前四時
ワシントン	午前四時
ニューヨーク	午前四時
サンフランシスコ	午前四時
ホノルル	午前四時

世界各地標準時の比較

(東京の正午が世界の主なる所では何時であるかを示したものです)

日本輸出入總額一覽表

年次	輸	出	輸	入
大正五年	五	一一九八・六七七	八〇四・九六四	一七七五・九七四
大正六年	七	二〇七二・三一七	一七七五・九七四	二三八五・四六六
大正七年	八	二二三五・八八六	二〇九七・九一〇	二五三五・一九九
大正八年	九	二〇九七・九一〇	一三五三・〇二三	一七九三・五三八
大正九年	十	一六三七・四五一	一四四七・七五〇	一八九〇・三〇八
大正十年	十一	一四四七・七五〇	一八〇七・〇三四	一九八二・二三〇
大正十一年	十二	一三〇五・五八九	二〇四四・七二八	二四五三・四〇二
大正十二年	十三	一九九二・〇八六	一九七二・〇八六	二五七二・六五七
大正十三年	十四	一九七一・九五五	一九七二・〇八六	二三七七・四八四
昭和元年	元			二二一七・三二五
昭和二年	二			二一九六・三一四
昭和三年	三			

日本輸出入額一覽 (昭和三年度)

國名	輸出	輸入
支那	三七七一四 <small>萬圓</small>	二三四五四 <small>萬圓</small>
關東州	一一〇一九	一五〇四三
香港	五六二四	一一二
英領印度	一四六〇〇	二八五四七
佛領印度	七三四一	一一二〇三
シベリヤ	一一一九	二一九一
フィリッピン	二九〇五	一六三四
イギリス	五八九〇	一六四八四
フランス	六三四〇	二四〇〇
ドイツ	一二五八	一三三五三
ベルギー	一八六	一四四七
イタリア	六一九	九三三

國名	輸出	輸入
オランダ	六九一	四七七
スイス	八一	一〇七六
ロシア	一一九	四五三
トルコ	二四	三四三
アメリカ	八二六一四	六二五五〇
カナダ	二七〇四	六六四九
ペル	一七八	九三
チリ	一八八	六二六
アルゼンチン	六九七	四六七
ブラジル	一九八	二三
エジプト	二三七一	二〇三四
オーストラリア	四三〇〇	一三〇四九
ハワイ	六四六	一七

日本主要輸入品一覽

(昭和三年度)

綿 鐵 羊 木 機 豆 小 砂 石
花 材 毛 材 類 類 械
炭 糖 麥 類 類 材 毛 材 花

五四九・八七〇
一四九・三八三
一一一・八四七
一一〇・八一六
九二・〇五一
六七・八六四
六七・七三六
六四・九〇七
三六・七一五

硫 米 毛 毛 石 生 採 鉛 ぼる
安 織 物 織 油 心 油 原 料 及 び 紙

三六・三〇五
三三・七四一
三二・一一二
三一・二一三
三〇・六〇八
二七・八九五
二一・七三九
一四・八三四
一一・四四二

日本主要輸出品一覽

(昭和三年度)

生 綿 絹 砂 陶 綿 げ 石 罐
織 織 織 磁 磁 磁 磁
絲 物 物 糖 器 絲 紙 炭 詰

七三二・九七九
三五三・二一七
一三四・〇五九
三八・四一四
三四・六四二
二五・八九六
二五・六七四
二四・五一四
二三・一三三

木 水 硝 屑 製 玩 機 豆 ま
材 物 類 類 茶 具 類 類 類 類
産 子 類 類 類 類 類 類 類 類

一七・八九四
一三・七〇〇
一三・一五九
一二・四八九
一一・七四九
一〇・九〇〇
一〇・六一三
一〇・四一〇
五・一一五

世界各國貿易額一覽

(これは昭和三年の調査ですが、表中の×印は昭和二年△印は大正十五年の調査です)

國名	單位	輸 入	輸 出
アメリカカド	ドル	四、〇八九、九三〇	五、二二九、二三三
アルゼンチン	ペソ	九〇五、〇〇四	一、〇一四、〇〇〇
イギリス	ポンド	一、一六六、九四〇	八四三、七六〇
イタリ	リラ	三三、〇四、九四二	一四、六四一、〇三六
エクアドル	クレス	二五、二三五	八七、九〇八
エストニア	マル	一三二、四二二	二七、一四六
オーストリア	シリング	三、一七八、一三九	二、一〇一、三三〇
オランダ	グダレン	二、六六五、三四六	一、九九七、三三九
ギリシヤ	ドラクマ	二二、五八八、二二三	六、三八二、〇七五
コロンビヤ	ボンド	二四、三六三	二四、八六五
シヤム	ムシユ	一四九、三四三	二二六、九三四

支那	那海關	兩	×	△
スエーデン	スフラン	二、七四四、六八〇	一、七二〇、〇七八	一、五六六、九三五
スウェーデン	クローナ	二、五八五、五二〇	七、九〇八、九三八	一、八九五、二八一
セルビア	ナール	七、九〇八、九三八	六、四四四、六九九	三三五、八三〇
ダンチツ	ヒグルデン	六、一〇〇、〇八一	一九、一六六、五三三	二、一八五、八四八
チエツ	クローン	一九、一六六、五三三	一、六九九、六七二	一、九六五、九九六
チリ	金ペソ	一、六九九、六七二	一、七三三、八二二	一、五四九、〇七五
デンマーク	クローン	一、七三三、八二二	二、三四、五九二	一八七、七四三
トル	コトルコボンド	二、三四、五九二	一、〇二二、七八七	一一、四〇三、九九一
ドイ	ツマク	一、〇二二、七八七	一、一八五、四〇〇	六八二、二七七
ノルウエー	クローシ	一、一八五、四〇〇		八一九、〇〇〇
ハンガリヤ	金冠			

ユゴスラビヤ	セルボク	スロバキヤ	チツ	コスタ	ロバキヤ	チ	デン	マル	ク	リ	共 和 國	ヨロツ	バ 洲							
ド	イ	ツ	カ	カ	カ	共 和 國	ヨロツ	バ 洲	南	ア	メ	リ	カ 洲							
ト	ミ	ニ	カ	ラ	グ	ア	コ	カ	共 和 國	西	印	度	諸 島							
ネ	カ	ラ	グ	ア	コ	カ	共 和 國	中	央	ア	メ	リ	カ 洲							
ノ	ル	ウ	エ	ル	共 和 國	ア	シ	ヤ 洲	中	央	ア	メ	リ	カ 洲						
ハ	イ	チ	共 和 國	西	印	度	諸 島	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	西	印	度 諸 島						
パ	チ	カ	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	中	央	ア	メ	リ	カ 洲	中	央	ア	メ	リ	カ 洲	
パ	ラ	グ	ア	共 和 國	南	ア	メ	リ	カ 洲	ア	シ	ヤ 洲	南	ア	メ	リ	カ 洲			
パ	レ	ス	タ	リ	イ	ス	共 任 統 治	ア	シ	ヤ 洲	南	ア	メ	リ	カ 洲	ア	シ	ヤ 洲		
ハ	ン	ガ	リ	リ	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲		
フ	イ	ン	ラ	ン	ド	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲		
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲
フ	ラ	ン	ス	共 和 國	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ	ツ	バ 洲	ヨ	ロ</						

世界人種一覽

バラグエーベ	ソ	一、九七七	一四、二八二
フランスフ	ラ	五三、四八八、二六五	五一、三四六、七九九
フィンランド	マ	八、〇一四、一五八	六、二四三、三九九
ブラジル	ミルレイ	三、六九四、九〇〇	三、九七〇、二七三
ブルガリヤ	レ	七、〇三九、八三五	七、三三二、六〇二
ベルギー	フ	三、四四五、一六一	三、〇七二、三三三
ベル	リ	一七、〇一四	三、四三五
ポルトガル	エスキュド	二、六六二、一〇七	七三二、五七〇
ポリグイア	ボ	五、二八八	一〇、一六六
ポーランド	金ツロテ	三、三六二、一六四	二、五〇七、九九〇
メキシコ	メ	三五七、八六五	五九二、三九二
ラトヴィア	ア	三〇八、〇八八	二五八、七一五
リビア	ア	二九一、〇九二	二五六、八八一
ルーマニア	レ	三三、一四五、一〇二	二六、九一九、二五六
ロシア	アル	八二五、四一五	六四九、九九七

ウラルアルタイ系	人	日本、蒙古、北部ア シヤ、フィランド ハンガリー、トルコ	一四三、〇〇〇
バスク	人	スペイン	六〇〇
ハム	人	北アフリカ	一〇、〇〇〇
セム	人	アラビヤ、ペルシヤ アビシニア	三六、〇〇〇
コーカサス	人	コーカサス	四、〇〇〇
西方	人	歐洲、北方ア シヤ、濠洲	六〇一、〇〇〇
東方	人	インド、アフガニ スタン、ペルシヤ、パ ミール、アルメニア	二六二、〇〇〇
インダ・ゲルマ ン人	人		千人

總計	人		一、七四一、六〇〇
コンロン系人	人	支那、印度支那、シ ヤム、ビルマ	三六八、〇〇〇
エスキモー人	人	北極地方	一、〇〇〇
アメリカ人	人	アメリカ	四〇、〇〇〇
アフリカ人	人	中部アフリカ、アメ リカ	一一七、〇〇〇
ホツテントット プシマ	人	南アフリカ	四〇〇
ドラグタダ	人	インド	六六、〇〇〇
マライ	人	太平洋、インド洋、 諸島	六〇、〇〇〇
パプア	人	太平洋諸島	二、〇〇〇
オース トラリア	人	濠洲	五〇〇

世界主要産物産地一覽

小麥	アメリカ、ロシア、カナダ、インド
馬鈴薯	ロシア、ドイツ、ポロランド
生絲	日本、支那、フランス
人造絹絲	アメリカ、イギリス、イタリア、ドイツ
たばこ	アメリカ、インド、ロシア、日本
葡萄酒	フランス、イタリア、イスパニア
砂糖	アメリカ、インド、ハワイ、日本
綿花	アメリカ、インド、エジプト

漁獲物	日本、アメリカ、イギリス、イスパニア、ノルエー
金	南アメリカ、アメリカ、カナダ、メキシコ
銀	メキシコ、アメリカ、カナダ
白銀	ロシア、コロンビア、カナダ
だいやもんど	南アメリカ、ベルギー領フンゴ
鐵	アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス
銅	アメリカ、チリ、アフリカ、カナダ、日本
石炭	アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、ポロランド、日本
石油	アメリカ、ロシア、メキシコ、トルシヤ、オランダ領インド

度量衡一覽

めーとる法

度	みりめーとる(耗)一めーとるの
	千分の一……………三・三厘
	せんちめーとる(糧)一めーとるの
	百分の一……………三・三分
	でしめーとる(粉)一めーとるの
	十分の一……………三・三寸
	めーとる(米)……………三・三尺
	きろめーとる(秆)一めーとるの
	千倍……………九町十間
	せんちりつとる(握)一りつとるの
	百分の一……………〇・五五四三五勺
量	でしりつとる(坵)一りつとるの

衡	十分の一……………〇・五五四三五合
	りつとる(立)……………五・五四三五合
	みりぐらむ(厘)一ぐらむの
	千分の一…………… $\frac{15000}{4}$ 匁
	せんちぐらむ(厘)一ぐらむの
	百分の一…………… $\frac{1500}{4}$ 匁
	でしぐらむ(匁)一ぐらむの
	十分の一…………… $\frac{150}{4}$ 匁
	ぐらむ(瓦)……………〇・二六六六七匁
	きろぐらむ(庇)一ぐらむの
	千倍……………二六六・六六七匁

やーど、ほんど法

度

量 ーがろん……………一〇九八四六升

いんち(吋)……………〇・八三八二寸
 ふーと(呎)……………十二いんち……………一〇〇五八四尺
 やーど(碼)……………三十六いんち三〇一七五二尺
 ちえーん(鎖)……………二十二やーど六六・三八五四四
 一まいる(哩)千七百六十やーど
 {五三一〇・八三五尺
 十四町四五間一尺(約)}

衡

おんす(一ほんど)の
 十六分の一……………七・五六匁
 ほんど(封度)……………一二〇・九六匁
 とん(英)(噸)二千二百四十ほんど
 ………………二七〇・四五〇四貫
 とん(佛)……………二六六・六六六七貫

日本山岳一覽

(A) 主要山岳

名稱	所在	海拔(めし)
新高山	臺中、臺南、高雄	三九五〇
次高山	新竹、臺中	三九三一
秀姑巒山	臺中、花蓮港、高雄	三八三三
マボラス山	臺中、花蓮港	三八〇六
南湖大山	臺北、臺中、花蓮港	三七九七
富士山	駿河、甲斐	三七七八
中央尖山	臺中、花蓮港	三七一五
關東山	臺東、高雄	三六六七
大水窟山	花蓮港、高雄	三六四五
奇萊主山北峰	花蓮	三六〇五
大郡大山	臺中	三六〇五
大雪山	新竹、臺中	三六〇〇

大霸尖山	新	花蓮港、高雄	竹	三五七三
雲萊主山	臺	中、花蓮港	中	三五六九
奇萊大山	臺	中、花蓮港	中	三四六五
東嶺	臺	中、花蓮港	中	三三九四
合歡山	臺	新、竹、臺中	中	三三九〇
桃山	花	蓮	港	三三八一
シカン山	臺	中、花蓮港	港	三三七九
畢祿山	臺	中、花蓮港	港	三三七九
丹大	臺	中、花蓮港	港	三三七九
自姑大山	臺	中、花蓮港	港	三三四九
南雙頭山	花	蓮港、高雄	雄	三三三三
能高山南峰	臺	中、花蓮港	港	三三三三
卑南山	臺	東、高雄	雄	三三〇五
千卓萬山	臺	中	中	三三〇四
カシバナ山	花	蓮	中	三二九四
郡大山	臺	中	中	三二九二
タロコ山	花	蓮	港	三二九二

赤石嶺	高嶺	アサヨ	蓮華岳	兎河岳	小河岳	上河岳	東天岳	拔戸岳	大澤岳	針ノ木岳	恵比須岳	鳳凰山	蓮華岳	南駒ヶ岳	三ツ岳	双六岳	前駒ヶ岳	赤井岳	編蝠岳
信甲	信甲	信	信	信	信	信	信	飛	信	信	飛	甲	信濃、飛驒、越	信	信	信	信	越	駿
濃	斐	斐	中	河	河	河	濃	驛	河	中	驛	斐	越中	濃	中	驛	驛	中	河
二七六九	二七七九	二七九九	二七九九	二八〇二	二八〇二	二八一	二八一	二八一	二八一	二八一	二八一	二八四一	二八四一	二八四二	二八四五	二八六〇	二八六四	二八六四	二八六五

唐澤岳	鳴澤岳	霞澤岳	天狗岳	餓鬼岳	本谷山	蝶ヶ岳	赤澤岳	祖父岳	赤澤岳	唐松岳	北荒川岳	白永山	寶永山	小太郎山	白頭山(大正峰)	四ツ岳	常念岳	燕嶽	小蓮華山
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	加	駿	甲	朝鮮	飛	信	信	信
濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	賀	賀	賀	成	鏡	南	濃	越
濃	中	河	河	濃	河	濃	濃	中	中	中	河	驛	河	斐	北	驛	濃	濃	後
二六三二	二六四一	二六四六	二六四六	二六四七	二六五八	二六六四	二六七〇	二六七〇	二六七八	二六九七	二六九八	二七〇二	二七〇二	二七二五	二七四四	二七四五	二七五七	二七六三	二七六九

劍岳	聖岳	乘鞍岳	仙丈ヶ岳	鹽見岳	御嶽山	荒川岳	奥穂高岳	赤石岳	東岳	鎗ヶ岳	白根山(農鳥嶽)	白根山(間ノ嶽)	尖武山	大風山	屏風山	能高山	小關山	卓社大山	
越	信	信	信	信	信	駿	信	信	駿	信	甲	甲	甲	花	臺	花	臺	臺	臺
濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	斐	斐	港	東	蓮	中	東	高	雄
中	河	驛	斐	河	驛	河	驛	河	河	濃	河	河	斐	雄	雄	港	港	雄	中
二九九八	三〇一一	三〇二六	三〇三三	三〇四七	三〇六三	三〇八三	三一〇三	三一〇三	三一四六	三一八〇	三二〇六	三二八九	三二九二	三二二二	三二二二	三二三四	三二五二	三二五五	三二七八

立山別岳	鹿島ヶ岳	笠ヶ岳	西岳	編笠岳	硫黄岳	權現岳	阿彌陀岳	八ヶ岳	横赤岳	鎗ヶ岳	大天井岳	鷲羽岳	五郎岳	藥師ヶ岳	白馬岳	駒ヶ岳(木曾)	駒ヶ岳	水晶山(黒岳)	立山
越	信	飛	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	越	信	信	信	信	越
濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	濃	越
中	中	驛	斐	斐	斐	斐	斐	斐	斐	中	中	中	中	中	中	濃	斐	中	中
二八八五	二八九〇	二八九八	二三六四	二五二四	二七四二	二七八六	二八〇七	二八三〇	二九九九	二九〇三	二九二二	二九二四	二九二四	二九二六	二九三三	二九五六	二九六六	二九七八	二九九二

乘鞍嶽	御嶽	富士山	名
飛騨	信濃	甲斐	稱
驛	驛	河	所
三〇二六	三〇六三	三七七八	海拔(とろ)

(B) 主要火山

燒山	大岳	黑班山	奧干丈山	毛勝山	小川山	朝日岳	加々森岳	赤岳	南岳	雲胞胎嶺
越	信	信	甲	越	信	越	信	信	朝鮮	朝鮮
	濃、越	濃、上		濃、甲	中、越	濃、駿		濃	咸鏡南	咸鏡北
後	中	野	斐	中	斐	後	河	濃	道	道
二四〇〇	二四〇五	二四〇五	二四〇九	二四一四	二四一八	二四一九	二四二四	二四二四	二四三五	二四四二

武尊山	白根山	鳥海山	旭海山	四阿山	高妻山	燒阿山	戶隱山	妙高山	硫黃山	男體山	岩窠山	蓼科山	淺間山	白根山	白根山	白根山	八ヶ岳	大立山		
上	上	羽	北	同	信	越	信	越	飛	下	同	信	信	上	加	朝	同	信	越	
		海	道	石				濃、上	野	下			濃、野	野	賀	道		濃	中	
野	野	後	狩	濃	後	濃	後	驛	野	濃	野	野	賀	道	濃	中				
二一五八	二一六二	二二三〇	二二九〇	二三三三	二三三三	二四二〇	二四二五	二四四六	二四四八	二四八四	二五一五	二五三〇	二五四二	二五七八	二七〇二	二七四四	二八九九	二九三四	二九九二	

淺間山	硫黃山	大唐嶽	長堀山	白根山	朝日岳	辻水岳	清師ヶ岳	國師ヶ岳	光岳	不動岳	金峰山	茶臼山	鋸倉山	雪倉山	越前山	大瀧山	烏帽子岳	笹子岳	岩小屋澤岳	
信	信	甲	信	上	信	甲	越	信	信	信	信	信	信	越	信	信	信	信	駿	信
濃、上			野、下	濃、甲		濃、駿	濃、越	濃、越	濃、越	濃、越	濃、越	濃、越	中、越			濃、越	河、越	濃、越	濃、越	濃、越
野	濃	斐	濃	野	斐	斐	中	斐	河	中	斐	河	斐	後	濃	濃	中	斐	中	
二五四二	二五五五	二五五五	二五五五	二五七八	二五八一	二五八五	二五九〇	二五九一	二五九一	二五九五	二五九五	二六〇〇	二六〇七	二六一一	二六一三	二六一五	二六二一	二六二九	二六三〇	

妙高山	八森山	布引岳	硫黃岳	火打山	女峰山	横峯山	奧茶臼山	白武信山	甲斐山	二荒峰(男體山)	頭雲山(諏訪)	中山	小日影山	遮日峰	北水白山	仁田山	蓼科山	黑檜山	冠帽山	
越	信	信	信	越	下	信	信	朝鮮	甲斐、武藏、信濃	下	朝鮮	信	信	朝鮮	朝鮮	信	信	信	朝鮮	
		濃、越	濃、飛					咸鏡南		咸鏡南	咸鏡南	咸鏡南	咸鏡南	咸鏡南	咸鏡南	河	濃	濃	濃	北
後	濃	中	驛	後	野	濃	濃	道	濃	野	道	濃	濃	道	道	河	濃	濃	道	
二四四六	二四四六	二四五五	二四五八	二四六二	二四六四	二四七三	二四七四	二四七六	二四八三	二四八四	二四八七	二四九五	二五〇五	二五〇六	二五二二	二五二四	二五三〇	二五四〇	二五四一	

赤倉岳	積丹岳	エ、ニハ岳	温禰古丹山	温泉岳	雄阿寒山	鶴見岳	御神樂岳	猫魔ヶ岳	天城山	海別岳	單冠山	得撫島	箱根山	榛名山	森吉山	博士山	松輪島芙蓉山	暑寒別岳
陸奥	千島	北海道後志	北海道膽振	肥前	北海道	豊後	岩代	岩代	伊豆	北海道根室、北見	同島	千島	相模	上野	羽後	岩代	千島	北海道石狩、天鹽
一一二二九	一一二五〇	一一三二〇	一一三三一	一一三六〇	一一三七一	一一三七五	一一三八六	一一四〇四	一一四〇五	一一四一九	一一四二六	一一四三〇	一一四三九	一一四四八	一一四五四	一一四八二	一一四八五	一一四九一

小野子山	雷電山	ハルムコタン島
上野	北海道後志	千島
一一〇〇八	一一二二二	一一二一三

大栗山	利尻山	藏王山	九重山	高原山	千倉嶽	磐梯山	赤城山	チヤチヤ嶽	羊蹄山	飯綱山	那須山	月山	吾妻山	漢拏山	殿手山	烏帽子岳	十勝岳	鬼怒沼山	苗場山
伯耆	北海道北	陸奥中、羽	豊後	下野	千島	岩代	上野	千島	北海道膽振	信濃	下野	羽前	岩代	濟州	陸奥	信濃	北海道十勝、石狩	下野	信濃
一七四一	一七四一	一七五九	一七六四	一七九五	一八一五	一八一九	一八二八	一八七二	一八九三	一九一七	一九一七	一九二四	一九四九	一九五〇	二〇四一	二〇六六	二〇七七	二一四一	二一四五

ル船形岳	雌阿寒山	新阿寒山	斜里岳	燒石岳	床知硫黄山	チルプ山	八甲田山	淺草岳	由布岳	阿蘇山	明神岳	岩木山	栗駒岳	ヲウシ岳	霧島山	茅ヶ岳	大日岳	安達太郎山
千島	羽前、陸奥	北海道胆振	北海道根室、北見	陸奥	北海道北	千島	陸奥	岩代、越後	豊後	肥前	下野	陸奥	陸奥	北海道根室北	日向	甲斐	飛騨	岩代
一四九七	一五〇〇	一五〇三	一五二八	一五四五	一五四八	一五七九	一五八四	一五八六	一五八四	一五九二	一五九五	一六二五	一六二八	一六六一	一七〇〇	一七〇四	一七〇九	一七一〇

世界高山一覽

名稱	所在	海拔
エヴエレスト	ヒマラヤ	八、八四〇 <small>めいしちろ</small>
ゴドウィン・オーステン	カラコルム	八、六二〇
キンチンジャンガ	ヒマラヤ	八、五八〇
テラムハングリ	カラコルム	八、四一五
ドローラギリ	ヒマラヤ	八、一八〇
ナンガ・パルバツ	カラコルム	八、一二〇
モルシヤチ	ヒマラヤ	八、〇八〇
ゴサイタ	ヒマラヤ	八、〇二〇
チユプレクス	チベット高原	八、〇〇〇
ムスタグ・アタ	チベット高原	七、八六〇
チヤツミール	大雪嶺、支那北邊	七、八〇〇
ウルグ・ムスタグ	ヒンヅークシ	七、七五〇
セヴェルツォフ	ヒンヅークシ	七、七二〇
	パミール	七、六〇〇

カリシンビ	中央アフリカ	四、五一〇
ムツテルホルン	アトラス	四、五〇五
アヤシ	アトラス	四、五〇〇
ミケ	中央アフリカ	四、三九〇
アランカ・ピーク	シエラ・ネヴァダ	四、三八六
シヤス	(アメリカ)	四、三七四
グレイス・ピーク	ロツキ	四、三七一
ロザリー・ピーク	ロツキ	四、三六〇
リンコルン	ロツキ	四、三五七
コロンピヤ	ロツキ	四、三二八
フインステルアイ	(カナダ)	四、二七五
マウナケア	ハワ	四、二一〇
マウナロア	ハワ	四、一七五
キニバル	ホル	四、一六七
ユングフラウ	アルプ	三、九五〇
新高山	臺灣	三、九三一
次高山	ニユシールランド	三、七七〇

デマヴエンド	エルプアルズ	五、六七〇
エルプアルズ	コトカサス	五、六三〇
ケニヤ	東アフリカ	五、五二〇
セント・エリヤス	アトラス	五、四八五
チヒト	コトカサス	五、二〇〇
フンホルト	南(支那)	五、一八〇
クリ・イ・デナ	カマ	五、一八〇
アララト	アルメニヤ	五、一六〇
ルウエンヅリ	東アフリカ	五、〇七〇
チヤールスルイス	ニユール・ギニー	五、〇〇〇
モン・アラン	アルプ	四、八一〇
ジュリアナ	ニユール・ギニー	四、七五〇
ウイヘルム	〃	四、七二〇
チシン・タムジュ	アトラス	四、七〇〇
モントローザ	アルプ	四、六三八
ダシヤン	アルプ	四、六二〇
マルカム	南極洲	四、六〇〇
ホイットニー	(アメリカ)	四、五四〇

ガクン	大雪嶺、支那北邊	七、七〇〇
シヤンチン	チベット高原	七、五六〇
ニンチエンタン	チベット高原	七、三〇〇
アルン・ハングリ	チベット高原	七、二〇〇
アコンカグワ	チベット高原	七、〇四〇
カウフマ	チベット高原	七、〇〇〇
ハン・テングリ	天山	六、九九〇
アム・パド	天山	六、九五〇
トレス・クルーセ	天山	六、七九〇
フアスカラン	天山	六、七六〇
メルセダリオ	天山	六、六九〇
ソラ	天山	六、六二〇
ツンガト	天山	六、五七〇
マツキンレ	天山	六、二〇〇
ロクガ	天山	五、九五〇
キリマ・ヌジャロ	東アフリカ	五、八九〇

日本河川一覽

大庄	雄物	常呂	筑後	由良	米代	吉井	龍興	紀ノ	會文	淡水	載寧	那賀	神通	大矢	榮作	球甲	烏磨
江川	川川	川川	川川	川川	川川	川川	川川	川川	河川	溪川	江川	川川	川川	溪川	江川	江川	溪川
一五〇	一四九	一四九	一四五	一四一	一四一	一三七	一三七	一三五	一三四	一三二	一三〇	一二九	一二七	一二七	一一八	一一六	一一二
三、六三五	一、八八〇	四、一八〇	二、六六〇	二、八五〇	一、八一〇	四、一〇〇	二、〇七〇	三、三九七	一、九一〇			三、六七一	三、二七〇	三、七八〇	一、九一〇	二、七九八	一、九七〇
朝鮮	中部	奧羽	北海道	九州	近畿	奧羽	中朝	近畿	中朝	近畿	臺灣	臺灣	朝鮮	關東	中部	中部	九州

八頭	九龍	高梁	馬淵	大淵	漁淵	五箇	城川	岩木	加古
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
一一一	一一〇	一一〇	一〇六	一〇六	一〇三	一〇二	九九	九九	九〇
二、五八〇	二、四八〇	二、六七〇	二、一三〇	一、八九八	一、九四〇	二、三三八	二、六七〇	二、六七〇	一、八五〇
臺灣	中部	奧羽	九州	九州	朝鮮	朝鮮	朝鮮	奧羽	近畿

鴨綠	洛東	豆滿	漢江	大同	錦州	信濃	石狩	利根	天鹽	臨津	北津	吉野	木曾
江	江	江	江	江	江	川	川	川	川	川	川	川	川
七九〇	五二五	五二一	五二一	四三九	四〇一	三六九	三六五	三二二	三〇六	二五四	二四三	二三六	二二二
三、一七三	二、三八〇	一〇、五二三	二六、二七九	一六、六七三	九、八八六	一二、二六〇	一四、二五〇	一五、七六〇	五、八二〇	八、一一八	一〇、七三〇	三、七〇〇	九、一〇〇
朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	中部	北海道	關東	北海道	朝鮮	朝鮮	奧羽	中部

最上	天龍	蟾津	鄉川	清勝	十勝	阿武隈	荒野	渡賀	禮成	阿賀野	濁水	富田	南宮	新宮	下淡
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
二一六	二一六	二一〇	二〇〇	一九九	一九六	一九六	一七七	一七七	一七四	一六九	一六四	一六一	一六一	一六一	一五六
七、四〇〇	四、八九〇	四、八九七	三、八一〇	五、八三一	八、七八〇	五、四八〇	三、一三〇	二、二七〇	四、〇四八	八、三四〇	四、五四〇	二、四〇五	二、四〇五	二、四〇五	二、四〇五
奧羽	中部	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	臺灣	臺灣	朝鮮	臺灣

世界大河一覽

河名	所在	河口	流長
ミヌシツピ	北	米メキシコ	六、五三〇
アマゾン	南	米大西	六、二〇〇
ナイル	ア	アカ	五、七六〇
オホ江	ア	ア	五、二〇〇
エニセイ	ア	ア	五、二〇〇
ラナ	ア	ア	四、七〇〇
黒龍江	ア	ア	四、四八〇
コシエ	ア	ア	四、二〇〇
ニシ	ア	ア	四、一六〇
黄河	ア	ア	四、〇〇〇
メシ	ア	ア	三、八〇〇
セントロ	ア	ア	三、七八〇
マシ	ア	ア	三、六〇〇
ユン	ア	ア	三、五七〇
ガ	ア	ア	三、五七〇
オ	ア	ア	三、五七〇
ヴ	ア	ア	三、五七〇

イラ	ア	ア	三、一八〇
ブラ	ア	ア	三、〇〇〇
シ	ア	ア	三、〇〇〇
ド	ア	ア	二、八六〇
リ	ア	ア	二、八五〇
テ	ア	ア	二、八〇〇
ザ	ア	ア	二、六六〇
ア	ア	ア	二、五〇〇
サ	ア	ア	二、四九六
ウ	ア	ア	二、四〇〇
ウ	ア	ア	二、三九〇
オ	ア	ア	二、二二〇
ウ	ア	ア	二、一五〇
ド	ア	ア	二、〇〇〇
ユ	ア	ア	二、〇〇〇
イ	ア	ア	二、〇〇〇
コ	ア	ア	二、〇〇〇
コ	ア	ア	二、〇〇〇
マ	ア	ア	二、〇〇〇
オ	ア	ア	二、〇〇〇
ド	ア	ア	二、〇〇〇

日本著名沼湖一覽

名	稱	所在	面積
琵琶湖	滋賀縣	滋賀縣	六、七四・八〇
八郎湖	秋田縣	秋田縣	二、二一・二〇
多來加湖	樺太縣	樺太縣	一、八〇・〇六
霞ヶ浦	茨城縣	茨城縣	一、七五・五〇
富田湖	北樺太縣	北樺太縣	一、六八・一八
猿田湖	福島縣	福島縣	一、五二・一七
猪苗代湖	福島縣	福島縣	一、〇三・六〇
中道湖	島根縣	島根縣	一、〇一・六〇
宍道湖	同	同	八、三・一三
濱田湖	同	同	八、〇・二六
十和田湖	青森縣	青森縣	七、八・〇二
支笏湖	北海道	北海道	七、七・六〇
斜路湖	同	同	七、六・二二
小川原湖	青森縣	青森縣	六、四・八〇

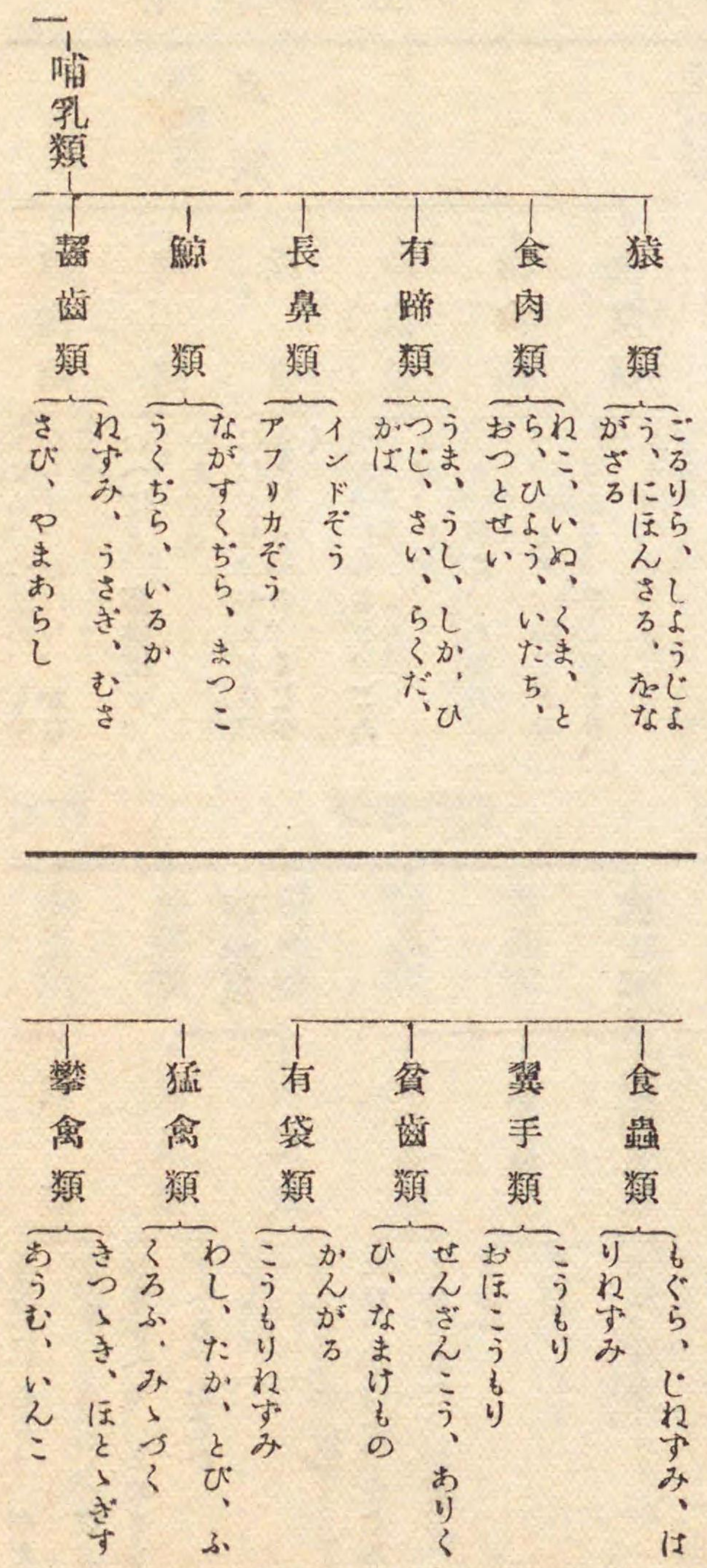
洞爺湖	北海道	北海道	六、二・〇五
能取湖	同	同	五、八・〇〇
風蓮湖	同	同	五、二・八七
北淵湖	同	同	四、二・二〇
遠仙湖	同	同	四、〇・四三
幽州湖	同	同	三、五・八八
來愛湖	同	同	三、四・七七
和愛湖	同	同	三、四・一八
網走湖	同	同	三、二・七六
厚岸湖	同	同	三、〇・五〇
印旛湖	同	同	二、七・〇〇
田澤湖	同	同	二、四・七〇
河津湖	同	同	二、三・〇〇
高田湖	同	同	二、二・六六
高嶽湖	同	同	二、〇・八七
十勝湖	同	同	二、〇・〇〇
摩多湖	同	同	二、〇・〇〇

久美濱湖	蘆湖	廣湖	東湖	恩湖	腰湖	清湖	檜湖	池湖	池湖	阿湖	中湖	手湖	涸湖	廣湖	諏湖	頓湖	武湖	伊湖
の湖	淵湖	沸湖	遠湖	橋湖	沸湖	原湖	田湖	邊湖	寒湖	禪湖	賀湖	賀湖	賀湖	賀湖	訪湖	別湖	魯湖	庭湖
京府	神奈川縣	岩手縣	千島	樺太	朝鮮	北海道	福島縣	鹿兒島縣	樺太	北海	栃木縣	千葉縣	茨城縣	朝野	長野縣	北海	千島	滋賀縣
七〇八	七〇八	七一二	七二〇	七六一	八二七	九三六	一〇二四	一一一〇	一一二〇	一一八六	一二〇〇	一二二〇	一二七五	一三二八	一四五三	一五〇〇	一五三三	一五四〇

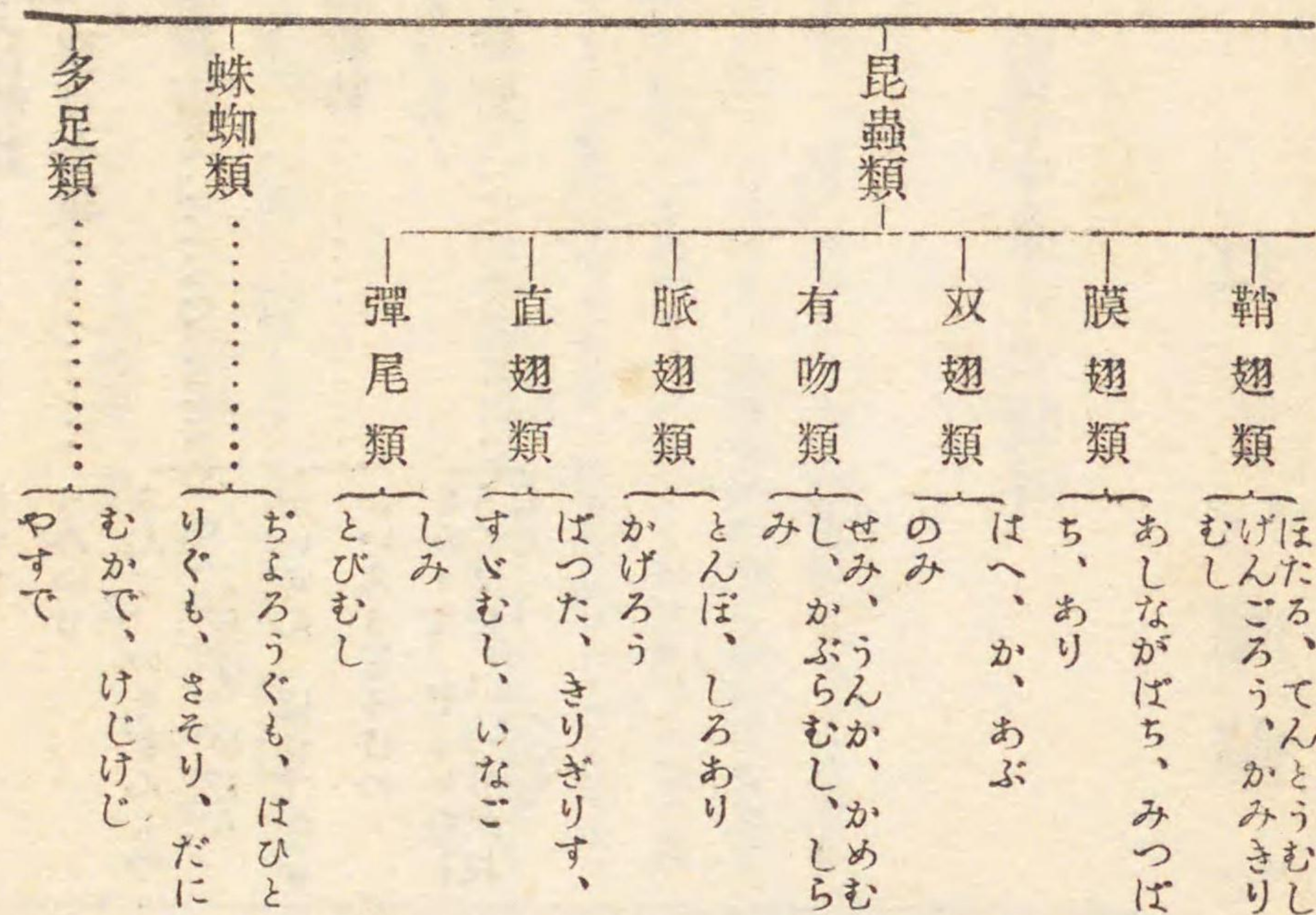
水月湖	松川湖	蓬萊湖	大沼湖	柴山湖	與謝內湖	福島湖	河口湖	萬石湖	鷹架湖	塘路湖	外浪湖	巨掠湖	湖山湖	伊豆湖	晚浦湖
福井縣	福島縣	千島	北海道	石川縣	京都府	新潟縣	山梨縣	岩手縣	青森縣	北海道	茨城縣	京都府	鳥取縣	岩手縣	朝鮮
五〇二	五〇五	五〇〇	五二二	五二二	五二五	五二五	五七八	六一二	六二四	六二五	六六〇	六六五	六六八	六八九	六九一

動物分類一覽

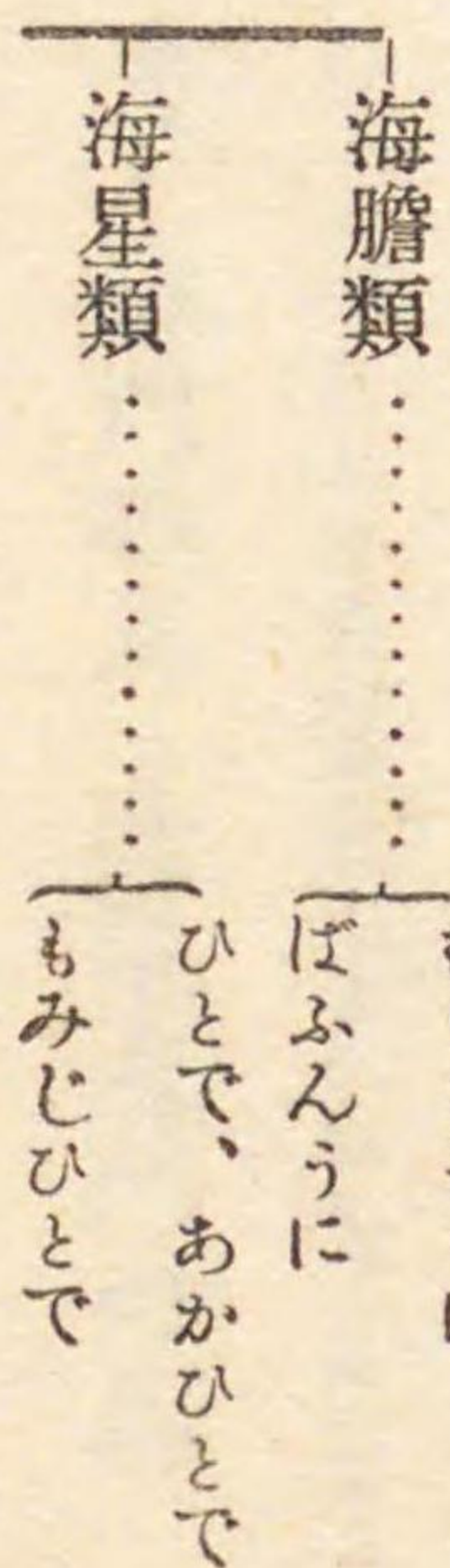
動物の種類は今までに研究せられて、名の附いてあるものだけでも六拾萬種類餘りあります。この六拾萬種類の動物も體の構造や、子供から親になるまでの順序などを研究して、互によく似てあるものを一纏めにし、異つてあるものと離すようにすると次の如く分けることが出来ます。



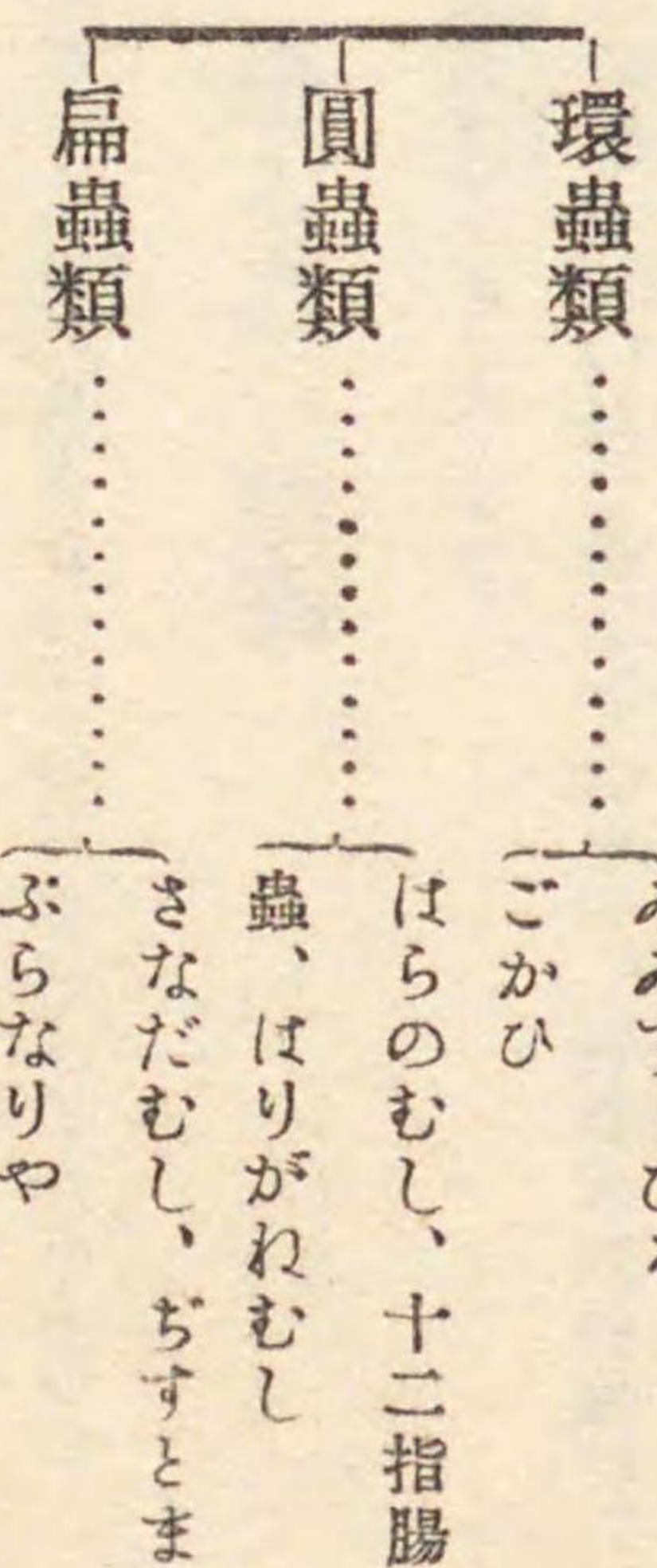
物動足節



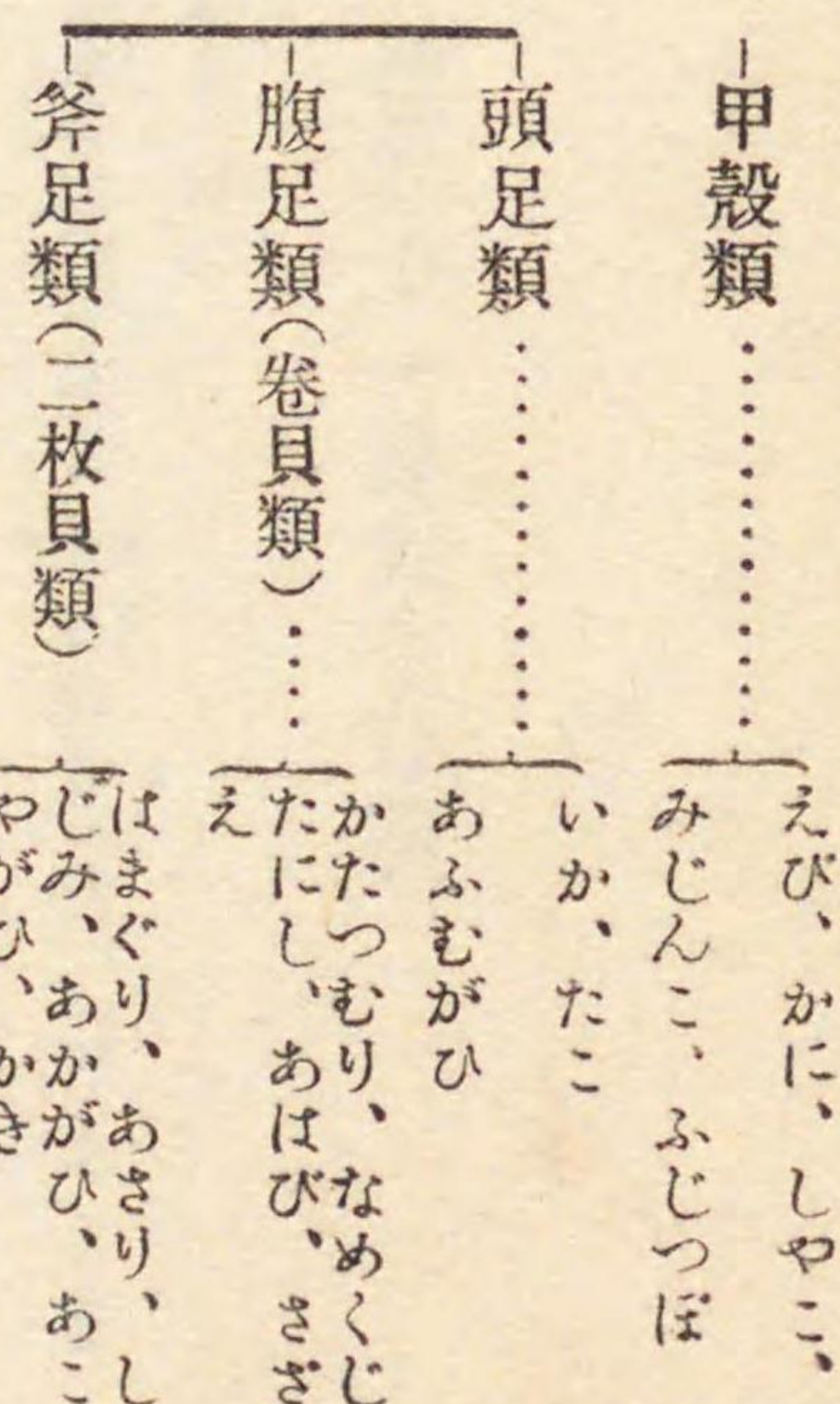
皮棘



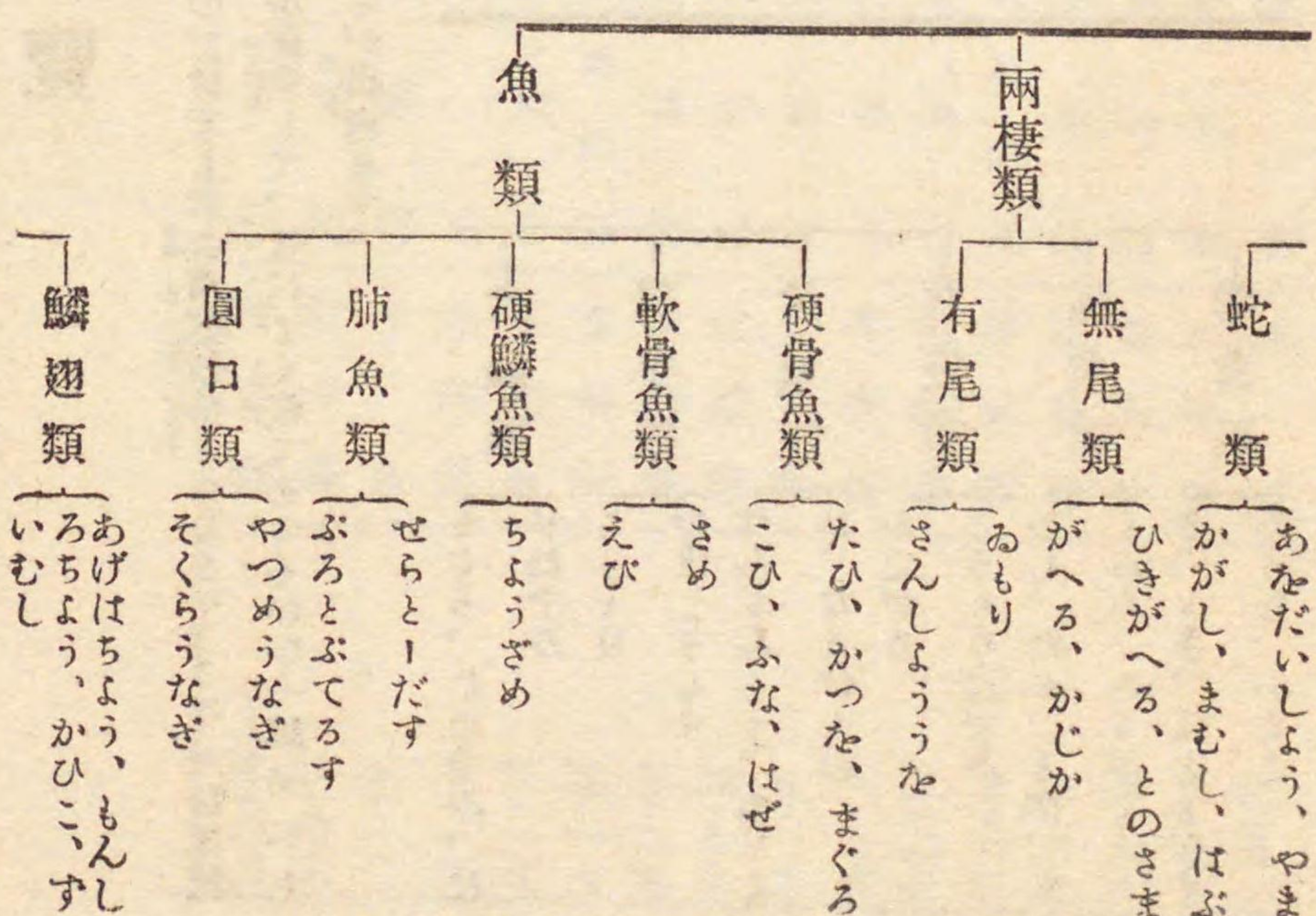
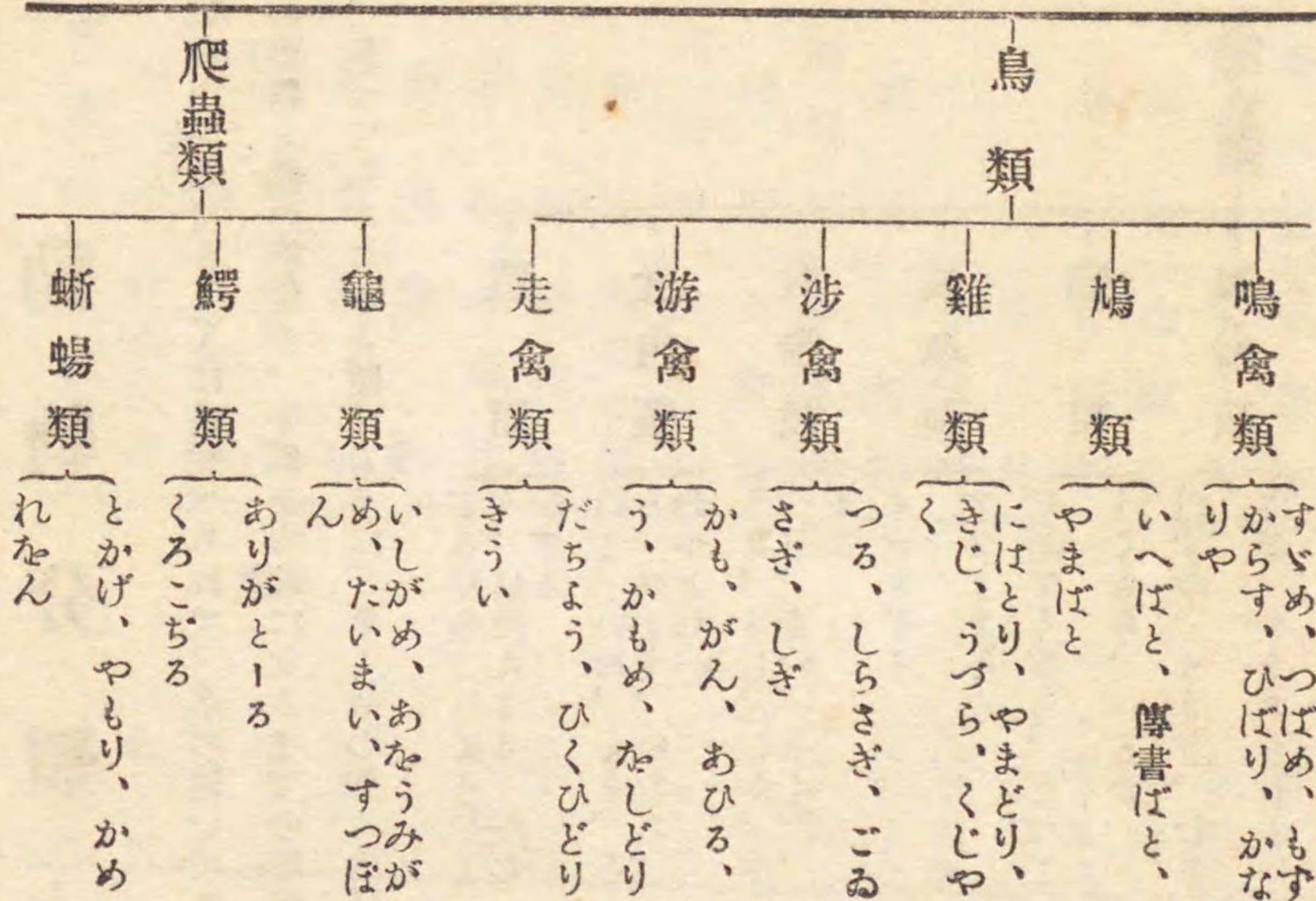
物動形蠕



物動體軟



物動椎脊



動物
 「沙嚙類」……………なまこ
 「海百合類」……………うみゆり
 腔腸動物……………さんご、いそぎんちやく、くらげ、ひどら
 海綿動物……………かいめん、ほつすがひかいろうどうけつ
 原生動物……………あみいば、ぞうりむし、つらつばむし、つりがねむし

珍しい動物一覽

一、世界中最大の動物

(イ)くぢら
 世界中で、現に生存してゐる動物の中で、一番大きいのは鯨類であります。鯨類は海の中に棲んでゐますから魚と間違へられます。けれども鯨は魚ではなくてあります。鯨の中でも大きいのはながすくぢらです。長さは三十メートル程の巨大さです。日本の近海でも時々捕れます。

(ロ)ぞう
 鯨は世界一の大きい動物と申しましたが、海に棲んでゐるものです。陸に棲む動物では象が最も大きいのです。インドとアフリカの森林に棲んでゐます。

二、世界で一番大きな蟹

たかあしがに
 日本産の動物で世界に有名なものの一つであります。脚をのばすと三メートルほどある大きい蟹で、相模湾の非常に深い所に棲んでゐます。外國の博物館でも大抵陳列してあります。

三、最も高い動物

動物界で身長(しんちやう)の最も高いものはきりん(きりん)であります。その高さは六メートルほどあつて、ことに頸(くび)が非常に長いのです。アフリカ洲(アフリカ)の沙漠(さばく)地方(ちほう)に棲んでゐます。

四、走り専門の鳥と游泳専門の鳥

鳥といへば一も二もなく空を飛ぶものと考へられてゐますが、広い世界を探れるとさうばかりではありませぬ。全く飛べない鳥がありまして、一つは走り専門の駝鳥、一つは泳ぎ専門のべんぐいんであります。

駝鳥

これは高さ二、五メートルもある大きな鳥で、翼は非常に小さく飛べないが脚がよく發達してゐて、走ることは馬よりも速いのです。大洋洲に産します。

べんぐいん

これは北氷洋の産で、體はあひる程の大きさであるが翼は鱗のようになつてゐて飛ぶことが出来ませぬ。けれども脚は體の後部に附いてゐたり蹠がある等で水中を游泳することが大へんに上手で有名です。

五、最も大きい鳥

最も大きい鳥は、北アメリカのアンデス山に棲む、こんどろです。

こんどろ

翼を張ると四メートルにも達する鳥で、鹿や豚等を脚でつかみ飛ぶ程の力強い鳥であります。

六、最も大きい蛇

蛇類中最も大きいものはインド産のにしきへびと熱帯アメリカ産のぼあです。いづれも長さは十メートルに餘る長大な蛇であります。

七、最も小さい鳥

わが國で普通にみることの出来る鳥中で一番小さいものは、みそさざえてせう。ところで南米に産する蜂鳥はそれよりも非常に小さくて、大人の拇指の一節ほどの大きさです。この鳥が花の蜜を吸ふありさまがまるで蜂のようであるから、これを蜂鳥といひます。

八、美しい鳥

十、樹木に登る魚

魚は水の中に棲むものと定つたものの如く考へられてゐましたが、世界中を探してみるとなか／＼さうと早がてんするわけにはゆかぬ。南洋の島々に産する魚で「木登りはぜ」といふのは干潮の時には海岸の樹木に登つて昆蟲を捕へるのであります。

鳥類には羽毛の美しいものが多いのですが、その中でも一番美しいのはインド産のくじやく、南洋産のこくらく鳥、南米産の蜂鳥です。

九、鳥を食ふ蜘蛛

わが國では鳥がくもを捕へて食ふのですが、南アメリカへ行くとまるで反對、くもが鳥を食ふといふありさまです。そのくもをみげいといひ、大きさは二寸ほどで蜂鳥のような小鳥を捕へるのです。

主要食用動物一覽

一、肉を食用となすもの

(イ) 哺乳類
うし、ぶた、くちら、ゐのしし、しか、うさぎ、
なつとせい、くま、いぬ。

(ロ) 鳥類
にはとり、あひる、しちめんちよう、がちよう、
かも、がん、つる、はと、きじ、やまどり、うづ
ら、しぎ、すすめ

(ハ) 爬虫類
すつぽん、あなうみがめ、しまへび、まむし

(ニ) 魚類
(海魚) たひ、まぐろ、さばら、ぶり、さば、さ
け、ます、ほうぼう、かつな、ひらめ、いわし、
たら、とびうな、さんま、さば、このしろ、はも、
はぜあち、さめ、(河魚) こひ、うなぎ、あゆ、

なまづふな、どじよう、あめのうな

(ホ) 軟體動物

頭足類 いか、たこ

腹足類 あはび、さざえ、たにし、ばい

斧足類 かき、はまぐり、ほたてがひ、あかが
ひ、あさり、いがひ、しじみ

(ヘ) 其他

えび、かに、なまこ、うに、くらげ

二、卵を食用となすもの

にはとり、あひる、だちよう、うづら、あなうみ
がめ、うに

三、乳を食用となすもの

うし、やぎ、となかひ、るは

害蟲と益蟲一覽

一、害蟲の主なるもの

稻の害蟲

いれのすあむし、いれのあなむし、うんか、いな

こ

豆類の害蟲

まめこがね、まめほんみよう、まめぞうむし

大根、蕪の害蟲

さるはむし、あなむし、あぶらむし

茄、瓜の害蟲

てんとうむしだまし、うりばい

桑の害蟲

えだしやくとり、かみきりむし、かひがらむし

茶の害蟲

えだしやくとり、みのむし、けむし

梨、栗の害蟲

しんくひむし、しきむし、かひがらむし

柑橘の害蟲

かみきりむし、かひがらむし、あぶらむし

柿、桃、梅の害蟲

へたむし、あぶらむし

苹果の害蟲

かひがらむし、わたむし、はまきむし、あぶらむ
し

毛織物の害蟲

かつたぶしむし、いが、しみ

二、益 蟲

害蟲に寄生してこれを喰ひ盡すもの
寄生蜂、寄生蠅

害蟲を捕食するもの

はち、てんとうむし、こみむし、とんぼ、ひらた
あぶ、しなやあぶ、かまきり、むしひきあぶ、ま
いまいかぶり

主なる人體寄生動物一覽

一、はらのむし

子供の腸に多く寄生して、いろいろの病氣を起しま
す。この動物の卵は野菜や果物等に着いて口からはひ
ります。

二、さなだむし

腸に寄生して、養分を吸収しますから、身體が次第
に衰弱します。このむしは成長すると長さ十めりとなる
近くにもなります。主として鱒の内から體內にはひり
ます。

三、十二指腸蟲

長さ一センチめりとなるほどの小さい動物であるが、

四、其他腸に寄生するもの

これが多数に腸の中に寄生すると、種々の病氣を起す。
十二指腸蟲は飲料水や野菜などと共に口からはひる外
田畑に働いてゐる農夫等では皮膚からもはひる。

多。
鞭蟲 長さ〇・五センチめりとなる、子供の大腸に

鞭蟲 盲腸に寄生する。長さ五センチめりとなるく
らゐる大きさです。

五、ちすとま

長さ一センチめりとなる内外の扁平の動物で、肝臓に
寄生するもの、肺臓に寄生するもの等がある。いづれ
も人體に大害の動物で、主として淡水産のかに或は淡

水産の魚類から人體内にはひる。

六、まらりあ蟲

非常に小さい原生動物で、まらりあ病は此の動物が身體内に寄生すると起る病氣であります。この蟲は、まだら蚊が傳播します。

七、その他の寄生蟲

ひぜんのみし、しらみ、のみ、なんきんむし、等は體の外部から血液を吸ふ寄生蟲であります。

狩獵鳥獸一覽

鳥類や獸類には私たちに有益な種類が多く、また珍らしい種類のものがあつて、みだりに捕へたり殺したりなどすると次第に少なくなります。それで法律で人間に利益のある鳥獸や、珍らしい種類を保護することになつてゐます。この法律で捕獲を許されてゐるものを狩獵鳥獸と申します。

(一) 狩獵鳥獸

あほうどり、う、ごいさぎ、あなさぎ、わし、くまたか、はやぶさ、みさご、きじ、やまどり、うづら、えぞやまどり、かも、あいさ、がん、くひな、ばん、だいぜん、むなぐる、ちどり、しぎ、はと、ひよどり、つぐみ、しろはら、まみちやじない、からす、かけす、しめ、いるか、いすか、ましこ、あとり、

ひば、かはらひば、うそ、すゞめ、にゆうないすゞめ、ほゝじろ、みやまほゝじろ、あなじ、くるじ、かしらだが、のじこ。
獸類各種(但し、かもしか、牝じか、あまみのくろうさぎを除く)

(二) 次の鳥類の狩獵期間は十一月一日より翌年二月末日までであります

きじ、やまどり。

(三) 次の鳥獸の狩獵期間は十二月一日より翌年二月末日までであります

あなぐま、いたち、かはをそ、きつね、牝じか、たねき、てん、むささび、りす。

普通の有毒動物一覽

毒蛇

毒蛇は頭に毒の出来る腺があるために左右に膨れて形が匙形になつてゐる。わが國産の毒蛇は内地のまむし、臺灣琉球のはぶ、暖い地方の海に棲むえらぶうなぎ等で、外國産ではめがねへび、がらがらへび等有名であります。

さそり

支那、滿洲、臺灣、インド等に産するくも類の動物です。尾端に毒囊があつて、激しい毒を出す。これに刺されると非常に苦しく死ぬこともあります。

ふぐ

ふぐの肉は非常にうまう、九州ではふぐ料理が名物となつてゐます。けれども、このふぐの卵、胃等内臓には恐しい毒があつて、誤つてこれを食べると大抵は

死にます。

なこせ

海の魚ですが骨が多くて食べられませぬ。鱭にある太い針で螫すのが得意で、螫されると痛みが激しいので漁夫は非常に嫌ひます。

はち

はちに螫されても痛みがあることはたれもよく御存じのはずでせう。

くらげ

海水浴の時によく螫されるのはくらげです。くらげには顕微鏡でなくては見えぬ小さい針がたくさんあつて、これで螫します。

傳染病の媒介をなす動物

はまだらか——蚊の一種、まらりや病を傳染します

つつがむし——だにの類で、つつがむし病を傳染します。新潟縣秋田縣に多いのです。

の　　み——べすと病を傳染します。
は　　へ——せきり、これら、ちぶす等の病原菌
を體に附けて人身にうつします

主なる飼鳥の原産地調べ

しまきべにすむめ	へきせ	あき	ごき	かき	ぶき	ぎき	じき	こき	こき	きべ	鳥名
まきせ	きせ	あき	ごき	かき	ぶき	ぎき	じき	こき	こき	きべ	鳥名
にちす	い	う	き	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	鳥名
す	い	う	き	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	鳥名
ふん	ひ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	ふ	鳥名
め	う	こ	む	ゆ	や	う	ら	ら	つ	う	鳥名
アマ	南	マ	ヨ	カ	シ	イ	イ	日	オ	オ	原産地
フ	レ	レ	ナ	パ					リ	ス	原産地
カ	イ	イ	ロ	リス	ン	ン			リ	リ	原産地
の	諸	群	群	ツ	マ				の	の	原産地
東				ト					北	北	原産地
部	島	島	島	バ	島	ラ	ド	ド	本	部	原産地

動物の壽命調べ

とたくつれうねいぶひさううくとしらせ	動物名
じすきつ	動物名
ひかくるみぎこめたじるましませう	動物名
一七二九五七一	壽命
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	壽命
八三〇	壽命
年年年年年年年年年年年年	壽命
かはのせなう金こかかかかはあにか	動物名
げろ	動物名
うみまなへり	動物名
(成蟲) (幼蟲) (成蟲) (幼蟲) すぎ魚ひるめやとむりす	動物名
二三七三二一五七四一一二二五一二一	壽命
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	壽命
時	壽命
間年月日年年年年年年年年年年	壽命